

(第二類 第八号)

第六十八回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録 第一号

本特別委員会は昭和四十六年十二月三十日(木曜日)議院において、沖繩及び北方問題に関する対策樹立のため設置することに決した。

十二月三十日

本特別委員は議長の名で、次の通り選任された。

天野 光晴君	池田 清志君
石井 一君	宇田 國榮君
小淵 恵三君	大石 八治君
大野 明君	加藤 陽三君
金丸 信君	木野 晴夫君
國場 幸昌君	佐藤 文生君
佐藤 守良君	正示啓次郎君
關谷 勝利君	田中伊三次君
田中 龍夫君	谷垣 專一君
谷川 和穂君	床次 徳二君
二階堂 進君	藤波 孝生君
三ツ林弥太郎君	箕輪 登君
湊 徹郎君	武藤 嘉文君
毛利 松平君	森 喜朗君
森下 國雄君	山下 徳夫君
豊 永光君	小平 忠君
田畑 金光君	門司 亮君

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君 理事 國場 幸昌君

理事 二階堂 進君 理事 湊 徹郎君

理事 毛利 松平君

天野 光晴君 池田 清志君

石井 一君 宇田 國榮君

小淵 恵三君 大石 八治君

大野 明君 大村 襄治君

加藤 陽三君 木野 晴夫君

佐藤 文生君 佐藤 守良君

正示啓次郎君 關谷 勝利君

田中伊三次君 田中 龍夫君

谷垣 專一君 谷川 和穂君

藤波 孝生君 三ツ林弥太郎君

箕輪 登君 武藤 嘉文君

森 喜朗君 森下 國雄君

山下 徳夫君 豊 永光君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 前尾繁三郎君

外務大臣 福田 赳夫君

大蔵大臣 水田三喜男君

文部大臣 高見 三郎君

厚生大臣 斎藤 昇君

通商産業大臣 田中 角榮君

運輸大臣 丹羽喬四郎君

出席政府委員

人事院総裁 佐藤 達夫君

人事院事務総局 管理局長 茨木 広君

総理府総務副長 砂田 重民君

防衛政務次官 野呂 恭一君

防衛庁長官官房 長 矢野 基男君

郵政大臣 廣瀬 正雄君

労働大臣 原 健三郎君

建設大臣 西村 英一君

自治大臣 渡海元三郎君

北海道開発庁長官

内閣官房長官 竹下 登君

國務大臣 山中 貞則君

總理府総務長官

農林大臣臨時代理 中村 寅太郎君

國務大臣 國家公安委員 行政管理局長

防衛庁長官 江崎 真澄君

國務大臣 木村 俊夫君

科學技術庁長官 木内 四郎君

環境庁長官 大石 武一君

委員外の出席者

沖繩及び北方問題に関する特別委員調査室長 綿貫 敏行君

外務政務次官 大西 正男君

委員の異動

十二月三十日 辭任 森下 國雄君 補欠選任 大村 襄治君

十二月三十日

床次徳二君が委員長に當選した。

同日

金丸 信君 國場 幸昌君

二階堂 進君 湊 徹郎君

毛利 松平君

が理事に當選した。

昭和四十六年十二月三十日(木曜日)

午後五時四十九分開議

第二類第八号

沖繩及び北方問題に関する特別委員會議録第一号 昭和四十六年十二月三十日

十二月三十日

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案(第六十七回国会附法第一号)(参議院送付)

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(第六十七回国会附法第二号)(参議院送付)

沖縄振興開発特別措置法案(第六十七回国会附法第三号)(参議院送付)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案(第六十七回国会附法第六号)(参議院送付)

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(第六十七回国会承認第一号)(参議院送付)

本日の会議に付した案件
委員長及び理事の互選
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案(第六十七回国会附法第一号)(参議院送付)

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(第六十七回国会附法第二号)(参議院送付)

沖縄振興開発特別措置法案(第六十七回国会附法第三号)(参議院送付)

沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案(第六十七回国会附法第六号)(参議院送付)

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件(第六十七回国会承認第一号)(参議院送付)

六十七回国会承認第一号(参議院送付)

〔森下(國)委員、委員長席に着く〕

○森下(國)委員 これより会議を開きます。

私が年長者でありますので、衆議院規則第百一条第四項の規定により、委員長が選任されるまで、私が委員長の職務を行ないます。

これより委員長の互選を行ないます。

○小淵委員 動議を提出いたします。

委員長の互選は、投票によらないで、床次徳二君を委員長に推薦したいと存じます。

○森下(國)委員 小淵恵三君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○森下(國)委員 御異議なしと認めます。よつて、床次徳二君が委員長に当選されました。

委員長床次徳二君に本席を譲ります。(拍手)

〔床次委員長、委員長席に着く〕

○床次委員長 このたび、重ねて本委員会の委員長にの重責をになうことになりました。何とぞよろしくお願いいたします。

○床次委員長 これより理事の互選を行ないます。

○小淵委員 動議を提出いたします。

理事の員数は九名とし、委員長において指名せられんことを望みます。

○床次委員長 ただいまの小淵恵三君の動議に御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。

それでは、委員長は、

金丸 信君 國場 幸昌君
二階堂 進君 湊 徹郎君
毛利 松平君

以上五名を理事に指名し、残余の理事については追つて指名することにしたいと思います。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○床次委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

○床次委員長 それでは、ただいま付託になりました内閣提出にかかる沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案、沖縄振興開発特別措置法案、沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案及び国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めるの件、以上の各案件を一括して議題といたします。

沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案
目次

第一章 総則(第一条・第二条)	第一章 総則(第一条・第二条)
第二章 沖縄県(第三条・第六条)	第二章 沖縄県(第三条・第六条)
第三章 沖縄県の市町村(第七条・第九条)	第三章 沖縄県の市町村(第七条・第九条)
第四章 裁判の効力の承継等	第四章 裁判の効力の承継等
第一節 民事関係(第十条・第二十四条)	第一節 民事関係(第十条・第二十四条)
第二節 刑事関係(第二十五条・第三十条)	第二節 刑事関係(第二十五条・第三十条)
第五章 琉球政府等の権利義務の承継等(第三十一条・第三十五条)	第五章 琉球政府等の権利義務の承継等(第三十一条・第三十五条)
第六章 法人の権利義務の承継等(第三十六条・第四十八条)	第六章 法人の権利義務の承継等(第三十六条・第四十八条)
第七章 通貨の交換等(第四十九条・第五十二条)	第七章 通貨の交換等(第四十九条・第五十二条)
第八章 法令の適用に関する特別措置	第八章 法令の適用に関する特別措置
第一節 通則(第五十三条・第五十四条)	第一節 通則(第五十三条・第五十四条)
第二節 総理府関係(第五十五条・第六十二条)	第二節 総理府関係(第五十五条・第六十二条)
第三節 法務省関係(第六十三条・第六十七条)	第三節 法務省関係(第六十三条・第六十七条)
第四節 大蔵省関係(第六十八条・第九十三条)	第四節 大蔵省関係(第六十八条・第九十三条)
第五節 文部省関係(第九十四条・第九十九条)	第五節 文部省関係(第九十四条・第九十九条)
第六節 厚生省関係(第一百条・第一百四条)	第六節 厚生省関係(第一百条・第一百四条)
第七節 農林省関係(第一百五条・第一百八条)	第七節 農林省関係(第一百五条・第一百八条)
第八節 通商産業省関係(第一百九条・第二百二十二条)	第八節 通商産業省関係(第一百九条・第二百二十二条)
第九節 運輸省関係(第二百二十三条・第二百二十九条)	第九節 運輸省関係(第二百二十三条・第二百二十九条)
第十節 郵政省関係(第二百三十条・第二百三十三条)	第十節 郵政省関係(第二百三十条・第二百三十三条)

六条

第十一節 労働省関係（第三百三十七条―第四百六条）

第十二節 建設省関係（第四百七条―第四百九条）

第十三節 自治省関係（第五百十条―第五百十五条）

第九章 雑則（第五百十六条・第五百十七条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、沖縄の復帰に伴い、本邦の諸制度の沖縄県の区域における円滑な実施を図るために必要な特別措置を定めるものとする。

（定義）

第二条 この法律において「沖縄」とは、硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島（大東諸島を含む。）をいう。

2 この法律において「本土」とは、沖縄以外の本邦の地域をいう。

3 この法律において「沖縄法令」とは、この法律の施行の際沖縄に適用されていた法令をいう。

4 この法律において「本土法令」とは、この法律の施行の際本土に適用されていた法令をいう。

第二章 沖縄県

（沖縄県の地位）

第三条 従前の沖縄県は、当然に、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に定める県として存続するものとする。

（沖縄県の条例等に関する暫定措置）

第四条 沖縄法令のうち、法律又はこれに基づく政令により沖縄県又はその機関に属せられることとなる事務に相当する事務について規定している沖縄法令で本邦の法令に抵触しないものは、政令で定めるところにより、この法律の施行の日から起算して三月を経過する日までの間、地方自治法の規定による沖縄県の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

（沖縄県の議会の議員及び知事の選挙）

第五条 沖縄県の議会の議員及び知事の選挙は、この法律の施行の日から起算して五十日をこえない範囲内において沖縄県の選挙管理委員会が定める日に行なうものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府の立法院議員又は行政主席の職にある者は、前項の選挙において沖縄県の議会の議員又は知事が選挙されるまでの間、それぞれ沖縄県の議会の議員又は知事の職にある者とみなす。

（沖縄県の主要公務員の選任又は選挙）

第六条 沖縄県の公安委員会、選挙管理委員会、人事委員会、地方労働委員会若しくは収用委員会の委員又は監査委員の選任（選挙管理委員会にあっては、議会における選挙）は、前条第一項の選挙において沖縄県の議会の議員及び知事が選挙された後に、遅滞なく行なうものとする。

2 沖縄県の海区漁業調整委員会の委員の選任又は

は選挙は、この法律の施行の日から起算して六月をこえない範囲内において政令で定める日に行なうものとする。

3 この法律の施行の際琉球政府の中央教育委員会、公安委員会、中央選挙管理委員会、人事委員会、中央労働委員会、収用審査会若しくは漁業調整委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。）又は会計検査院の検査官の職にある者は、前二項の規定による沖縄県の委員会の委員の選任若しくは選挙又は監査委員の選任が行なわれるまでの間（中央教育委員会の委員にあっては、昭和四十七年十二月三十一日までの間）、それぞれ沖縄県の相当の委員会の委員又は監査委員の職にある者とみなす。この場合には、沖縄県に置かれるべき海区漁業調整委員会の数は、一とする。

4 この法律の施行の際琉球政府の行政副主席の職にある者は、前条第一項の選挙において沖縄県の知事が選挙されるまでの間、沖縄県の副知事の職にある者とみなす。ただし、地方自治法第六十一条第一項ただし書の規定により、条例で、副知事が置かれないうこととされた場合には、この限りでない。

5 第一項の規定により沖縄県の出納長が選任されるまでの間、出納長の職務は、沖縄県知事が指定する職員が行なうものとする。

第三章 沖縄県の市町村（市町村の地位）

第七条 沖縄の市町村は、地方自治法の規定による市町村となるものとする。

（市町村の条例等に関する経過措置）

第八条 沖縄の市町村の条例、規則その他の規程で、本邦の法令及び沖縄県の条例、規則その他の規程に抵触しないものは、地方自治法の規定による市町村の条例、規則その他の規程としての効力を有するものとする。

（市町村の機関に関する経過措置）

第九条 この法律の施行の際沖縄の市町村の議会の議員、長、委員会の委員（委員に欠員があるときに補充される地位にある者を含む。以下この項において同じ。）又は委員その他の職員として在職する者は、その市町村の議会の議員、長、委員会の委員又は委員その他の相当の職員となるものとする。この場合において、これらの職員のうち、沖縄法令の規定により任期が定められているもので、地方自治法の規定によつても任期の定めのあるものの任期は、同法の規定によるものとし、沖縄法令の規定によりこれらの者が選挙され、又は選任された日から起算するものとする。

2 この法律の施行の際教育区の教育委員会の委員の職にある者は、昭和四十八年三月三十一日までの間、当該教育区と区域を一にする市町村の教育委員会の委員の職にある者とみなす。

第四章 裁判の効力の承継等

第一節 民事関係

（民事事件等の手続の承継）

第十条 沖縄の人身保護法（千九百六十九年立法第七十七号）、沖縄の電波法（千九百五十五年立法第八十号）、立法院議員選挙法（千九百五十六年立法第一号）、市町村議会議員及び市町村長

選挙法(千九百六十八年立法第七十四号)、行政
主席選挙法(千九百六十八年立法第七十五号)又
は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づく衆議
院議員及び参議院議員選挙法(千九百七十年立
法第九十八号)の規定による事件(刑事事件及び
沖縄の電波法第九十二条第一項の規定により異
議の申立てを却下する決定に対する訴えに係る
事件を除く。)について琉球政府の高等裁判所
(以下この章において「旧高等裁判所」という。)

において沖縄法令によりした事件の受理その他
の手續は、最高裁判所において本邦の相当法令
によりした事件の受理その他の手續とみなす。
第十一条 旧高等裁判所において沖縄法令によ
りした事件の受理その他の手續(分限事件、刑事
事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)

は、この法律に別段の定めがある場合を除き、
福岡高等裁判所において本邦の相当法令により
した事件の受理その他の手續とみなす。
2 立法院議員選挙法、市町村議会議員及び市町
村長選挙法(第十六条第一項(第二十一条にお
いて準用する場合を含む。))を除く。、行政主席選
挙法又は沖縄住民の国政参加特別措置法に基づ
く衆議院議員及び参議院議員選挙法の規定によ
る事件(刑事事件を除く。)について琉球政府の
地方裁判所(以下この章において「旧地方裁判
所」という。)

において沖縄法令によりした事件
の受理その他の手續は、福岡高等裁判所にお
いて本邦の相当法令によりした事件の受理その
他の手續とみなす。
3 沖縄の電波法の規定による事件(刑事事件及
び同立法第九十二条第一項の規定により異議の
申立てを却下する決定に対する訴えに係る事件
を除く。)

について旧地方裁判所において沖縄法
令によりした事件の受理その他の手續は、東京
高等裁判所において本邦の相当法令によりした
事件の受理その他の手續とみなす。
4 この法律の施行の際第二審として旧高等裁判
所に係属している上告事件(刑事事件及び前条

に規定する事件を除く。)についてされた上告の
提起は、控訴の提起とみなす。
第十二条 旧地方裁判所において沖縄法令によ
りした事件の受理その他の手續(刑事事件に関
するものを除く。)

は、この法律に別段の定めがあ
る場合を除き、那覇地方裁判所において本邦の
相当法令によりした事件の受理その他の手續と
みなす。
2 琉球政府の簡易裁判所(以下この章において
「旧簡易裁判所」という。)

の権限に属する事項で
本邦の法令によれば地方裁判所の権限に属すべ
きもの(刑事事件に関するものを除く。)

について旧簡易裁判所において沖縄法令によりした事
件の受理その他の手續は、那覇地方裁判所にお
いて本邦の相当法令によりした事件の受理その
他の手續とみなす。
3 地方裁判所は、第一項の規定に基づいて取り
扱うべき事件で、旧地方裁判所の権限に属して
いたものについては、裁判所法(昭和二十二年
法律第五十九号)の規定によれば地方裁判所の
権限に属しない事項についても、裁判権を有す
る。

第十三条 琉球政府の家庭裁判所(以下この章に
おいて「旧家庭裁判所」という。)

において沖縄法令
によりした事件の受理その他の手續(刑事事
件及び少年の保護事件に関するものを除く。)

は、那覇家庭裁判所において本邦の相当法令に
よりした事件の受理その他の手續とみなす。
第十四条 旧簡易裁判所において沖縄法令によ
りした事件の受理その他の手續(刑事事件に関
するものを除く。)

は、この法律に別段の定めがあ
る場合を除き、当該旧簡易裁判所の所在地を管
轄する簡易裁判所において本邦の相当法令によ
りした事件の受理その他の手續とみなす。
第十五条 第十一条第一項及び第四項の規定は琉
球列島米国民政府の上訴審裁判所の事件につ
いて、第十二条第一項及び第三項並びに第十三条
の規定は琉球列島米国民政府の民事裁判所の事
件について準用する。

2 前項の事件の手續の費用に關し必要な事項
は、最高裁判所規則で定める。
(琉球政府の裁判所等にあてて発せられた書類
に關する経過措置)

第十六条 この法律の施行前に琉球政府の裁判所
(以下この章において「旧裁判所」という。)

又は
琉球列島米国民政府の裁判所(以下この章にお
いて「民政府の裁判所」という。)

にあてて発せら
れた上告状、控訴状、訴状その他の書類(刑事
事件及び少年の保護事件に関するものを除く。)

で、この法律の施行の際まだ受理されていない
ものは、第十条から前条までの規定に基づいて
事件を取り扱うべき裁判所にあてたものとみな
す。
2 旧地方裁判所又は旧家庭裁判所が第一審とし
てした判決(第十条に規定する事件及び刑事事
件に關するものを除く。)

に対してこの法律の施行
前に発せられた上告状で、この法律の施行の
際まだ受理されていないものは、控訴状とみな
す。
(弁論の更新)
第十七条 第十条から第十五条までの規定に基づ
いて承継した事件については、当事者は、従前
の口頭弁論の結果を陳述しななければならない。
(公序良俗に反する裁判の効力)
第十八条 旧裁判所及び民政府の裁判所の確定の
裁判(刑事事件及び少年の保護事件に関するも
のを除く。)

は、この法律に別段の定めがあ
る場合を除き、その効力を有しない。
(民事訴訟法及び非訟事件手続法に關する経過
措置)
第十九条 第十条から第十五条までの規定に基づ
いて承継した事件につき民事訴訟法(明治二十
三年法律第二十九号)又は非訟事件手続法(明治
三十一年法律第十四号)を適用し、又は準用す
るに關する経過措置に關しては、民事訴訟法
等の一部を改正する法律(昭和二十九年法律第

百二十七号)附則第四項、第八項及び第十項、
民事訴訟法の一部を改正する法律(昭和三十
九年法律第三十五号)附則第二項、民事訴訟手
続に關する条約等の実施に伴う民事訴訟手續の
特例等に關する法律(昭和四十五年法律百十
五号)附則第五項並びに民事訴訟法等の一部を
改正する法律(昭和四十六年法律第百号)附則第
二項の規定の例による。

2 この法律の施行の際本土の裁判所に係属して
いる事件の沖縄にある当事者の行為に關し民事
訴訟法第五十九条第一項後段(同法以外の法
令において準用する場合を含む。)

又は非訟事件
手続法第二十二條後段(同法以外の法令にお
いて準用する場合を含む。)

に定める期間が現に進
行しているものについては、なお従前の例によ
る。
(破産法及び和議法に關する経過措置)
第二十条 破産法(大正十一年法律第七十一号)又
は和議法(大正十一年法律第七十二号)を適用す
るに關する経過措置に關しては、破産法及び
和議法の一部を改正する法律(昭和二十七年法
律第百七十三号)附則第二項から第七項まで及
び会社更生法等の一部を改正する法律(昭和四
十二年法律第八十八号)附則第六項から第八項
までの規定の例による。

(行政事件訴訟法に關する経過措置)
第二十一条 この法律の施行の際行政事件訴訟特
例法(千九百五十二年立法第四十八号)第五條第
一項の期間が現に進行している処分又は裁決の
取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決があ
つたことを知つた日を基準とするものについて
は、同條第一項、第二項、第四項及び第五項の
規定の例による。

ただし、その期間は、この法
律の施行の日から起算して三月とする。
2 この法律の施行の際行政事件訴訟特例法第五
條第三項の期間が現に進行している処分又は裁
決の取消しの訴えの出訴期間で、処分又は裁決
があつた日を基準とするものについては、同條

第三項から第五項までの規定の例による。

3 前二項の規定は、この法律の施行後に審査請求がされた場合における行政事件訴訟法（昭和三十一年法律第百三十九号）第十四条第四項の規定の適用を妨げない。

4 前三項に定めるもののほか、行政事件訴訟法を適用するに於ける経過措置に関しては、同法附則第四条から第六条まで及び附則第八条から第十一条までの規定の例による。

（民事事件等の不服申立期間に関する特例）

第二十二條 第十条から第十五条までの規定により本土の裁判所においてしたものとみなされる裁判に対する上訴その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際その期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

（民事事件の手續の費用に関する経過措置）

第二十三條 旧裁判所に提起された事件（人身保護事件、刑事事件及び少年の保護事件を除く。）の手續の費用については、民事訴訟費用等に関する法律及び刑事訴訟費用等に関する法律施行法（昭和四十六年法律第四十二号）第三条第一項から第三項まで、第四条及び第五条の規定の例による。

（過料に関する経過措置）

第二十四條 この法律の施行の際沖繩に適用されていた過料又は監置（裁判所又は裁判官が科するものに限り。）に関する規定は、この法律に別に定めがある場合を除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該過料に関する規定に定める過料の額については、第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる法令の規定による過料の裁判は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の際沖繩において旧簡易裁判所が裁判権を有していた場合にあつては簡易裁判所が、旧地方裁判所が裁判権を有していた場合にあつては地方裁判所がするものとする。

3 第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の民事訴訟法（明治二十三年法律第二十九号）、沖繩の家事審判法（千九百五十六年立法第八十八号）、沖繩の民事調停法（千九百五十七年立法第九十六号）、法廷等の秩序維持に関する立法（千九百六十八年立法第二十六号）又は沖繩の人身保護法の規定による過料の裁判は、第十条から第十四条までの規定により当該手續を承継した裁判所がするものとする。

第二節 刑事関係

第二十五條 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定（刑事に関する法令の規定のうち過料又は監置に関するものを除く。）以下この項及び第二十七條第一項において同じ。）は、政令で定めるものを除き、この法律の施行前の行為について、なおその効力を有する。この場合において、当該刑罰に関する規定に定める罰金、料料又は過料の額については、第四十九條第一項の規定による交換比率により日本円に換算した額をもつてその額とする。

（罰則に関する経過措置）

2 前項の規定によりなおその効力を有することとされる沖繩の刑法（明治四十年法律第四十五号）第二十六條各号、第二十六條ノ二第一号及び第三号並びに第二十九條第一項第一号から第三号までの規定に定める刑には、この法律の施行後の行為について科せられた刑を含むものとする。

3 この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定のうち、別に定めるもののほか、次に掲げる罰則は、この法律の施行後の行為について、法律としての効力を有する。この場合において、刑法（明治四十年法律第四十五号）第七條の規定は適用せず、公務員及び公務所の意義については、この法律の施行の際沖繩に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二條の例に、第四号の罪は同法第三條の例に、沖繩の刑法第百九十七條ノ三第三項の罪は同法第四條の例に従う。

1 沖繩の刑法第百三條

2 沖繩の刑法第百三十四條第一項及び同法以外

3 沖繩の刑法第百五十五條及び同法から同法第百五十七條までに記載した文書又は図画に

に適用されていた刑罰に関する規定に定めるところによるものとし、かつ、第三号及び第五号の罪は同法第二條の例に、第四号の罪は同法第三條の例に、沖繩の刑法第百九十七條ノ三第三項の罪は同法第四條の例に従う。

1 沖繩の刑法第百三條

2 沖繩の刑法第百三十四條第一項及び同法以外

3 沖繩の刑法第百五十五條及び同法から同法第百五十七條までに記載した文書又は図画に

4 沖繩の刑法第百六十條に記載した文書に

5 沖繩の刑法第百六十五條及び第百六十六條

6 沖繩の刑法第百九十七條ノ三第三項並びに

7 同項に規定する賄賂に関する同法第百九十七條ノ五及び第百九十八條第一項並びに同法以外

8 この法律又はこの法律に基づく政令により、

9 この法律の施行後の行為について、本部の法令としての効力を有することとされる沖繩法令の

10 罰則に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収は、刑法第九條に定める懲役、禁錮、罰金、拘留、科料又は没収とし、当該罰則に定める罰金又は料料の額の換算については、第一項

11 輸出及び輸入、出入国その他の行為で、この

12 法律の施行前に行なわれたものに対する罰則の

1 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審としてした判決に対する上告

2 沖繩の刑事訴訟法（千九百五十五年立法第八十五号）に定める非常上告及び特に定める抗告

3 高等裁判所は、次の事項について裁判権を有する。

4 旧高等裁判所が刑事（少年の保護事件を含む。）第四項、次条第一項、第二十八條第一項及び第六項並びに第三十條において同じ。）に關し裁判権を有していた事項（前項各号に掲げるものを除く。）

5 旧地方裁判所が刑事に關し上訴審として裁判権を有していた事項（沖繩の刑事訴訟法第四百三十八條第一項に定める裁判の取消し又は変更の請求を除く。）

6 沖繩の刑法第七十七條から第七十九條までの罪に係る訴訟の第一審

7 地方裁判所は、旧地方裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（前項第二号及び第三号に掲げるものを除く。）及び民政府の裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について裁判権を有する。

8 家庭裁判所は、旧家庭裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項について権限を有する。

9 簡易裁判所は、旧簡易裁判所が刑事に關し裁判権を有していた事項（沖繩の刑法第九十五條の罪、同法第二百四十六條の罪及びその未遂罪並びに同法第二百四十九條の罪及びその未遂罪並びに長期一年以上の懲役若しくは禁錮にあたる罪（選挙刑として罰金が定められているものを除く。）に係る訴訟を除く。）について裁判権を有する。

（手續、執行等の承継）

第二十七條 刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）、少年法（昭和二十三年法律第百六十八号）、監獄法（明治四十一年法律第二十八号）、犯罪者予防更生法（昭和二十四年法律第百四十

1 沖繩の刑法第百三條

2 沖繩の刑法第百三十四條第一項及び同法以外

3 沖繩の刑法第百五十五條及び同法から同法第百五十七條までに記載した文書又は図画に

二号)その他の政令で定める刑事に関する法律及びこれらに基づく命令並びに刑事に関する最高裁判所規則のうち最高裁判所規則で定めるもの(以下この節において「本土の刑事関係法令」という。)の規定(刑罰に関する規定を除く。)は、この法律の施行前に沖縄において生じた事項についても適用する。この場合において、この法律の施行の際沖縄に適用されていた刑事に関する法令(以下この節において「沖縄の刑事関係法令」という。)の規定に関する事項で本土の刑事関係法令にその規定に相当する規定のあるものは、当該本土の刑事関係法令の規定に関する事項と、沖縄の刑事関係法令の規定によつて生じた効力は、本土の刑事関係法令上の相当の効力とみなす。

2 前項後段の規定の適用については、沖縄の刑事訴訟法第四百十五條に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第二章に定める控訴に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第四百十六條に定める上告に関する規定は、刑事訴訟法第三編第三章に定める上告に関する規定に、沖縄の刑事訴訟法第三百七十九條第三項、第三百九十五條第二項、第三百九十六條第二項又は第四百十三條第二項に定める即時抗告に関する規定は、これらに対応する刑事訴訟法第三百七十九條第三項、第三百八十五條第二項、第三百八十六條第二項又は第四百三十三條第二項に定める異議の申立てに関する規定に相当するものとし、民政府の裁判所がした刑事に関する最終の裁判(この法律の施行の際当事者が上訴をすることができた事件で次条第八項後段の規定によりこの法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているもの)とみなされるもの以外のものについての裁判を含むものとし、以下この節において「民政府の裁判所の最終裁判」という。は、那覇地方裁判所がした刑事に関する確定裁判と、この法律の施行の際琉球政府の更生保護委員会に係属している異議の申立ては、この法律の施行の日に

中央更生保護審査会に対してされた審査請求とみなす。

3 沖縄の刑事訴訟法の施行前に旧裁判所に公訴の提起があつた事件については、刑事訴訟法施行法(昭和二十三年法律第二百四十九号)第二條に定める事件の処理に関する法令の規定の例による。この場合においては、第一項の規定を準用する。

第二十八條 旧裁判所においてした刑事に関する事件の受理その他の手続は、当該裁判所の所在地を管轄する裁判所前二條の規定により当該事件について裁判権その他の権限を有する裁判所(その裁判所が二以上あるときは、この法律の施行の際当該事件に係属している旧裁判所と管轄区域を同じくする裁判所とし、以下この項において「相当裁判所」という。)においてした事件の受理その他の手続とし、この法律の施行前に旧裁判所において発せられた刑事に関する訴訟に関する書類でこの法律の施行の際まだ受理されてないものは、相当裁判所にあてたものとみなす。

2 この法律の施行の際旧裁判所に係属している事件についてこの法律の施行前にした公判手続は、これを更新しなければならない。

3 旧裁判所がした裁判その他の処分で前條第一項の規定により本土の刑事関係法令の規定に定める裁判その他の処分とみなされるものの上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立ての期間は、この法律の施行の際まだその期間が満了していない場合に限り、この法律の施行の日から起算する。

4 この法律の施行の際公訴の時効が完成していない布告及び布令に定める罪についての時効の期間は、刑法並びに訴訟手続法典(千九百五十五年琉球列島米国民政府布令第四百四十四号)第一部第三章第四條又は刑事訴訟法第二百五十條に定める期間のうち、犯人に有利なものによる。

5 旧簡易裁判所がした略式命令又は即決裁判がこの法律の施行後に確定判決と同一の効力を生ずることとなる場合における罰金又は料料の上限の額については、なお従前の例による。この場合においては、その額の換算については、第二十五條第一項後段の規定を準用する。

6 この法律の施行前に沖縄において生じた事項に係る刑事訴訟費用、刑事補償その他刑事に関する国の債権債務の額の算定については、なお従前の例による。

7 民政府の裁判所が裁判権を有していた刑事に関する事件(民政府の裁判所の最終裁判があつた事件を除く。)についてこの法律の施行前にされた手続は、この法律の施行後は、事件の受理を除き、その効力を有しない。

8 この法律の施行の際民政府の裁判所に係属している刑事に関する事件について、最高裁判所規則で定める期間内に検察官から刑事訴訟法第二百五十六條に定める起訴状が那覇地方裁判所に差し出されたときは、当該事件は、この法律の施行の日に同裁判所に係属するものとする。

この場合において、民政府の裁判所の裁判があつた事件で、この法律の施行の際当事者が上訴をすることができたものについて、最高裁判所規則で定める期間内に当事者から那覇地方裁判所に審査を求める旨の書面の提出があつたときは、当該事件は、この法律の施行の際民政府の裁判所に係属しているものとみなす。

9 沖縄の刑事関係法令の規定による服役良好時間又は特殊良好時間の取得並びに喪失及び取消しについては、なお従前の例による。

(恩赦)
第二十九條 恩赦に関する法令の規定は、沖縄に適用されていた刑罰に関する規定に定める罪を犯した者についても適用があるものとする。

2 この法律の施行前に沖縄においてされた減刑又は赦免は、それぞれ恩赦法(昭和二十二年法律第二十号)に定める減刑又は大赦若しくは特赦に相当する効力を有するものとみなす。

(適用除外)
第三十條 この節の規定は、沖縄に設立されていた裁判所が刑事に關してした裁判で昭和二十七年四月二十八日前に確定したもの(沖縄に設立されていた裁判所が同日前に刑事に關してした裁判で、上訴、正式裁判の請求その他の不服の申立てがなく、又はその申立てを取り下げられたため、同日以後に確定したものを含む。)及び民政府の裁判所が昭和三十年四月十日前にした刑事に關する最終の裁判に係る事項については、適用しない。

第五章 琉球政府等の權利義務の承継等
第三十一條 琉球政府の權利義務の承継等
(琉球政府の權利義務の承継)
第三十二條 この法律の施行の際琉球政府が有している權利及び義務は、別に法律に定めがある場合を除き、政令で定めるところにより、その時に在りて、琉球政府の事務又は事業を承継する國又は沖縄県その他の法人が、その承継する事務又は事業の目的又は性格その他の事情に応じて承継する。

(琉球政府の職員承継)
第三十三條 この法律の施行の際琉球政府の一般職に属する常勤の職員又は特別職のうち政令で定めるものに属する職員として在職する者は、政令で定めるところにより、國、沖縄県、沖縄県の区域内の市町村又は政令で定める公共的団体の職員となる。

(琉球政府の決算の処理)
第三十三條 沖縄県知事は、政令で定めるところにより、琉球政府のこの法律の施行の日の前日の属する年度の決算を作成し、沖縄県の監査委員の審査を経て、これを沖縄県の議会に報告するとともに、内閣総理大臣に報告しなければならない。

2 沖縄県知事は、前項の規定による決算を作成したときは、すみやかに当該歳入歳出決算並びにこの法律の施行の日の前日における琉球政府

の財産、公債及び借入金の現在高その他財政に
関する一般の事項について、印刷物の配付その
他適当な方法で住民に報告しなければならな
い。

（地方教育区の権利義務の承継）

第三十四条 この法律の施行の際教育区又は連合
教育区が有している権利及び義務は、別に法律
に定めがある場合を除き、その時においてそれ
ぞれ当該教育区と区域を一にする市町村又は沖
縄県が承継する。

（地方教育区の職員の承継）

第三十五条 この法律の施行の際教育区の常勤の
職員として在職する者は、当該教育区と区域を
一にする市町村の職員となる。

2 この法律の施行の際連合教育区又は教育委員会
に置かれている教育長及び教育次長並びにその
事務局の常勤の職員として在職する者は、政令
で定めるところにより、沖縄県又は沖縄県の区
域内の市町村の職員となる。

第六章 法人の権利義務の承継等

（琉球水道公社）

第三十六条 琉球諸島及び大東諸島に関する日本
国とアメリカ合衆国との間の協定第六条第一項
の規定により政府に移転し、又は政府が引き継
いだ琉球水道公社の財産その他の権利及び義務
は、政令で定めるものを除き、この法律の施行
の時において沖縄県が承継する。

（琉球電信公社）

第三十七条 この法律の施行の際琉球電信電話公
社（千九百五十八年立法第八十七号）に基づく
琉球電信電話公社（以下この条において「琉球公
社」という。）が有している権利及び義務は、そ
の時において日本電信電話公社（以下この条に
おいて「公社」という。）が承継する。

2 この法律の施行の際琉球公社の職員である者
は、その時において公社の職員となる。ただ
し、その時において国際電信電話株式会社勤
務することとなる者については、この限りでな
い。

3 この法律の施行前に琉球政府から琉球公社に
出資された額に相当する額は、日本電信電話公
社（昭和二十七年法律第二百五十号）第五条第
二項の規定にかかわらず、この法律の施行の日
に政府から公社に追加して出資されたものとす
る。

4 公社は、この法律の施行の日から起算して九
十日を経過する日までは、第一項の規定により
琉球公社から引き継いだ国際電気通信業務に必
要な設備で日本電信電話公社法第六十八條に規
定するものを、同条の規定にかかわらず、国会
の議決を経ないで、国際電信電話株式会社に譲
渡することができる。ただし、あらかじめ郵政
大臣の認可を受けることを要する。

（沖縄放送協会）

第三十八条 この法律の施行の際沖縄の放送法
（千九百六十七年立法第二百二十二号）に基づく沖
縄放送協会が有している権利及び義務は、その
時において日本放送協会が承継する。

2 日本放送協会は、この法律の施行の際におけ
る沖縄放送協会の資産の価額（沖縄放送協会の
会計における当該資産の帳簿価額をいう。）から
負債の金額を控除して残額を生ずるときは、当
該残額（当該残額がこの法律の施行の際琉球政
府が沖縄放送協会に對し出資している額をこえ
る場合には、当該出資している額）に相当する
額を、この法律の施行の日から起算して一年以
内に、国に納付しなければならない。

（沖縄下水道公社）

第三十九条 この法律の施行の際沖縄下水道公社
法（千九百六十七年立法第六号）に基づく沖縄
下水道公社が有している権利及び義務は、その
時において沖縄県が承継する。

（住宅の供給を目的とする沖縄の特別の法人）
第四十条 沖縄の立法により特別の設立行為をも
つて設立され、琉球政府が基本財産たる財産の
額の二分の一以上に相当する財産を拠出してお

り、かつ、地方住宅供給公社法（昭和四十年法律
第二百二十四号）第一条に規定する事業と同様の
事業を行なうことを目的とする法人で政令で定
めるものは、沖縄県が設立団体である地方住宅
供給公社となる。

（沖縄学校安全会）

第四十一条 この法律の施行の際沖縄学校安全会
法（千九百六十五年立法第十号）に基づく沖縄学
校安全会が有している権利及び義務は、その時
において日本学校安全会が承継する。

（輸出パイナップルかん詰組合）

第四十二条 パイナップル産業振興法（千九百
五十九年立法第八十五号）に基づく輸出パイ
ンアップルかん詰組合は、中小企業団体の組織
に関する法律（昭和三十一年法律第八十五号）
に基づく商工組合となる。

2 前項の規定により中小企業団体の組織に関す
る法律に基づく商工組合となつた輸出パイ
ンアップルかん詰組合（以下この条において「かん
詰組合」という。）は、この法律の施行の日から
起算して三月を経過する日までに、必要な定款
の変更につき中小企業団体の組織に関する法律
第四十七条第二項において準用する中小企業等
協同組合法（昭和二十四年法律第八十一号）第
五十一条第二項の認可の申請をしなければなら
ない。

3 かん詰組合は、前項に規定する期間内に同項
の規定による認可の申請をしなかつた場合又は
当該期間内に当該認可の申請をしたがその認可
を受けることができなかった場合においては、
当該期間の満了の時又は当該認可を受けること
ができなかつたことが確定した時（その時が当該期
間の満了前である場合には、当該期間の満了の時）
において、すでに解散した場合を除いて、解
散する。この場合における解散及び清算につ
いては、中小企業団体の組織に関する法律第四
十七条第三項において準用する中小企業等協同
組合法第六十二条第一項第五号に掲げる事由に

より解散した商工組合の解散及び清算の例によ
る。

4 かん詰組合については、中小企業団体の組織
に関する法律第八條第一項の規定は、第二項の
定款の変更につき同項に規定する認可があるま
では、適用しない。

（各種共済組合）

第四十三条 この法律の施行の際公務員等共済組
合法（千九百六十九年立法第五十四号）に基づ
く公務員等共済組合、市町村議会議員共済会若
しくは市町村関係団体職員共済組合又は公立学
校職員共済組合法（千九百六十八年立法第四
十七号）に基づく公立学校職員共済組合が有し
ている権利及び義務は、政令で定めるところに
より、その時において公共企業体職員等共済組
合法（昭和三十一年法律第三十四号）に基づく
共済組合、国家公務員共済組合法（昭和三十
三年法律第二百八十八号）に基づく共済組合若しくは
国家公務員共済組合連合会又は地方公務員等
共済組合法（昭和二十七年法律第五十二号）に
基づく共済組合、地方議会議員共済会若しくは
団体共済組合が承継する。

2 この法律の施行の際沖縄の私立学校教職員共
済組合法（千九百七十一年立法第八十三号）第九
十六条において「沖縄私立共済組合法」という。）
に基づく私立学校教職員共済組合（同条におい
て「沖縄私立共済組合」という。）が有している権
利及び義務は、その時において私立学校教職員
共済組合法（昭和二十八年法律第二百四十五号）
同条において「私立共済組合法」という。）に基づ
く私立学校教職員共済組合（同条において「私立
共済組合」という。）が承継する。

3 この法律の施行の際沖縄の農林漁業団体職員
共済組合法（千九百六十九年立法第八十七号）第
百六条において「沖縄農林共済組合法」という。）
に基づく農林漁業団体職員共済組合（同条に
おいて「沖縄農林共済組合」という。）が有してい
る権利及び義務は、その時において農林漁業団

体職員共済組合法（昭和三十三年法律第九十九号。同条において「農林共済組合法」という。）に基づき農林漁業団体職員共済組合（同条において「農林共済組合」という。）が承継する。
（法人である沖縄の職員団体等）

第四十四条 琉球政府公務員法（千九百五十三年立法第四号）に基づき法人である職員団体のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となる者（国家公務員法（昭和二十二年法律第百二十号）第八十八条の二第五項に規定する職員（当該職員とみなされる者を含む。）となる者及び公共企業体等労働関係法（昭和二十三年法律第二百五十七号）第二条第二項第二号の職員となる者を除く。）が主体となつて組織するものは、国家公務員法に基づき法人である職員団体となる。

2 前項の規定により国家公務員法に基づき法人である職員団体となつたものは、人事院規則で定める日までに、解散したものと及び同法第八十八条の三の規定により登録されたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づき法人である職員団体の同法の規定による解散及び清算の例による。

第四十五条 前条の規定は、琉球政府公務員法に基づき法人である職員団体又は沖縄の労働組合法（千九百五十三年立法第四十二号）に基づき法人である労働組合のうち、この法律の規定により沖縄県又は沖縄県の区域内の当該市町村の職員となる者（地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第五十二条第五項に規定する職員となる者及び地方公共企業労働関係法（昭和二十七年法律第二百八十九号）第三条第二項に規定する職員となる者を除く。）がそれぞれ主体となつて組織するもの（沖縄県の区域内の公立学校の職員となる者が主体となつて組織するものを含む。）の地位について準用する。この場合において、前条中「国家公務員法に基づき法人」と

あるのは「地方公務員法に基づき法人」と、「人事院規則」とあるのは「政令」と、「第八十八条の三」とあるのは「第五十三条」と読み替へるものとする。

第四十六条 沖縄の労働組合法に基づき法人である労働組合又は琉球政府公務員法の規定に基づく法人である職員団体のうち、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第三条の労働者が主体となつて組織するものは、同法に基づき法人である労働組合となる。

2 前項の規定により労働組合法に基づき法人である労働組合となつたものは、政令で定める日までに、解散したものと及び同法第十一条第一項又は公共企業体等労働関係法第三条第二項の規定の例により労働組合法の規定に適合する旨の労働委員会又は公共企業体等労働委員会の証明を受けたものを除き、その日の経過により解散する。この場合における解散及び清算については、同法に基づき法人である労働組合の同法の規定による解散及び清算の例による。
（宗教団体等）

第四十七条 沖縄の宗教団体法（昭和十四年法律第七十七号）に基づき法人である宗教団体及びこの法律の施行の際琉球政府が保管している神社明細帳に記載されている神社は、それぞれ、宗教法人法（昭和二十六年法律第二百六十六号）に基づき宗教法人となる。

2 前項の規定により宗教法人法に基づき宗教法人となつた者（以下この条において「沖縄宗教法人」という。）は、同法による宗教法人の設立手続の例により、規則を作成し、これについて所轄庁の認証を受けなければならない。この場合における規則の認証の申請は、この法律の施行の日から起算して一年六月以内になければならない。
3 沖縄宗教法人は、前項に規定する期間内に同項の規定による規則の認証の申請をしなかつた場合又は当該期間内に当該認証の申請をしたがその認証を受けることができなかった場合にお

いては、当該期間の満了の時又は当該認証を受けることができないことが確定した時（その時が当該期間の満了前である場合には、当該期間の満了の時）において、すでに解散したものを除いて、解散する。この場合における解散及び清算については、宗教法人法第四十三条第二項第四号に掲げる事由により解散した宗教法人の解散及び清算の例による。

4 宗教法人法第四十四条、第八十条、第八十条の二及び第八十二条の規定は第二項の規定による認証に関する決定及びその取消しについて、同法第八十一条（第一項第五号に掲げる事由に係る部分に限る。）の規定は当該認証を受けた沖縄宗教法人が宗教団体でないことが判明したことを事由とする解散命令について、同法第八十七条の規定は当該認証の取消しに関する訴えについて、同法第八十九条の規定は当該認証の申請について、それぞれ準用する。この場合において、同法第十四条第四項中「三月」とあるのは、「一年」と読み替へるものとする。
（その他の沖縄の法人の地位）

第四十八条 第三十六条から前条までに定めるもののほか、沖縄の民法（明治二十九年法律第八十九号）、沖縄の商法（明治三十二年法律第四十八号）、沖縄の有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）、その他本土法令に相当する沖縄法令に基づき法人は、それぞれ、民法（明治二十九年法律第八十九号）、商法（明治三十二年法律第七十四号）、有限会社法（昭和十三年法律第七十四号）その他当該沖縄法令に相当する本土法令に基づき相当の法人となる。

第七章 通貨の交換等

（通貨の交換）
第四十九条 沖縄県の区域内にある居住者は、政令で定めるところにより、当該区域において保有するアメリカ合衆国通貨を、この法律の施行の日前における外国為替の売買相場を動向を勘案し、内閣の承認を得て大蔵大臣が定める交換

比率により、同日から政令で定める日までの間に、本邦通貨と交換しなければならない。
2 政府は、前項の規定によるアメリカ合衆国通貨と本邦通貨との交換に関する事務を、政令で定めるところにより、日本銀行に取り扱わせるものとする。

3 前二項における用語については、次に定めるところによる。

一 「本邦通貨」とは、臨時通貨法（昭和十三年法律第八十六号）又は日本銀行法（昭和十七年法律第六十七号）により発行され、この法律の施行の際通用する臨時補助貨幣及び銀行券をいう。

二 「アメリカ合衆国通貨」とは、アメリカ合衆国政府又は連邦準備銀行その他のアメリカ合衆国の銀行が発行し、この法律の施行の際沖縄において通用する貨幣、紙幣及び銀行券をいう。

三 「居住者」とは、外国為替及び外国貿易管理法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第六条第一項第五号に規定する居住者をいう。

（印紙の交換等）

第五十条 沖縄の収入印紙（印紙をもつてする才入金納付に関する立法（千九百五十二年立法第八号。次項において「沖縄印紙納付法」という。）に規定する収入印紙をいう。以下この項において同じ。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の収入印紙の金額（当該請求に係る沖縄の収入印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、沖縄県の区域内に所在する郵便局（次項において「沖縄の郵便局」という。）において、収入印紙と交換するものとする。
2 沖縄の失業保険印紙（沖縄印紙納付法に規定する失業保険印紙をいう。以下この項において

同じ。については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、これを所持する者の請求に応じ、当該請求に係る沖縄の失業保険印紙の金額（当該請求に係る沖縄の失業保険印紙が二枚以上である場合には、その合計金額）を前条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、失業保険印紙の売りさばきをする沖縄の郵便局において買い戻すものとする。

（切手類の交換等）

第五十一条 沖縄の郵便法（千九百五十三年立法第七十四号）第三十一条の規定により琉球政府行政主席が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票（同立法第三十三条に規定する郵便切手及び郵便葉書を除く。以下この条において「沖縄の切手類」という。）については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、沖縄の切手類を所持する者の請求に応じ、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額（二枚以上の沖縄の切手類に係る場合には、そのあらわす料金の合計額。次項において同じ。）を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額により、郵便法（昭和二十二年法律第六十五号）第三十三条の規定により郵政大臣が発行した郵便切手その他郵便に関する料金をあらわす証票と交換するものとする。

2 沖縄の切手類については、この法律の施行の日から政令で定める日までの間に限り、政令で定めるところにより、当該沖縄の切手類のあらわす料金の額を第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円に換算した金額に相当する額の限度において、郵便に関する料金の納付に充てることができる。ただし、沖縄県の区域以外の本邦の地域に所在する郵便局に差し出される郵便物に係る沖縄の切手類については、沖縄

縄県の区域にあつて差し出される料額印面のついた往復葉書の返信部に限る。

（合衆国ドル表示の債権又は債務の切替）

第五十二条 国又は地方公共団体がこの法律の規定に基づき承継する合衆国ドル表示の債権又は債務（以下この条において「ドル表示債権債務」という。）は、沖縄の市町村が有しているドル表示債権債務その他国又は地方公共団体と沖縄にある者との間に存するドル表示債権債務及び沖縄にある者との間又は沖縄にある者と本土にある者との間に存するドル表示債権債務で、本邦で支払われるべきものは、政令で定めるもの及び特約のあるものを除き、この法律の施行の際第四十九条第一項の規定による交換比率により日本円表示の債権又は債務に切り替えられるものとする。

第八章 法令の適用に関する特別措置

第一節 通則

（沖縄法令による免許等の効力の承継等）

第五十三条 この法律の施行前に、本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定によりされた免許、許可、認可、承認、登録、これらの処分、取消し、申請、届出等の処分又は手続は、別に法律に定めがある場合及び沖縄と本土との間にあって処分の基準が著しく異なる等特別の理由がある場合を除き、政令（当該本土法令が総理府令又は省令であるときは、それぞれ総理府令又は省令。以下次条までにおいて同じ。）で定めるところにより、それぞれ本土法令の相当規定によりされた処分又は手続とみなす。

2 前項の規定により本土法令の規定による免許、許可等の処分を受けたものとみなされた場合において、この法律の施行前に、沖縄法令において免許の取消し、営業の停止その他の不利益な処分の理由とされている事実で、これに相当する事実が本土法令においてもこれらの不利益な処分の理由とされているものがあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定

の適用を受けたことが沖縄法令において不利益な処分の理由とされている事実と該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、それぞれ、本土法令において不利益な処分の理由とされている事実があつたものとみなして、本土法令の当該規定を適用することができる。

3 別に法律に定めがある場合及び第一項の規定が適用される場合を除き、人の資格に関する本土法令の規定の適用については、当該本土法令において欠格事由とされている事実と相当する事実がこの法律の施行前に沖縄においてあつたとき（第二十五条第一項に規定する沖縄法令の規定の適用を受けたことが当該事実と該当する場合において、この法律の施行後に、同項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定の適用を受けたときを含む。）は、政令で定めるところにより、本土法令において当該欠格事由とされている事実があつたものとみなすことができる。

4 第一項及び前項の規定は、この法律の施行の際すでに本土法令の規定により与えられている身分又は地位に影響を及ぼすものではない。

（沖縄において従事していた業務等の継続）

第五十四条 一定の業務又は職業についての制限又は禁止を定めている本土法令の規定に相当する沖縄法令の規定がない場合においては、この法律の施行の際沖縄において適法にこれらの業務又は職業に従事している者は、別に法律に定めがある場合及び当該業務又は職業が高度の専門的知識を要するものである等特別の理由がある場合を除き、政令で定めるところにより、当該本土法令の規定にかかわらず、引き続きこれらの業務又は職業に従事することができる。

第二節 総理府関係
（特別の手当）

第五十五条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により国家公務員となり、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）の規定の適用を受けることとなる職員で、琉球政府において受けていた給料月額等を考慮して人事院が必要と認めるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給するものとする。

2 沖縄県の区域内に所在する官署に勤務する医師及び歯科医師で、一般職の職員の給与に関する法律の規定の適用を受けるものについては、当分の間、人事院規則で定めるところにより、特別の手当を支給することができる。

（国家公務員災害補償法の適用に関する経過措置）

第五十六条 琉球政府の職員のうち、第三十二条の規定により一般職の国家公務員となつた者及びこの法律の施行前に離職し、又は死亡した者で、その離職又は死亡の時に一般職の国家公務員が従事する事務に相当する事務に従事していたものについては、当該職員としての公務を国家公務員災害補償法（昭和二十六年法律第九十一号）上の公務とみなして、同法の規定並びに国家公務員災害補償法の一部を改正する法律（昭和四十一年法律第六十七号）附則第六条及び第八条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた障害補償年金又は遺族補償年金の額その他必要な事項については、人事院規則で特別の定めをすることができる。

2 前項に規定する者の昭和四十四年九月三十日以前に支給事由の生じた公務上の災害に対する補償に関しては、同項の規定にかかわらず、その者の職員としての公務を国の公務とみなして労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）の規定による補償（同法第八十二条に規定する補償を除く。）の例により補償を行なう。

選考をすることができる。

3 第一項の規定により弁護士法第三十三条に規定する事務を行なう者は、沖縄県の区域内に事務所を設けなければならない。

4 弁護士法第一条、第二条、第二十条第三項、第二十三条から第二十九条まで、第七十六条及び第七十七条(第二十七条及び第二十八条に係る部分に限る。)の規定は、第一項の規定により同項に規定する事務を行なう者(第八項の規定により第一項に規定する事務を行なう者を含む。)について準用する。この場合において、同法第二十五条第五号中「仲裁手続により」とあるのは、「仲裁手続により、又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行前の沖縄における仲裁手続により」と読み替えるものとする。

5 沖縄法令の規定による外国人弁護士であつた者は、この法律の施行前にその職務上知り得た秘密を保持する権利を有し、義務を負う。ただし、法律に別段の定めがある場合は、この限りでない。

6 最高裁判所は、必要と認める場合には、第一項の承認を取り消すことができる。

7 最高裁判所が第一項の承認をし、又はこれを取り消す場合には、日本弁護士連合会の意見をきかなければならない。

8 この法律の施行の際沖縄法令の規定による外国人弁護士である者は、この法律の施行の日から起算して二月に限り、第一項の承認を受けなくても、同項に規定する事務を行なうことができる。

(取得時効に関する経過措置)

第六十六条 沖縄群島(北緯二十八度、東経百二十四度四十分を起点とし、北緯二十八度、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百二十八度十九分の点、北緯二十六度五十五分、東経百三十一度五十分の点、北緯二十四度、東経百三十三度の点、北緯二十四度、東経百二十八度の点及び北緯二十七度、東経百

二十四度二分の点を経て起点に至る境界線内の島をいう。)内の土地については、この法律の施行の日から起算して六月以内は、民法第六百六十二条第二項に規定する取得時効は、完成しない。

(政府賠償に関する経過措置)

第六十七条 この法律の施行前における琉球政府若しくは沖縄の公共団体の公権力の行使に当たたる公務員の行為又はこの法律の施行前の沖縄における公の營造物の設置若しくは管理の瑕疵を原因としてこの法律の施行後生じた損害については、政府賠償法(九千五百五十六年立法第十七号)の規定の例による。この場合においては、琉球政府又は沖縄の公共団体に相当する国又は公共団体が、賠償の責めに任ずる。

第四節 大蔵省関係

(たばこ製造廃止業者等に対する交付金の交付)

第六十八条 沖縄県の区域におけるたばこ専売事業及び塩専売事業の円滑な実施に資するため、日本専売公社(以下次条までにおいて「公社」という。)は、政令で定める日に沖縄において製造したばこ(たばこ専売法(昭和二十四年法律第百十一号)第一条第三項に規定する製造たばこをいう。次条において同じ。)の製造又は塩の製造若しくは再製(塩専売法(昭和二十四年法律第百十二号)第一条第三項に規定する再製をいう。)の事業を営んでいた者のうち、その事業を廃止した者で政令で定める要件を満たすもの(次項において「廃止業者」という。)に対し、公社の予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その受ける損失等を勘案して算定した金額を特別の交付金として交付することができる。

2 廃止業者が前項の交付金の交付を受けた場合には、政令で定めるところにより、これらの者の所得税又は法人税を軽減する。

(たばこ専売法に関する特例)

第六十九条 沖縄県の区域においては、当分の間、たばこ専売法第三十条第一項の指定を受け

た製造たばこの小売人(以下この条において「たばこ小売人」という。)は、同法第三十七条第一項の規定にかかわらず、他のたばこ小売人から製造たばこを買い受け、又は他のたばこ小売人に製造たばこを販売することができる。この場合においては、同法第三十四条第三項の規定は、適用しない。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、公社は、災害その他特別の事情があると認められる場合を除き、たばこ小売人のうち政令で定める者以外の者に製造たばこを売り渡さないものとする。

(塩専売法に関する特例)

第七十条 沖縄県の区域においては、当分の間、塩専売法第二十四条第一項の指定を受けた塩の小売人(以下この条において「塩小売人」という。)は、同法第二十三条第四項及び第三十四条第一項の規定にかかわらず、他の塩小売人から塩を買い受け、又は他の塩小売人に塩を販売することができる。

2 沖縄県の区域においては、当分の間、塩小売人が販売する塩については、塩専売法第三十二条及び附則第二十三項の規定は、適用しない。

(特別会計の経理の特例)

第七十一条 この法律の規定に基づき国が承継することとなる権利及び義務に関する経理を特別会計において行なう場合に必要となる当該特別会計と一般会計又は他の特別会計との間の繰入れ、当該特別会計の積立金の経理その他の措置(次項において「繰入れ等の措置」という。)については、政令で定めるところによる。

2 沖縄の復帰に伴い新たに国が行なうこととなる事務又は事業に関する経理で、各特別会計の設置の目的に照らし当該特別会計において行なうことが合理的と認められるものについては、政令で定めるところにより、当該特別会計においてこれを行なうものとする。この場合において必要となる繰入れ等の措置については、政令

で定めるところによる。

(琉球政府税の承継等)

第七十二条 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき次に掲げる琉球政府税(沖縄法令の規定により琉球政府が課する税(その滞納処分費を含む。)をいう。以下この条及び第五十四条において同じ。)に係るものは、その時ににおいて国が承継する。

一 本邦の国税(国税通則法(昭和三十七年法律第六十六号)第二条第一号に規定する国税をいう。)に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「国税相当琉球政府税」という。)

二 本邦の関税、とん税又は特別とん税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「関税相当琉球政府税」という。)

2 国税通則法、国税徴収法(昭和三十四年法律第百四十七号)及び国税犯則取締法(明治三十三年法律第六十七号)又は関税法(昭和二十九年法律第六十一号)、とん税法(昭和三十三年法律第三十七号)及び特別とん税法(昭和三十三年法律第三十八号)の規定(政令で定める規定を除く)のとし、これらの法律の規定に基づき又はこれを実施するための命令の規定及びこれらの法律の特例に関する法令の規定で政令で定めるものを含むものとする。は、国税相当琉球政府税又は関税相当琉球政府税に係る申告、更正、納付、徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則事件の調査、通告処分その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。

3 国税相当琉球政府税及び関税相当琉球政府税については、これらの琉球政府税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの琉球政府税に適用される本邦の法令の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む。)は、この

法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、本部の法令としての効力を有する。

(所得税に関する経過措置)

第七十三条 所得税法(昭和四十年法律第三十三号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第一項第三号に規定する居住者に該当することとなつた者(以下第七十五条までに於いて「沖縄居住者」という。)の当該居住者としての所得税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、昭和四十七年四月一日以後に生ずる所得について適用する。

2 布令適用者(琉球所得税(千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第四百十四号)第二条イに規定する外国人に該当する者をいう。以下この節において同じ。)である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 所得税法第十条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年一月一日以後に預入し、信託し、又は購入する同条第一項に規定する預貯金、合同運用信託又は有価証券について適用する。

4 所得税法第九十二条の規定は、沖縄居住者については、昭和四十八年分以後の所得税について適用し、昭和四十七年分の所得税については、沖縄の所得税法(千九百五十二年立法第四十四号)第二十八条の規定は、法律としての効力を有する。

5 第一項、第二項及び前項の規定は、所得税法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第六十五条に規定する非居住者に該当することとなつた者(次条及び第七十五条において「沖縄非居住者」という。)の同法第六十五条に規定する総合課税に係る所得税について準用する。

6 所得税法第四編第一章から第六章までの規定

は、沖縄県の区域におけるこれらの規定に規定する支払については、この法律の施行の日(布令適用者に対する当該支払については、昭和四十七年七月一日)以後に当該支払をすべき場合について適用する。

第七十四条 前条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る租税特別措置法(昭和三十三年法律第二十六号)第二章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第二章第一節の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する利子所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該利子所得について適用し、同日前に支払を受けるべき当該利子所得については、沖縄の租税特別措置法(千九百五十四年立法第三十七号)第二条から第二条の四までの規定は、法律としての効力を有する。

3 租税特別措置法第二章第一節の二の規定は、沖縄県の区域において支払を受けるべき同節に規定する配当所得については、昭和四十八年一月一日以後に支払を受けるべき当該配当所得について適用する。

第七十五条 第七十三条第一項及び第二項の規定は、沖縄居住者又は沖縄非居住者に係る災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭和二十二年法律第七十五号)第二条及び第三条の規定の適用について準用する。

(法人税に関する経過措置)

第七十六条 法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下次条までにおいて同じ。)のうち、同法が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法第二条第三号に規定する内国法人に該当することとなつたもの(以下次条までにおいて「沖縄法人」という。)の当該内国法人としての法人税については、同法の規定は、この法律又はこの法律に基づく政令に別段の定めがある

場合を除き、沖縄法人のこの法律の施行の日以後に終了する事業年度の所得及び退職年金積立金に対する法人税並びに同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税(清算所得に対する法人税を課される法人の清算中の事業年度の所得に係る法人税及び残余財産の一部分分配により納付すべき法人税を含む。以下この条において同じ。)について適用する。

2 この法律の施行の日前に解散をした沖縄法人である普通法人(沖縄の法人税法(千九百五十三年立法第二十一号)第二十六条第一項に規定する普通法人をいう。又は協同組合等(同立法第十一号第七項に規定する法人をいう。で、同日の前の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税については、これらの法人が同日の翌日において解散をしたものとみなして、法人税法の規定を適用する。

3 この法律の施行の際本土及び沖縄以外の地域に本店又は主たる事務所を有する法人(以下次条までにおいて「外国法人」という。)の沖縄源泉所得(法人税法第三十八条に規定する国内源泉所得のうちその源泉が沖縄県の区域内にあるもの及びこの法律の施行の日において法人税法が沖縄に施行されていいたものとした場合に同条に規定する国内源泉所得に該当することとなるもの)のうちその源泉が沖縄にあつたものをいう。に係る所得に対する法人税については、同法の規定は、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、外国法人の同日以後に終了する事業年度の所得に対する法人税について適用する。

第七十七条 前条の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る租税特別措置法第三章の規定の適用について準用する。

2 租税特別措置法第四十二条の三の規定は、法人が沖縄法人から受ける法人税法第二十三条第一項に規定する配当等の額については、この法

律の施行の日から起算して二月を経過した日以後に受ける当該配当等の額について適用する。

3 租税特別措置法第三章第六節の規定は、沖縄法人又は外国法人に係る同節の規定に該当する資産の譲渡(同節の規定により譲渡に含まれるものとされる行為を含む。)については、この法律に基づく政令に別段の定めがある場合を除き、これらの法人がこの法律の施行の日以後に行なう当該資産の譲渡に係る法人税について適用し、これらの法人が同日以前に行なつた沖縄の租税特別措置法第二十八条から第三十一条までの規定に該当する資産の譲渡に係る法人税については、なお従前の例による。

(相続税等に関する経過措置)

第七十八条 相続税法(昭和二十五年法律第七十三号)が沖縄に施行されることとなつたため新たに同法の施行地に住所を有する者に該当することとなつた者(以下次条までにおいて「沖縄居住者」という。)の同法第一条第一号又は第一条の二第一号の規定に該当する者としての相続税又は贈与税については、同法の規定は、昭和四十七年四月一日以後に相続若しくは遺贈(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この条において同じ。)又は贈与(贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を除く。以下この条において同じ。)により取得した財産について適用する。

2 布令適用者である沖縄居住者に係る前項の規定の適用については、同項中「昭和四十七年四月一日」とあるのは、「昭和四十七年七月一日」とする。

3 前二項の規定は、相続若しくは遺贈又は贈与により沖縄にある財産を取得した者で当該財産を取得した時において相続税法の施行地に住所を有しないもの(前二項の規定の適用を受ける者を除く。)の当該財産に係る相続税又は贈与税について準用する。

第七十九条 前条の規定は、沖縄居住者又は同条

第三項の規定に該当する者に係る租税特別措置法第四章並びに災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第四条及び第六条の規定の適用について準用する。

(内国消費税等に関する特例)

第八十条 沖縄県の区域における一般消費者の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮してその税負担を調整するため、次の各号に掲げる国税については、政令で当該各号に掲げる措置を定めることができる。

一 酒税 沖縄県の区域内にある酒類（酒税法（昭和二十八年法律第六号）第二条第一項に規定する酒類をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場のうち、当該製造場が沖縄の酒税法（九百五十二年立法第十一号）の規定による免許を受けてこの法律の施行の日前から引き続き酒類を製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された酒類で、同日から起算して五年以内に、当該区域内にある酒類の製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る酒税の軽減に関する措置

二 砂糖消費税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある砂糖類（砂糖消費税法（昭和三十年法律第三十八号）第一条に規定する砂糖、糖みつ及び糖水をいう。以下次条までにおいて同じ。）の製造場又は保税地域（関税法第二十九条に規定する保税地域をいう。以下第八十二条までにおいて同じ。）から移出され又は引き取られる砂糖類（政令で定めるものを除く。）に係る砂糖消費税の免除に関する措置

三 揮発油税及び地方道路税 この法律の施行の日から起算して五年以内に、沖縄県の区域内にある揮発油（揮発油税法（昭和三十三年法律第五十五号）第二条第一項に規定する揮発油（同法第六条の規定により揮発油とみなされるものを含む。）をいう。）の製造場又は保税地域から移出され又は引き取られる揮発油（政令で定めるものを除く。）に係る揮発油税及び地方道路税の軽減に関する措置

四 石油ガス税 この法律の施行の日から起算して四年以内に、沖縄県の区域内にある石油ガス税法（昭和四十年法律第五十六号）第二条第四号に規定する石油ガスの充てん場又は保税地域から移出され又は引き取られる課税石油ガス（同法第三条に規定する課税石油ガスをいう。同法第六条第二項の規定により課税石油ガスとみなされるものを除く。）を政令で定めるものを除く。）に係る石油ガス税の軽減に関する措置

五 物品税 沖縄県の区域内にある製造場のうち、当該製造場がこの法律の施行の日前から引き続き物品税法（昭和三十三年法律第四十八号）別表に掲げる第二種の物品で政令で定めるものを製造していたものとして政令で定めるところによりその製造場の所在地の所轄税務署長の指定を受けた製造場において製造された当該物品で、同日から起算して五年以内に、当該製造場から移出されるもの（政令で定めるものを除く。）に係る物品税の免除に関する措置

六 入場税 沖縄県の区域内にある入場税法（昭和二十九年法律第九十六号）第二条第一項に規定する興行場等への入場に係る同条第三項に規定する入場料金のうち、この法律の施行の日から起算して五年以内に領収される入場料金で政令で定める金額以下のものに係る入場税の軽減に関する措置

七 自動車検査証の交付等又は車両番号の指定を受ける自動車等その使用の本拠が当該区域内にあるものについては、同法の規定は、昭和四十七年十一月三十日まで適用しない。

八 税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の確認に係る事項を変更した場合に、その指定を取り消すことができる。

第九 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

十 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税（酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。）の軽減又は免除を受けた課税物品（当該免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの（以下この項において「菓子等」という。）を含む。）を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を当該課税物品（当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれていないし、糖の重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。）の製造者とし、当該積み込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積み込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額）とする。

二 前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途に供し、又は譲り渡した場合に

七 第一項第一号又は第五号の指定を受けた者は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるものを変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

八 税務署長は、第一項第一号又は第五号の指定を受けた者が前項の承認を受けないで同項の確認に係る事項を変更した場合に、その指定を取り消すことができる。

第九 第五項の規定に違反した者は、十万円以下の罰金又は科料に処する。

十 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の罰金を科する。

第八十一条 前条第一項の規定により内国消費税（酒税、砂糖消費税、揮発油税、地方道路税又は物品税をいう。以下この節において同じ。）の軽減又は免除を受けた課税物品（当該免除を受けた砂糖類を原料として製造した菓子その他の砂糖類以外の飲食物で政令で定めるもの（以下この項において「菓子等」という。）を含む。）を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域へ移出する目的で船舶又は航空機に積み込む場合には、その積み込みをした者を当該課税物品（当該菓子等を積み込む場合には、これに含まれていないし、糖の重量に相当する重量の政令で定める砂糖。以下この項において同じ。）の製造者とし、当該積み込みの場所を当該課税物品の製造場とみなし、その積み込みの時に当該課税物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、同条第一項の規定により軽減され又は免除された内国消費税に相当する金額（当該課税物品が次条の規定の適用を受けたものである場合には、当該金額から同条の規定により課された、又は課されるべき内国消費税に相当する金額を控除した金額）とする。

二 前条第三項の規定の適用を受けて酒類を保税地域から引き取つた者が、当該酒類を同項の用途に供し、又は譲り渡した場合に

七 第一項第一号又は第五号の指定を受けた者は、前項の確認を受けた事項で政令で定めるものを変更しようとする場合には、政令で定めるところにより、同項の税務署長の承認を受けなければならない。

は、その者を酒類製造者と、同項の施設を当該酒類の製造場とみなし、その用途以外の用途に供し又は譲り渡した時に当該酒類をその製造場から移出したものとみなして、酒税法の規定を適用する。この場合において、当該酒類に課されるべき酒税の額は、同項の規定により軽減された酒税に相当する金額とする。

3 前二項の規定により課税物品の製造者とみなされる者が提出すべき酒税法第三十条の二第一項、砂糖消費税法第十條第一項、揮発油税法第十條第一項、地方道路税法（昭和三十年法律第四百号）第七條第一項又は物品税法第二十九條第二項の規定による申告書は、これらの規定にかかわらず、第一項の規定に該当する場合には同項の積込みをした課税物品を沖縄県の区域から当該区域以外の本邦の地域に向けて移出する時までに、前項の規定に該当する場合には同項の規定によりその製造場から移出したものとみなされた日から起算して五日以内に、それぞれ提出しなければならない。ただし、政令で定めるところにより税務署長の承認を受けたときは、当該申告書の提出期限は、当該税務署長の指定した日とする。

第八十二条 沖縄県の区域内にある課税物品の製造場及び保税地域以外の当該区域内の場所において、この法律の施行の際指定物品（第八十五条に規定する指定物品をいう。）で政令で定めるものを所持する者がある場合又はこの法律の施行の日から起算して五年を経過した日までの間において第八十条第一項の内国消費税の軽減若しくは免除に關する措置の変更若しくは廃止があつた際同項の規定の適用を受けていた課税物品を所持する者がある場合には、当該指定物品又は当該課税物品については、政令で定めるところにより、この法律の施行の日又は当該変更若しくは廃止があつた日に、これらの者がこれらの物品をその製造場から移出したものとみなして、内国消費税を課する。この場合において、

て、当該指定物品又は当該課税物品に課されるべき内国消費税の額は、次に掲げる金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

一 当該指定物品にあつては、この法律の施行の日における関税及び内国消費税に關する法令（この法律を除く。）の規定により計算した関税及び内国消費税の額の合計額からこれらの法令に相當する沖縄法令の規定により計算したこれらの税に相當する税の額を控除した金額に相當する金額

二 当該課税物品にあつては、当該変更又は廃止があつた日に、当該区域に適用されるべき内国消費税に關する法令の規定により計算した内国消費税の額からこれらの日の前日に当該区域に適用されていいた内国消費税に關する法令の規定により計算した内国消費税の額を控除した金額に相當する金額

（関税等に關する特例）

第八十三条 その輸入につき課される関税の税率が、沖縄のこれに相當する税の税率でこの法律の施行の際適用されていたもの（次条において「沖縄の関税率」という。）に比し著しく高くなる原料品のうち、次に掲げる物品については、この法律の施行の日から起算して五年以内に沖縄県の区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

一 その輸入の許可の日の翌日から起算して一年以内に、税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある製造工場において政令で定める物品の製造に使用され、かつ、その製造が終了する原料品で政令で定めるもの

二 沖縄県の区域において主として小規模企業者により営まれていた製造業の製品のうち政令で定めるものの製造に使用される原料品で政令で定めるもの（政令で定める数量の範囲内において主務大臣の行なり割当てを受けた

当該製品の製造者が、その受けた数量の範囲内で輸入し、かつ、当該区域において当該製造のため使用するものに限り。）

2 電気事業法（昭和三十九年法律第七十号）第二條第六項に規定する電気事業者が税関長の承認を受けた沖縄県の区域内にある事業場において発電の用に供する石油で政令で定めるものについては、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該区域において輸入されるものに限り、政令で定めるところにより、その関税を免除する。

3 第一項第二号の主務大臣の行なり割当ては、政令で定めるところにより、沖縄県知事に行なわせることができる。

4 関税定率法（明治四十三年法律第五十四号）第十三條第三項から第七項までの規定は第一項第一号の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、同法第二十条の二第二項及び第三項の規定は第一項第二号又は第二項の規定により関税を軽減し又は免除する場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「用途以外」とあるのは「用途（政令で定めるところにより税関長の承認を受けた用途を含む。）以外」と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額」と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相當する額の関税」と読み替へるものとする。

ものに限り、政令で定めるところにより、その関税を軽減し、又は免除する。

2 税関長は、承認卸売業者が関税法その他関税に關する法令の規定に違反した場合には、その承認を取り消すことができる。

3 関税定率法第二十条の二第二項及び第三項の規定は、第一項の規定により関税を軽減し、又は免除する場合について準用する。この場合において、同条第二項及び第三項中「軽減税率の適用」とあるのは「関税の軽減又は免除」と、「特定の用途に供することを要件としない税率により計算した関税の額」と当該軽減税率により計算した関税の額との差額に相當する額の関税」とあるのは「軽減又は免除を受けた関税」と読み替へるものとする。

第八十五条 沖縄県の区域から出城する旅客が個人的用途に供するため購入する物品で、当該物品につき関税及び内国消費税に關する法令（次条において「本邦の関税法等」という。）の規定により課される税の額がこれらの法令に相當する沖縄法令（次条において「沖縄の関税関係法令等」という。）の規定により課されるものとした場合の税の額に比し著しく高くなるもの（以下この項において「指定物品」という。）を輸入に係るウイスキーその他の政令で定めるもの（以下この項において「指定小売業者」という。）を販売する小売業者で税関長の承認を受けたもの（以下この条において「承認小売業者」という。）が、政令で定める方法により指定物品を当該区域において販売した場合において、この法律の施行の日から起算して五年以内に当該指定物品がこれを購入した者（政令で定める者に限り。）により携帯して当該区域以外の本邦の地域へ移出され又は携帯して輸出されたときは、当該承認小売業者に対し、政令で定めるところにより、当該指定物品（政令で定める数量又は金額の範囲内のものに限り。）について納付された、又は納付されるべき関税又は内国消費税の全部又は一部に相當する金額を払い戻す。

2 前条第二項の規定は、承認小売業者について準用する。この場合において、同項中「関税」とあるのは、「関税又は内国消費税」と読み替えるものとする。

第八十六条 この法律の施行の際沖縄県の区域内にある物品のうち、沖縄の関税関係法令等の規定により課税された、又は課税されるべき税の額が、当該物品をこの法律の施行の日以後に当該区域以外の本邦の地域に輸入するものとした場合に課税されることとなる関税及び内国消費税の額に比し著しく低い物品で政令で定めるものが、同日から起算して一年以内に当該地域へ移出される場合には、政令で定めるところにより、当該移出を輸入とみなして、関税法その他関税に関する法令の規定を適用する。この場合において、当該物品に対し課税されるべき関税の額は、当該移出の時に適用されている本邦の関税法等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）の規定（この法律の規定を除く。）により計算した関税及び内国消費税の額の合計額から沖縄の関税関係法令等（沖縄の生産に係る物品にあつては、内国消費税に関する法令）に相当する沖縄法令）の規定により計算したこれらの税に相当する税の額の合計額を控除した金額に相当する金額として政令で定めるところにより計算した金額とする。

第八十七条 偽りその他不正の行為により第八十五条第一項の規定による関税又は内国消費税の払戻しを受け、又は受けようとした者は、五年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

2 前項の違反行為については、関税法第一百条の規定は、適用しない。

3 第一項の犯罪に係る関税又は内国消費税の払戻金に相当する金額の三倍が五十万円をこえるときは、情状により、同項の罰金は、五十万円をこえ当該払戻金に相当する金額の三倍以下とすることができる。

4 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第八十三条第四項において準用する関税法第三十三条第六項の規定に違反した者
二 第八十三条第四項又は第八十四条第三項において準用する関税法第二十条の二第二項の規定に違反した者

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務又は財産に関して第一項又は前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して当該各項の罰金刑を科する。

6 関税法第十一章の規定は第一項及び前二項の犯罪事件（関税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、輸入品に対する内国消費税の徴収等に関する法律（昭和三十年法律第三十七号）第二十六条の規定は第一項及び前項の犯罪事件（内国消費税に係る部分に限る。）の調査及び処分について、それぞれ準用する。

（関税に関する経過措置等についての政令への委任）
第八十八条 第七十二条から前条までに定めるもののほか、関税（関税、とん税及び特別とん税を含む。以下この条において同じ。）に関する法令の沖縄への適用についての経過措置、課税の軽減又は免除に関する特例を定めている沖縄法令の規定に相当する本土法令の規定がない場合における当該特例の暫定的適用に関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる関税に関する事項については、政令で必要な規定を設けることができる。

（税関貨物取扱人等に対する給付金の支給）
第八十九条 国は、次に掲げる者で政令で定める要件を満たすものに對し、その転業又は転職の円滑化等に資するため、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、特別の給付金を支給することができる。

一 税関貨物取扱人法（千九百五十六年立法第一

六十号）第十二条の規定により税関貨物取扱人の業務に従事することを許可された者（次号において「税関貨物取扱人」という。）で、沖縄の復帰による当該業務の量の減少に伴い、その営む当該業務を廃止することとなるもの（次項において「廃止業者」という。）

二 税関貨物取扱人（前号の規定により特別の給付金の支給を受けるものを除く。）の従業者で、同号に規定する当該業務の量の減少に伴い、離職を余儀なくされることとなるもの
三 廃止業者が前項の給付金の支給を受けた場合には、第六十八条第二項に規定する政令で定めるところに準じて、政令で定めるところにより、当該廃止業者に対する課税の特例措置を講ずるものとする。

（国所有の財産の管理及び処分の特例）
第九十条 この法律の施行の日において沖縄県の区域内に所在する国所有の財産のうち、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第六條第二項の規定に基づきアメリカ合衆国から譲渡を受けた財産で政令で定めるもの及び公用又は公共の用に供される政令で定めるその他の財産については、政令で定めるところにより、関係地方公共団体に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡し、又は貸し付けることができる。

2 沖縄県の区域内に所在する国所有財産（国所有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国所有財産をいう。）のうち、昭和二十一年一月二十八日において神社の用に供し、若しくは供するものと決定し、又は旧国所有財産法（大正十年法律第四十三号）の規定に基づき寺院若しくは教会に無償で貸し付けていた財産については、政令で定めるところにより、当該神社、寺院又は教会（当該神社、寺院又は教会が宗教法人法第四条の宗教法人となつたときは、当該宗教法人（その一般承継人である宗教法人を含む。））に対し、無償又は時価より低い価格で譲渡することができる。

渡することができる。

3 沖縄県の区域内に所在する国所有の財産のうち、この法律の施行の際琉球政府、沖縄の市町村その他の法人又は個人が使用し、又は収益することを認められていた財産で、国が琉球政府の事務若しくは事業を承継する者、沖縄の市町村その他の法人に相当する者又は当該個人（これらの者の一般承継人を含む。）に引き続き使用させ、又は収益させるものについては、前二項の規定の適用を受ける場合を除き、政令で定める期間内は、従前と同一の条件で使用させ、又は収益させることができる。

（金地金の売却の特例）

第九十一条 国は、この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間、政令で定める日から引き続き沖縄県の区域において貴金屬製品製造業を営んでいる者に対し、政令で定めるところにより、その者が政令で定める用途に供する金地金（大蔵大臣がその定める数量の範囲内において行なり割当てを受けた数量の範囲内のものに限り。）の時価より低い価格で売り払うことができる。

（外国投資家に係る株式の所有の認可等）

第九十二条 この法律の施行の際外資に関する法律（昭和二十五年法律第六十三号）第三条第一項第三号に規定する技術援助契約がその期間及びその対価の支払期間のうちこの法律の施行の日以後の期間が一年をこえるものを沖縄居住者（同日において沖縄に住所又は居所を有する個人及び沖縄に主たる事務所を有する法人その他主務省令で定めるものをいう。次項において同じ。）との間において締結している同項第一号に規定する外国投資家（以下この条において「外国投資家」という。）及びその相手方は、当該技術援助契約を同日以後六月をこえる間継続しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該継続について主務大臣の認可を受けなければ

ならない。

2 この法律の施行の際沖縄法人（沖縄法令により設立された法人をいう。以下この条において同じ。）の株式若しくは持分（外資に関する法律第三条第一項第四項に規定する持分をいう。次項において同じ。）は、沖縄法人の発行した社債又は沖縄居住者に対する貸付金債権（この法律の施行の日から当該社債又は貸付金債権の元本の償還の日までの期間が一年以上であるものその他当該社債又は貸付金債権の取得が外国為替及び外国貿易管理法に基づく命令の規定の適用により短期の国際商業取引の決済のためのものであるとされるものを除く。）を所有している外国投資家は、当該株式若しくは持分、社債又は貸付金債権をこの法律の施行の日以後六月をこえる間引き続いて所有しようとするときは、主務省令で定めるところにより、同日から起算して六月以内に申請して、当該所有について主務大臣の認可を受けなければならない。

3 主務大臣は、前二項の規定による認可をするに際し、必要な条件を附することができる。この場合において、前項の規定による認可（株式又は持分の所有に係るものに限る。）の申請をした外国投資家が当該申請の時に当該株式又は持分の所有により沖縄法人を実質的に支配しているものとして主務省令で定める者に該当するときは、当該条件には、当該沖縄法人の事業所の設置又は移転に関する条件を含むものとする。

4 外資に関する法律第十四条第二項の規定は、第一項又は第二項の規定による認可を受けた外国投資家について準用する。

第九十三条 前条第一項又は第二項の規定による認可を受けなければならない者で、当該認可の申請の期間内にその申請をしなかつたものは、三万円以下の罰金に処する。

2 外資に関する法律第二十九条の規定は、前項の違反行為について準用する。

第五節 文部省関係

（沖縄の学校その他の教育機関に関する経過措置）

第九十四条 この法律の施行の際沖縄の学校教育法（千九百五十八年立法第三号）の規定により設置されている学校又は各種学校は、政令で定めるところにより、学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の規定による学校又は各種学校となるものとする。

2 この法律の施行の際琉球政府又は教育区の設置する学校その他の教育機関（沖縄法令の規定による琉球大学及び琉球大学短期大学部を除く。）は、それぞれ沖縄県又は当該教育区と区域を一にする市町村の設置する学校その他の教育機関となるものとする。

（沖縄の学校の卒業者の卒業資格等）

第九十五条 沖縄の学校教育法による小学校、中学校、高等学校、大学、盲学校、聾学校若しくは養護学校を卒業し、又はこれらの学校の課程若しくは修業年限の一部を修了した者は、学校教育法による相当の学校を卒業し、又はこれらの学校の相当の課程若しくは相当の修業年限の一部を修了した者とみなす。

2 昭和二十一年一月二十九日から沖縄の学校教育法の施行の日の前日までの間に沖縄に存在した学校で学校教育法第一条に規定する学校における教育に相当する教育を行なつたものを卒業し、又はその課程の一部を修了した者の資格に關し必要な事項は、文部省令で定める。

（私学共済組合法に関する特例等）

第九十六条 沖縄私学共済組合の組合員であつた者は私学共済組合の組合員であつた者と、その者の沖縄私学共済組合の組合員であつた期間は私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

2 前項の規定により私学共済組合の組合員であつた者とみなされた者につき、沖縄私学共済組合法附則第十八項の規定により沖縄私学共済組合の組合員であつた期間に算入された期間（沖縄私学共済組合の成立の際まで引き続いている期間に限る。）は、私学共済組合法の適用については、その者の私学共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄私学共済組合法の規定により取得した長期給付を受ける権利は、私学共済組合法の相当規定により取得した長期給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により私学共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、私学共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中私学共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄私学共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る私学共済組合法による長期給付の受給資格及び給付額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6 沖縄私学共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給付に關する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる給付に關する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に關する事項

（著作権法に關する経過措置）

第九十七条 最初に沖縄において発行された著作物（最初に本邦の地域外において発行されたが、その発行の日から起算して三十日以内に沖縄において発行されたものを含む。次項において同じ。）でこの法律の施行の際沖縄の著作権法

（明治三十二年法律第三十九号）による著作権の全部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）による保護を受けているものを除く。）については、著作権法中著作権に關する規定は、適用しない。

2 最初に沖縄において発行された著作物でこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権の一部が消滅しているもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法中その消滅した権利に相當する著作権に關する規定は、適用しない。

3 著作権法の施行前に最初に沖縄において発行された沖縄の著作物の著作物である実演又はレコードでこの法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存するもの（この法律の施行の際著作権法による保護を受けているものを除く。）については、著作権法第七條及び第八條並びに同法附則第二條第三項及び第五項の規定にかかわらず、同法中著作権隣接権に關する規定（同法第九十五條及び第九十七條の規定を含む。）同法第一百條の規定を除く。）を適用する。

4 前項に規定する実演又はレコードに係る著作権隣接権の存続期間は、沖縄の著作権法によるこれらの著作権の存続期間のうちこの法律の施行の日において残存する期間（その期間の満了する日が著作権法の施行の日から起算して二十年を経過する日後の日であるときは、その二十年を経過する日までの間）とする。

第九十八条 この法律の施行前に沖縄の著作権法第十八条第一項若しくは第二項の規定に違反する行為又は同法による著作権若しくは出版権を侵害する行為によつて沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物で、この法律の施行の時において国内で作成されたものとならば著作権法による著作権人資格又は著作権、出版権若しくは著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべきものをこの法律の施行後に情を知つて頒布す

る行為は、著作権法第百十三条第一項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

2 この法律の施行前に沖縄の著作権法による著作権又は出版権を侵害することなく沖縄で作成され、又は沖縄に輸入された著作物、実演、レコード又は放送に係る音若しくは影像の複製物（この法律の施行の際著作権法による保護を受けている著作物、実演、レコード又は放送に係るものに限る。）を沖縄県の区域以外の本邦の地域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該地域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたものとならば著作権法による著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該地域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

3 この法律の施行前に本土で作成され、又は本土に輸入された著作物、実演又はレコードの複製物（この法律の施行の際沖縄の著作権法による保護を受けており、かつ、この法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなる著作物、実演又はレコードに係るものに限る。）を沖縄県の区域において頒布する目的をもつてこの法律の施行後に当該区域に移入する行為は、当該複製物がその移入の時に国内で作成されたものとならば著作権法による著作権、出版権又は著作権隣接権を侵害する行為によつて作成されたものとなるべき場合には、同法第百十三条第一項第一号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用し、その同号に掲げる行為とみなされる行為に係る複製物を当該区域において情を知つて頒布する行為は、同項第二号に掲げる行為とみなして、同号の規定を適用する。

第九十九条 この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する著作物でこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについては、同法第十五条及び第十六条の規定は、適用しない。

2 著作権法第二十九条に規定する映画の著作物で前項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属については、なお沖縄の著作権法の規定の例による。

3 著作権法の規定は、写真の著作物で第一項に規定する著作物に該当するものの著作権の帰属について沖縄の著作権法第二十四条又は第二十五条の規定により生じた効力を妨げない。

4 二人以上の者が共同して創作し、かつ、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができない著作物で、第一項に規定する著作物に該当するものについては、沖縄の著作権法第十三条第一項及び第三項の規定は、法律としての効力を有する。

5 前項に規定する著作物は、著作権法第五十一条第二項又は第五十二条第一項の規定の適用については、共同著作物とみなす。

6 第四項の規定は、この法律の施行の際沖縄の著作権法による著作権が存する実演又はレコードでこの法律の施行の日から新たに著作権法による保護を受けることとなるものについて準用する。

第六節 厚生省関係（介輔）

第百条 介輔（この法律の施行の際沖縄法令による介輔である者をいう。以下この条において同じ。）は、医師法（昭和二十三年法律第二百一十一号）第十七条の規定にかかわらず、医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖縄県知事が指定する沖縄県の区域内の地域において、従前沖縄法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、第三項において準

用する同法第七條第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 この法律の施行の際沖縄法令により認められた地域（前項の規定により沖縄県知事が指定した地域を除く。）においてその業務を行なつてい介輔については、その者が引き続き当該地域においてその業務を行なう場合に限り、当該地域を同項の規定により沖縄県知事が指定した地

域とみなして、同項の規定を適用する。

3 介輔については、医師法第七條（第三項後段及び第四項を除く。）、第十九條から第二十四條の二まで、第三十二條及び第三十三條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句と読み替えるものとする。

第七條第一項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消す	業務を禁止する
第七條第二項	厚生大臣	沖縄県知事
	免許を取り消し	業務を禁止し
第七條第三項	取消処分	禁止処分
	再免許を与える	その禁止処分を取り消す
第七條第五項	厚生大臣又は都道府県知事	沖縄県知事
	官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員	職員
第七條第七項	厚生大臣	沖縄県知事
	第七條第二項	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第三項において準用する第七條第二項
第三十二條第一号	第七條第二項	第七條第二項
	、第二十条から第二十二條まで又は第二十四條	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第三項において準用する第二十条から第二十二條まで若しくは第二十四條
第三十三條	第二十四條	第七條第二項
	、第二十条から第二十二條まで又は第二十四條	又は沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第百條第三項において準用する第二十条から第二十二條まで若しくは第二十四條

4 刑法第百三十四條第一項、第百六十條及び第二百十四條の規定の適用については、介輔は、医師とみなす。

5 介輔が行なう業務に関して医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第六十九條の規定を適用する場合においては、同法第一項第一号中「医師又は歯科医師」とあるのは、「介輔」とし、同項

6 介輔が病院及び診療所以外の場所において公衆又は特定多数人のためその業務を行なう場合においては、当該場所を診療所とみなして、医療法の診療所に関する規定（第三條第一項の規定を除く。）を適用する。この場合において、同法第七條第一項及び第二項中「医師及び歯科医

7 医療法第五條及び第七十二條から第七十四條
師」とあり、同法第八條、第十二條第二項、第十五條第一項及び第七十三條第一項中「医師、歯科医師」とあり、同法第十條中「医師」とあり、同法第六十九條第一項第四号、第二項及び第三項中「医師又は歯科医師」とあるのは、それぞれ「介輔」とする。

まで並びに前項後段の規定は、介輔が公衆又は特定多数人のため往診のみによつてその業務を行なう場合に準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七十二條第一号	第六十九條第一項から第三項まで、若しくは第六項	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第六十九條第一項から第三項まで若しくは第六項
第七十三條第一項	第五條第二項	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第七項において準用する第五條第二項
第七十四條第一号	第八條から第十二條まで	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第七項において第五條第一項の規定を準用することにより適用される第八條若しくは第九條

8 沖繩法令の規定により行なつた第六項に規定する場所に係る届出は、同項の規定により診療所とみなされた場所について医療法の相当規定により行なつた届出とみなす。

9 第六項に規定する場所については、医療法第三條第一項の規定にかかわらず、介輔診療所又はこれに類する名称を附けることができる。

10 政令で定める法律の規定（当該規定が罰則である場合及び当該規定に違反する行為につき罰則が設けられている場合を含む。）の適用については、介輔は、医師とみなし、第六項に規定する場所は、診療所とみなす。

(歯科介輔)
第百一條 歯科介輔（この法律の施行の際沖繩法令による歯科介輔である者をいう。以下この条

において同じ。）は、歯科医師法（昭和二十三年法律第二百二號）第十七條の規定にかかわらず、歯科医師の不足している地域として厚生大臣が定める基準に従い沖繩県知事が指定する沖繩県の区域内の地域において、従前沖繩法令により認められた業務を行なうことができる。ただし、次項において準用する同法第七條第一項又は第二項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

2 歯科介輔については、歯科医師法第七條（第三項後段及び第四項を除く）、第十九條から第二十三條の二まで、第三十條及び第三十一條の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第七條第一項	厚生大臣	免許を取り消す	沖繩県知事
第七條第二項	厚生大臣	免許を取り消し	沖繩県知事
第七條第三項	取消処分	再免許を与える	その禁止処分を取り消す
第七條第五項	厚生大臣又は都道府県知事	官吏若しくは吏員又は医道審議会の委員	沖繩県知事
第七條第七項	厚生大臣	職	沖繩県知事
第三十條第一号	第七條第二項	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第七條第二項において準用する第七條第二項	沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第七條第二項において準用する第七條第二項
第三十一條	、第二十條、第二十一條又は第二十三條	又は沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十條、第二十一條若しくは第二十三條	又は沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十條、第二十一條若しくは第二十三條

3 前条第二項及び第四項から第十項までの規定は、歯科介輔及び歯科介輔が業務を行なう場所について準用する。この場合において、同条第六項中「医師」とあるのは、「歯科医師」と読み替へるものとする。

3 前項の規定により免許を受けた准看護婦は、沖繩県の区域以外の本邦の地域においては、保健婦助産婦看護婦法第六條に規定する業をしてはならない。ただし、厚生大臣が指定した講習会の課程を修了した者については、この限りでない。

(准看護婦に関する特別)
第百二條 公衆衛生看護婦助産婦看護婦法（千九百六十八年立法第四十九號。以下この条において「立法第四十九號」という。）附則第十三條第一項の規定により設置された臨時准看護婦養成所又は厚生大臣が指定するこれに準する准看護婦の養成所を卒業した者は、保健婦助産婦看護婦法（昭和二十三年法律第二百三號）第二十二條の規定にかかわらず、沖繩県知事が行なう准看護婦試験を受けることができる。

4 第二項の規定により免許を受けた准看護婦に対する保健婦助産婦看護婦法第二十一條の規定の適用については、同条第三号中「准看護婦」とあるのは、「准看護婦（沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律第二十條第三項ただし書に規定する講習会の課程を修了した者に限る。）」とする。

2 前項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者に係る准看護婦の免許は、沖繩県知事が与える。

5 この法律の施行の際立法第四十九號附則第十三條第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格している者は、第二項の規定により准看護婦試験を受け、これに合格した者とみなし、この法律の施行の際同条第二項の規定

により准看護婦試験を受け、これに合格したことににより同立法による准看護婦となつてゐる者は、第二項の規定により免許を受けた准看護婦とみなす。

6 第三項の規定に違反した者は、一年以下の懲役又は一万円以下の罰金に処する。

7 立法第四百四十九号附則第十一条第一項の規定により届出をした者は、昭和四十九年二月二十四日までは、保健婦助産婦看護婦法第三十二条の規定にかかわらず、沖縄県の区域において、同法第六条に規定する業をすることが出来る。

ただし、次項において準用する同法第十四条第二項又は第四項の規定により、その業務を禁止されたときは、この限りでない。

8 前項に規定する者については、保健婦助産婦看護婦法第十四条第二項、第四項及び第五項（後段を除く）、第十五条第二項から第五項まで、第三十七条並びに第四十四条の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げる同法の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替へるものとする。

第十四条第二項	都道府県知事	沖縄県知事
免許を取り消す	免許を取り消す	業務を禁止する
都道府県知事	都道府県知事	沖縄県知事
免許を取り消し	業務を禁止し	業務を禁止し
取消処分	禁止処分	禁止処分
再免許を与える	その禁止処分を取り消す	その禁止処分を取り消す
第十五条第二項、第三項及び第五項	都道府県知事	沖縄県知事
第四十四条第二号	第三十五条から第三十八条まで	沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律第三十七条

(社会福祉事業法等に関する特例)

第百三条 昭和四十九年三月三十一日までの間に、おいては、沖縄県の区域内の市及びその長は、社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)、老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二十八号)及び精神薄弱者福祉法(昭和三十三年法律第三十七号)の規定の適用については、それぞれ町村及び町村長とみなす。

2 社会福祉事業法第十三条第七項及び第八項の規定は、前項の規定により町村とみなされた市がこの法律の施行の日において福祉に関する事務所を設置する場合の当該設置については、適用しない。

(厚生年金保険法等に関する特例等)

第百四条 沖縄の厚生年金保険法(千九百六十八年立法第三百三十六号)による被保険者であつた期間(昭和四十五年一月一日以後の期間に限るものとし、同立法による脱退手当金の計算の基礎となつた期間を除く)は、当該被保険者の種別に応じ、それぞれ当該種別に相当する厚生年金保険法(昭和二十九年法律第十五号)による被保険者であつた期間とみなす。ただし、同立法による第三種被保険者であつた期間(この法律の施行の際同立法による年金たる保険給付を受ける権利を有する者の当該保険給付の額の計算の基礎となる期間を除く)は、船員保険法(昭和四十四年法律第七十三号)による老齢、廃疾、脱退又は死亡に関する保険給付(葬祭料を除く)については、同法第七十七条の規定による被保険者であつた期間とみなす。

2 沖縄の国民年金法(千九百六十八年立法第三百三十七号)による被保険者であつた期間(昭和四十五年四月一日以後の期間に限る)は、保険料納付済期間又は保険料免除期間は、それぞれ国民年金法(昭和三十四年法律第四十一号)による被保険者であつた期間、保険料納付済期間又は保険料免除期間とみなす。

3 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法の規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利は、政令で定めるところにより、厚生年金保険法又は国民年金法の相当規定により取得した年金たる保険給付又は年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による被保険者であつた者その他政令で定める者に係る厚生年金保険法、船員保険法又は国民年金法による老齢年金等の受給資格及び通算老齢年金の額その他これらの法律に規定する事項については、これらの法律、厚生年金保険法及び船員保険法(昭和二十九年法律第七十三号)及び通算年金通則法(昭和三十六年法律第八十一号)の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることが出来る。

資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に関する事項

第七節 農林省関係

(農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置)

第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項第二号、第三号又は第四号に掲げる者とみなす。

一 沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。以下この条において同じ)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

三 選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(農林共済組合法に関する特例等)

第百六条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間は、農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間とみなす。

2 沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員となつた者につき沖縄農林共済組合法附則第五条

5 沖縄の厚生年金保険法又は沖縄の国民年金法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた被保険者の

資格の取得及び喪失並びに被保険者の種別の変更に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準報酬に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる保険給付若しくは年金たる給付又は同日においてまだ支給していない一時金たる保険給付若しくは一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る保険料に関する事項

第七節 農林省関係

(農業委員会の委員の選挙権等に関する経過措置)

第百五条 次の各号に掲げる者は、農業委員会等に関する法律(昭和二十六年法律第八十八号)第十一条において準用する公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)第十一条第一項の規定の適用については、それぞれ、同項第二号、第三号又は第四号に掲げる者とみなす。

一 沖縄法令の規定(第二十五条第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む。以下この条において同じ)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を終るまでの者

二 沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその執行を受けることがなくなるまでの者(刑の執行猶予中の者を除く)

三 選挙に関する沖縄法令の規定の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられその刑の執行猶予中の者

(農林共済組合法に関する特例等)

第百六条 沖縄農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間は、農林共済組合の組合員であつた期間又は任意継続組合員であつた期間とみなす。

2 沖縄農林共済組合の成立の時にその組合員となつた者につき沖縄農林共済組合法附則第五条

の規定によりその組合員であつた期間とみなされた期間（昭和二十一年一月二十九日以後の期間に限る。）のうちその成立の際まで引き続いてる期間は、農林共済組合法（第二十一条を除く。）の適用については、農林共済組合の組合員であつた期間とみなす。

3 沖縄農林共済組合法の規定により取得した年金たる給付を受ける権利は、農林共済組合法の相当規定により取得した年金たる給付を受ける権利とみなす。

4 第二項の規定により農林共済組合の組合員であつた期間とみなされた期間を有する者につきこの法律の施行の日以後に生じた給付事由に係る給付の額については、農林共済組合法の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、当該期間中農林共済組合の組合員として掛金を負担した者に係る給付の額との均衡等を考慮して、その一部を減額することができる。

5 前項に定めるもののほか、沖縄農林共済組合の組合員であつた者その他政令で定める者に係る農林共済組合法による退職年金等の受給資格及び通算退職年金の額その他同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

6 沖縄農林共済組合法による次に掲げる事項については、なお従前の例による。

一 この法律の施行の日前に生じた組合員又は任意継続組合員の資格の取得及び喪失に関する事項

二 この法律の施行の日前の期間に係る標準給付に関する事項

三 この法律の施行の日の属する月前の月分の年金たる給付又は同日においてまだ支給してない一時金たる給付に関する事項

四 この法律の施行の日の属する月前の月に係る掛金に関する事項

（農業者年金基金法に関する特例）

第七百七条 沖縄県の区域内に住所を有する者に係

る農業者年金基金法（昭和四十五年法律第七十八号）第二十三条第一項第一号の規定の適用については、当分の間、当該区域における農業経営の現況を考慮して政令で定める要件に該当する者は、同号に掲げる者に該当する者とみなす。

2 前項に定めるもののほか、沖縄県の区域内に住所を有する者に係る農業者年金基金法による経営移譲の要件、この法律の施行前に沖縄の区域内に住所を有していた者に係る農業者年金基金法による経営移譲年金等の受給資格期間及びその額その他これらの者に係る同法に規定する事項については、同法の規定にかかわらず、政令で特別の定めをすることができる。

（小作地所有制限に関する特例）

第八百八条 沖縄県の区域内にある小作地については、農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第六條第一項の規定は、この法律の施行の日から起算して六月間は、適用しない。

2 沖縄県の区域内にある小作地についての農地法第六條第一項の規定の適用については、同項中「市町村の区域」とあるのは、「市町村の区域（その隣接する市町村の区域内の地域で市町村長が政令で定めるところにより沖縄県知事の承認を得て当該市町村の区域に準ずるものとして指定したものを含む。）」とする。

3 沖縄県の区域内に住所を有する者がその住所の属する市町村の区域以外の沖縄県の区域内に所有している小作地は、当該小作地及びその所有者の住所が、その区域内の土地をアメリカ合衆国を使用することとなつたことに関連してこの法律の施行の日の前日までに行なわれた市町村を分立によりその区域を縮小した市町村として農林大臣の指定するもののその縮小の直前の区域内にある場合には、農地法第六條第一項の規定の適用については、その所有者の住所の属する市町村の区域内にある小作地とみなす。

4 沖縄県の区域内にある小作地のうち、昭和十

九年七月一日以後この法律の施行の月の前日までの間に他の市町村に住所を移転した個人（この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の属する市町村の区域内にない個人及びこれに準ずる個人で政令で定めるものに限るものとし、昭和二十七年四月二十八日以後に他の市町村に住所を移転した個人にあつては、その使用に係る土地をアメリカ合衆国が使用することとなつたことに伴いその住所の移転をした個人に限る。）若しくはその一般承継人（この法律の施行の日以後の住所がその移転前の住所の属する市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）若しくはこれらの世帯員（農地法第二条第六項に規定する世帯員をいう。）である者がこの法律の施行前から引き続きその移転前の住所の属する市町村の区域内に所有している小作地（農地法第七條第一項第二号から第十六号までに掲げる小作地を除く。）であつて、その面積の合計が一ヘクタール（農地法第六條第一項第二号の規定による公示がされているときは、その公示に係る面積）をこえないもの（農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。）又はその小作地の所有権をこの法律の施行の際の所有者から承継した一般承継人（その承継の時以後の住所がその小作地のある市町村の区域内にない者及びこれに準ずる者で政令で定めるものに限る。）がその承継後引き続き所有している小作地（農林省令で定めるところにより当該小作地である旨の農業委員会の承認を受けたものに限る。）は、農地法第六條第一項第一号の規定にかかわらず、所有することができる。

5 農地法第九十條第一項の規定は前項の場合に、同条第二項の規定は、前三項の場合に準用する。

6 この法律の施行後、沖縄県の区域内の市町村につき、農業委員会等に関する法律の規定によ

り最初に行なわれる農業委員会の委員の選挙により農業委員会を成立する日までは、第四項の規定の適用については、同項中「農業委員会」とあるのは、「市町村長とする。」

（種苗の登録名称使用に関する特例）

第九百九条 沖縄において、昭和四十六年六月十六日以前からこの法律の施行の日まで継続して、他人がこの法律の施行の際農産種苗法（昭和二十二年法律第十五号）第七條の規定による登録を受け又は当該登録の出願をしている種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をしている者は、この法律の施行後（この法律の施行の際他人が当該登録の出願をしている場合にあっては、その出願に係る当該登録の後）も、農産種苗法第十條第一項の規定にかかわらず、沖縄県の区域内に限り、当該登録に係る種苗の名称を使用して、業として当該種苗の販売をすることができる。その者の一般承継人についても、同様とする。

（食糧管理法に関する特例等）

第九百十條 沖縄県の区域においては、食糧管理法（昭和十七年法律第四十号）第三條、第四條ノ二及び第八條ノ二から第八條ノ六までの規定並びに同法第九條第一項の規定に基づく命令の規定で政令又は農林省令で指定するものは、当分の間、適用しない。

第九百十一條 政府は、当分の間、予算の範囲内において、沖縄県の区域の全部又は一部をその地区とする農業協同組合で、政令で定めるところにより、沖縄産米穀でこの法律の施行の日の属する年以後の年産のものをその生産者から一定価格下らない価格で買入れ、かつ、その買入れに係る沖縄産米穀を売り渡す業務を行なうものに對し、政令で定めるところにより、その業務の実施によつて生ずる損失の補てんに充て

るための交付金を交付することができる。

2 前項の一定価格は、この法律の施行の日の属する年以後の政令で定める一定年間に生産され

為者を罰するほか、その法人又は人に対して、当該各項の罰金刑を科する。

（森林国営保険法の適用延期）

第一百十七条 沖縄県の区域内にある森林については、森林国営保険法（昭和十二年法律第二十五号）は、この法律の施行の日から起算して三年間は、適用しない。

（海区漁業調整委員会の委員の選挙権等に関する経過措置）

第一百十八条 第一百五条各号に掲げる者は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第八十七条第一項の規定の適用については、同項第二号に掲げる者とみなす。

第八節 通商産業省関係

（特許法に関する特例）

第一百十九条 この法律の施行前にした特許出願に係る特許権の効力は、この法律の施行の際沖縄にある物には、及ばない。ただし、特許出願後

2 この法律の施行前に沖繩において特許出願に係る発明の実施である事業又はその事業の準備がされていた場合には、特許法（昭和三十四年法律第百二十一号）第七十九条中「現に日本国内においてその発明の実施である事業をしている者又はその事業の準備をしている者は、その実施又は準備をしていて」とあるのは、「沖繩においてその発明の実施である事業をしていた者又はその事業の準備をしていた者は、その実施又は準備をしていて」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する特許権についての通常実施権は、この法律の施行の日に発生したものとみなす。

3 前項の規定により通常実施権を有する者以外の者であつて、沖繩において昭和四十六年六月十六日（第百二十一条及び第百二十二条において「基準日」という。）以前からこの法律の施行の

日まで継続してこの法律の施行前にした特許出願に係る発明の実施である事業をしていいたもの（以下この項において「発明実施者」という。）は、その実施をしていいた発明及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその特許発明の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法千九百六十二年立法第七十六号の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該特許出願に係る発明の実施である事業をしており、かつ、発明実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき（発明実施者が当該特許出願に係る発明の内容を知らないで自らその発明をし、又は当該特許出願に係る発明の内容を知らないでその発明をした者から知得した者である場合を除く。）は、この限りでない。

4 前項の規定による特許発明の実施をする権利は、特許法による通常実施権とみなす。

5 特許法第九十九条第二項の規定は、前項の規定により特許法による通常実施権とみなされた特許発明の実施をする権利について準用する。

（実用新案法に関する特例）

第二百二十条 前条の規定は、実用新案法（昭和三十四年法律第二百二十三号）を沖縄に適用する場合に準用する。

（意匠法に関する特例）

第二百二十一条 この法律の施行前に沖縄において意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業又はその事業の準備がなされていた場合には、意匠法（昭和三十四年法律第二百二十五号）第二十九条中「現に日本国内においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいる者又はその事業の準備をしていいる者は、その実施又は準備をしていいる」とあるのは、「沖縄においてその意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいた者又はその事業の準備をしていいた者は、その実施又は

準備をしていいた」と読み替えて、同条の規定を適用する。この場合において、この法律の施行の際存する意匠権についての通常実施権は、この法律の施行の日以後に発生したものとみなす。

2 前項の規定により通常実施権を有する者以外のものであつて、沖縄において基準日以前からの法律の施行の日まで継続してこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしていいたもの（以下この項において「意匠実施者」という。）は、その実施をしていいた意匠及び事業の目的の範囲内において、かつ、沖縄県の区域内に限り、業としてその登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利を有する。ただし、当該事業の開始が沖縄の不正競争防止法の施行後である場合において、当該事業の開始の際沖縄において他人が当該意匠登録出願に係る意匠又はこれに類似する意匠の実施である事業をしており、かつ、意匠実施者がその事実を知りながら当該事業を開始したとき（意匠実施者が当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないで自らその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をし、又は当該意匠登録出願に係る意匠の内容を知らないでその意匠若しくはこれに類似する意匠の創作をした者から知得した者である場合を除く。）は、この限りでない。

3 前項の規定による登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利は、意匠法による通常実施権とみなす。

4 第二百十九条第一項の規定はこの法律の施行前にした意匠登録出願に係る意匠権について、同条第五項の規定は前項の規定により意匠法による通常実施権とみなされた登録意匠又はこれに類似する意匠の実施をする権利について準用する。

（商標法に関する特例）

第二百二十二条 この法律の施行前に沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標の使用がなされていた場合には、商標法（昭和三十四年法律第二百二十七号）第三十二条第一項中「日本国内」とあるのは「沖縄」と、「現にその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」とあるのは「沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されている」と読み替えて、同項の規定を適用する。

2 この法律の施行前から沖縄においてこの法律の施行前にした他人の商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品についてその商標又はこれに類似する商標を使用していた者であつて、その使用をしていいた結果この法律の施行の際沖縄においてその商標が自己の業務に係る商品を表示するものとして需要者の間に広く認識されているもの（前項の規定により商標の使用をする権利を有する者及び基準日後において、かつ、他人の商標登録出願後にその商品についてその商標の使用を開始した者を除く。）は、次の各号の一に該当する場合を除き、継続してその商品についてその商標の使用をする権利を有する。当該業務を承継した者について同様とする。

一 その商標の使用を開始する以前から当該商標登録出願に係る商標又はこれに類似する商標が他人の業務に係る当該商標登録出願に係る指定商品又はこれに類似する商品を表示するものとして沖縄において需要者の間に広く認識されていたとき。

二 不正競争の目的をもつてその商標の使用をしていいたとき。

当該商標権者又は専用使用権者は、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者に對し、その者の業務に係る商品と自己の業務に係る商品との混同を防ぐのに適当な表示を附すべきことを請求することができる。ただし、前二項の規定により商標の使用をする権利を有する者が沖縄県の区域において当該商品について当該商標の使用をする場合は、この限りでない。

4 前三項の規定は、この法律の施行前にした防護標章登録出願に係る防護標章登録に基づく権利について準用する。

第九節 運輸省関係

（自動車の検査に関する特例）

第二百二十三条 沖縄県の区域内に使用の本拠を有する道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）以下この節において「車両法」という。）第十三条第一項に規定する登録自動車又は車両番号の指定を受けた二輪の小型自動車の使用者が同法第六十二条の規定による継続検査を受ける場合において次項の規定による指定検査人検査合格証を提出したときは、同条の規定の適用については、当該自動車は、運輸大臣に対する提示があり、かつ、同法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するものとみなす。

2 この法律の施行の際沖縄の道路運送車両法（千九百五十四年立法第四十五号）以下この節において「沖縄車両法」という。）第五十四条の規定による指定を受けている検査人（以下この節において「指定検査人」という。）は、この法律の施行の日から起算して二年を経過する日までの間、前項に規定する自動車について指定検査人検査合格証を交付することができる。

3 指定検査人は、運輸省令で定めるところにより当該自動車車両法第三章の規定による保安上の技術基準に適合するかどうかを検査し、その結果これに適合すると認められるときでなければ、指定検査人検査合格証を交付してはならない。

- 4 指定検査人は、指定検査人検査合格証を交付するときは、同時に指定検査人検査合格標準を交付しなければならない。
- 5 指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準には、運輸省令で定めるところにより、有効期間を附さなければならない。
- 6 指定検査人は、指定検査人検査合格証の交付を受けようとする者から手数料を収受する場合においては、車両法第二百二条第一項の規定に基づく継続検査に係る手数料の額の範囲内においてしなければならない。
- 7 自動車損害賠償保障法（昭和三十年法律第九十七号。以下この節において「自賠法」という。）第九條第三項及び第四項の規定は、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の交付について準用する。この場合において、同条第四項中「道路運送車両法第九十四条の五第四項の規定により保安基準適合証の提出があつた場合」とあるのは、「沖縄の復興に伴う特別措置に関する法律第二百三十三条第一項の規定により指定検査人検査合格証の提出があつた場合」と読み替へるものとする。
- 8 指定検査人検査合格証の交付を受けた自動車は、運輸省令で定めるところにより当該自動車に係る有効な指定検査人検査合格標準を表示しているときは、車両法第五十八條第一項及び第六十六條第一項の規定は、当該自動車について適用しない。
- 第百二十四条 指定検査人は、運輸省令で定める基準に適合する自動車の検査設備を備えなければならない。
- 2 指定検査人の禁止行為及び職務に専念する義務については、沖縄車両法第七十二条及び第七十三条の規定の例による。
- 3 運輸大臣は、指定検査人が前条第三項から第六項までの規定、同条第七項において準用する自賠法第九條第四項の規定、第一項の規定、前項においてその例によることとされる規定又は

次条第三項の運輸省令の規定に違反した場合、当該指定検査人に対し、指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の交付の停止を命ずることができる。この法律の施行前に沖縄車両法第七十四条に規定する場合に該当した指定検査人であつて同条の規定による処分がなされていないものに対しても、同様とする。

- 4 車両法第二百三條の規定は、前項の規定による処分をする場合について準用する。
- 第百二十五条 車両法第二百條の規定は、指定検査人の業務に関する報告及び指定検査人の事務所その他の事業場への立入りについて準用する。
- 2 車両法第二百二條の規定は、第二百三條第一項の規定により指定検査人検査合格証を提出して同法第六十二條の規定による継続検査の申請をする者については、適用しない。
- 3 指定検査人の遵守すべき事項並びに指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の様式その他指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準に関し必要な事項は、運輸省令で定める。
- 4 前条第三項の規定並びに同条第四項において準用する車両法第二百三條及び第一項において準用する同法第二百條の規定に基づく運輸大臣の権限は、政令で定めるところにより、沖縄総合事務局長に委任することができる。
- 5 指定検査人及び指定検査人の業務に従事する者は、刑法その他の罰則の適用については、法令により公務に従事する職員とみなす。
- 第百二十六条 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標準を偽造し、若しくは変造し、又は偽造若しくは変造に係る指定検査人検査合格標準を使用した者は、三年以下の懲役若しくは十萬元以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
- 2 行使の目的をもつて指定検査人検査合格標準に粉らわしい外観を有する物を製造し、又はこれを使用した者は、一年以下の懲役又は五萬元以下の罰金に処する。

- 3 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役若しくは三万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。
 - 一 第百二十三條第三項の規定に違反した者
 - 二 指定検査人検査合格証を交付してはならない場合に指定検査人検査合格標準を交付した者
- 第百二十四條第三項の規定による指定検査人検査合格証及び指定検査人検査合格標準の交付の停止の処分を違反した者
- 4 指定検査人検査合格標準を当該自動車以外の自動車に使用した者は、三万円以下の罰金に処する。
- 5 次の各号の一に該当する者は、一万円以下の罰金に処する。
 - 一 第百二十三條第六項の規定に違反した者
 - 二 前条第一項において準用する車両法第二百條第一項の規定に基づく報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 三 前条第一項において準用する車両法第二百條第二項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対し虚偽の陳述をした者
- 6 指定検査人の業務に従事する者が、指定検査人の業務に関し、第三項又は前項の規定に違反したときは、行為者を罰するほか、その指定検査人に対して当該各項の罰金刑を科する。（沖縄の自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置）
- 第百二十七条 沖縄の自動車損害賠償保障法（千九百六十二年立法第九十一号。以下この節において「沖縄自賠法」という。）で定める自動車損害賠償責任保険の契約（自賠法第二条第一項に規定する自動車（第六項を除く。以下この節において単に「自動車」という。）に係るものに限る。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この節において「沖縄責任保険契約」という。）のうち対人損害（自動車の運行により他人の生命又は身体が害された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることとあるべき損害をいう。以下この節において同じ。）のてん補に関する部分及びこれに係る自動車の運行による事故に関する損害賠償については、自賠法の規定（第十六條の二、第十九條の二、第三章第五節及び第八十二條の二の規定を除く。）の適用があるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

- 2 沖縄責任保険契約の対人損害のてん補に係る保険金額は、基準日（この法律の施行の日から起算して十四日を経過した日（その日の前日までに保険契約者が保険者に対し自賠法第十三條第一項に規定する保険金額による旨を申し出たときは、保険者がその申出を受けた日の翌日）をいう。以下この項において同じ。）以後に発生する自動車の運行による事故に関しては、同条第一項に規定する保険金額とし、基準日前に発生する自動車の運行による事故及び基準日前に当該契約の保険契約者が保険者に対し約定した保険金額による旨を申し出た場合における基準日以後に発生する自動車の運行による事故に関しては、当該約定した保険金額とする。
- 3 沖縄責任保険契約に係る被保険者が自賠法第三条の規定によつて損害賠償の責めに任ずる場合において、当該契約の対人損害のてん補に係る保険金額が約定した保険金額によるものであるときは、政府は、被保険者が保険金の支払を受け、又は被害者が同法第十六條第一項の規定により損害賠償の支払を受けた後、被害者の請求により、同法第七十二条第一項後段に規定する金額から被保険者又は被害者の当該支払を受けた金額を控除した金額の限度において、その受けた損害のうち当該支払を受けた金額をこえる損害をてん補する。
- 4 自賠法第七十三條、第七十六條第一項及び第

七十七条の規定は前項の規定による損害のてん補について、同法第七十四条及び第七十五条の規定は同項の規定による請求権について、それぞれ準用する。この場合において、同法第七十三条第二項中「その金額」とあるのは、「その金額から沖縄責任保険契約の被保険者が支払を受けた保険金の額又は被害者が第十六条第一項の規定により支払を受けた損害賠償額を控除した金額」と読み替へるものとする。

5 沖縄責任保険契約により保険者がてん補すべき対物損害（自動車等の運行により他人の物が損壊された場合において生じた損害について被保険者が賠償責任を負うことにより受けることあるべき損害をいう。以下この条において同じ。）の範囲は、被保険者が民法の規定により賠償責任を負うことにより受けることあるべき対物損害の範囲に変更されるものとする。ただし、この法律の施行前に発生した自動車の運行による事故に関する損害賠償については、なお従前の例による。

6 前項の規定は、沖縄自賠法第二条第一項に規定する自動車等自賠法第二条第一項に規定する自動車以外のものに係る沖縄自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約であつてこの法律の施行の際締結されているものにより保険者がてん補すべき損害の範囲について準用する。

7 沖縄責任保険契約の保険契約者は、保険者に対する意思表示により当該契約を将来に向つて対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

8 前項の規定により沖縄責任保険契約が対物損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対物損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

第百二十八条 この法律の施行の際沖縄県の区域において運行の用に供されている自動車で沖縄

自賠法第五条の規定の適用を受けていなかったものに係る対人損害をてん補することを目的の全部又は一部とする保険契約（沖縄責任保険契約を除く。）であつてこの法律の施行の際締結されているもの（以下この条において「沖縄任意保険契約」という。）により保険者がてん補すべき対人損害の範囲は、当該自動車について自賠法で定める自動車損害賠償責任保険の契約が締結されたとする。当該契約によりてん補すべき損害額をこえる対人損害の範囲に変更されるものとする。

2 前項の場合において、沖縄任意保険契約の保険契約者は、保険者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料のうち同項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されることに伴ひ減少する危険の当該減少分に相当する政令で定める金額の支払を請求することができる。

3 沖縄任意保険契約（その保険者が自賠法第六条に規定する保険会社であるものに限り。）で第一項の規定により保険者がてん補すべき対人損害の範囲が変更されたもの（次項において「上乗せ保険契約」という。）の保険契約者は、保険者に対する意思表示により、当該契約が対人損害のてん補のみを目的とするときはこれを解除し、当該契約が対人損害以外の損害のてん補をも目的とするときはこれを対人損害のてん補に関する部分を有しない契約に変更することができる。

4 前項の規定により上乗せ保険契約が解除され、又は変更されたときは、保険者は、保険契約者に対し、当該契約の対人損害のてん補に係る保険料の一部に相当する政令で定める金額を支払わなければならない。

（琉球政府の海難審判庁がした裁決及びこれに対する訴え等に関する経過措置）

第百二十九条 沖縄の海難審判法（千九百六十二年立法第六十二号）の規定により琉球政府の海

難審判庁がした裁決は、当該裁決に係る海技従事者又は水先人の免許がこの法律に基づく政令の規定によりこれに相当する船舶職員法（昭和二十六年法律第四十九号）の規定による海技従事者の免許又は水先法（昭和二十四年法律第二百一十一号）の規定による水先人の免許とみなされる場合において、そのみなされる免許又はこれに係る業務に關し、海難審判法（昭和二十二年法律第三十五号）の相当規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がした裁決とみなす。ただし、当該裁決に対しては、同法第四十六条の規定にかかわらず、高等海難審判庁に第二審の請求をすることができない。

2 前項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対しては、この法律の施行の際なお沖縄の海難審判法の規定による訴えを提起することができる期間が満了していない場合に限り、海難審判法第五十三条第四項の規定にかかわらず、訴えを提起することができる。

3 前項の訴えを提起することができる期間は、この法律の施行の日から起算して三十日とし、不変期間とする。

4 第一項の規定により沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁がしたとみなされる裁決に対する訴えは、那覇地方裁判所の管轄に専属する。

5 前項に規定する訴えは、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁の長を被告とする。

6 第四項に規定する訴えに係る裁判において裁決が取り消された場合には、沖縄県を管轄区域に含む地方海難審判庁は、当該事件について海

難審判法の規定により審判を行なわなければならない。当該審判に係る事件についての裁決に対する訴えに係る裁判において更にその裁決が取り消された場合も、同様とする。

7 前項の規定による審判については、海難審判法第五十六条第三項の規定を準用する。

8 第六項の規定による審判に係る裁決については、第一項ただし書の規定を準用する。

9 第六項の規定による審判に係る裁決に対する訴えについては、第四項及び第五項並びに海難審判法第五十三条第二項及び第三項の規定を準用し、同条第四項の規定を適用しない。

10 海難審判法の規定は、この法律の施行前に発生した海難に係る事件（琉球政府の海難審判庁が裁決をしたものを除く。）について適用があるものとする。

第十節 郵政省関係

（公衆電気通信法に關する特例）

第百三十条 昭和四十六年六月十七日以前に琉球電信電話公社法に基づく琉球電信電話公社に対して行なわれた加入電話加入契約（契約の期間が三十日以内の加入電話に係るものを除く。）の申込みがこの法律の施行の日以後に日本電信電話公社から承諾された場合における設備料は、公衆電気通信法（昭和二十八年法律第九十七号）別表の規定にかかわらず、当該申込みが昭和四十五年十一月二十日以前に行なわれたものであるときは、一加入電信ごとに九千円、当該申込みが同月二十一日から昭和四十六年六月十七日までに行なわれたものであるときは次の表に掲げる額とする。

料 金 種 別	料 金 額
一 単独電話に係るもの	一 加入電話ごとに 三万円
二 共同電話に係るもの	一 加入電話ごとに 二万円
イ その電話機（公衆電気通信法第三十六条に規定する附属的なものを除く。ロにおいて同じ。）の数が二個である場合	

ロ その電話機の数が三個以上である場合
三 構内交換電話に係るもの（構内交換設備及び内線電話機に係るものを除く。）

一 加入電話ごとに 一 万円
一 加入電話ごとに 三 万円

（電波法に関する特例）

第百三十一條 琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定第八條に規定するヴォイス・オブ・アメリカ中継局については、この法律の施行の日から起算して五年間、電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）の規定にかかわらず、同条（同条に基づく取極を含む。）の定めるところによる。

第百三十二條 昭和四十六年六月十七日において琉球列島高等弁務官の免許を受けた無線局により英語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた者で、この法律の施行の際当該無線局について琉球列島高等弁務官の免許を受けて当該放送及び業務を行なつていたものは、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により当該英語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局について郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して五年とする。

2 前項に規定する者がこの法律の施行の際当該無線局により日本語による放送及びこれに附帯する業務を行なつていた場合には、その者は、この法律の施行の日、電波法第四條第一項の規定により日本語による放送をする無線局及び当該放送に附帯する業務の用に供する無線局について郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條第一項の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

3 この法律の施行の際琉球列島高等弁務官の免

許を受けて航空機の無線局その他の政令で定める無線局（第一項及び次項に規定する無線局を除く。）を開設している者は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第一項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた免許の有効期間は、同法第十三條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

4 この法律の施行の際、沖縄においてアメリカ合衆国政府が開設している無線局又は琉球列島高等弁務官の免許を受けて琉球政府、琉球電力公社の設立（千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第百二十九号）に基づく琉球電力公社、琉球水道公社の設立（千九百五十八年高等弁務官布令第八号）に基づく琉球水道公社若しくは航空通信の事業を営むアメリカ合衆国法人が開設している無線局に設置されている無線設備をこの法律の施行後引き続き使用して無線局を開設する者（国その他の政令で定める者に限る。）は、この法律の施行の日、当該無線局について電波法第四條第二項の規定により読み替えられる同法第四條第一項の郵政大臣の承認又は同項の郵政大臣の免許を受けたものとみなす。この場合において、当該みなされた承認又は免許の有効期間は、同法第十三條の規定にかかわらず、この法律の施行の日から起算して一年とする。

5 前各項の場合においては、当該無線局の呼出符号は、この法律の施行の日、郵政大臣が指定するものとする。

6 第一項及び第二項の場合においては、電波法第四條の二の規定の例により、当該英語による放送又は日本語による放送の規律に関する事項の内容その他電波及び放送の規律に関する事項

の適正な履行を確保するため必要な条件を附することができ。

第百三十三條 前条第一項から第四項までの規定により郵政大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者は、この法律の施行の日から起算して二月以内に、電波法第十四條第二項第二号から第十一号までに掲げる事項（当該無線局が放送をする無線局である場合は、同項第二号から第四号まで及び第六号から第十一号まで並びに同条第三項第二号及び第三号に掲げる事項）及び郵政省令で定める事項を郵政大臣に届け出なければならぬ。

2 郵政大臣は、前項の規定による届出を受理した場合において、混信の除去その他特に必要があるとき、当該届出に係る周波数、空中線電力又は運用許容時間に代えて、当該無線局の周波数、空中線電力又は運用許容時間を指定することができる。

3 郵政大臣は、第一項の規定による届出を受理したときは、電波法第十四條第一項の規定の例により、当該届出に係る事項（第一項の郵政省令で定める事項を除くものとし、当該届出について前項の規定による指定をしたときは、その指定後の事項とする。）を記載した免許状を交付する。

4 この法律の施行の際設置されている無線設備で前条第一項から第四項までに規定する無線局に係るものについては、この法律の施行の日から郵政省令で定める日までの間は、電波法第三章の規定にかかわらず、郵政省令で定めるところによる。

5 この法律の施行の際前条第一項から第四項までに規定する無線局の無線設備の操作に従事している者は、この法律の施行の日から起算して一年間は、電波法第三十九條の規定にかかわらず、その無線設備の操作に従事することができる。

6 前条第一項から第四項までの規定により郵政

大臣の免許又は承認を受けたものとみなされた者が同条第六項の条件に違反し、又は第一項の規定に違反して届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、若しくは第四項の郵政省令の規定に違反したときは、電波法若しくは同法に基づく命令又はこれらに基づく処分違反したものとみなして、同法第七十六條第一項の規定を適用する。

（放送法に関する特例等）

第百三十四條 この法律の施行前に沖縄の放送法第二十條の規定による届出をした者で、この法律の施行の際当該届出に係る受信設備を設置しているものは、この法律の施行の日、放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第三十二條第一項本文の規定により日本放送協会と契約を締結したものとみなす。

第百三十五條 沖縄県の区域において日本放送協会が徴収する受信料の月額は、当分の間、沖縄県の区域における日本放送協会の業務の実状及び社会的経済的事情を考慮して定められなければならない。

第百三十六條 郵政大臣は、第百三十二條第一項に規定する者が行なう英語による放送又は日本語による放送の業務の適正な運営を確保するため必要があるとき、又は資料の提出を求めることができる。

第十一節 労働省関係

（労働条件に関する経過措置）

第百三十七條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法（千九百五十二年立法第四十四号）第八條の事業又は事務所を使用されている労働者は、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに当該事業又は事務所を解雇された場合には、同法第二十二條第一項の規定の例により、解雇手当を請求することができる。

第百三十八條 この法律の施行の際沖縄の労働基準法第四十條の規定又は琉球人被用者に対する

労働基準及び労働関係法（千九百五十三年琉球列島米国民政府布令第百十六号。以下この節において「布令第百十六号」といふ。）第五十条の規定により年次有給休暇を積み立てている者は、当該年次有給休暇を請求することができる。

第百三十九条 この法律の施行の際布令第百十六号の適用を受けている被用者であつて、この法律の施行後も引き続き同一の使用者に使用されているものは、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間は、同布令第五十条b項の規定の例により、有病気体休暇を請求することができる。

第四百四十条 この法律の施行の際沖繩の労働基準法第八条の事業又は事務所に使用されており、かつ、この法律の施行後も引き続き当該事業又は事務所に使用されている女子であつて、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までに労働基準法第六十五条の規定により休業することが出来るものは、沖繩の労働基準法第六十六条第三項の規定の例により、平均賃金の支払を請求することができる。

第四百四十一条 第三百三十七条から前条までの規定は、労働基準法第十三条の規定の適用については、同法の規定とみなす。

(労働者災害補償保険法に關する経過措置等)
第四百十二条 労働者災害補償保険法(昭和二十二年法律第五十号。次条において「労災保険法」という。)の規定、労働者災害補償保険法の

一部を改正する法律（昭和四十年法律第百三十号。次条において「昭和四十年改正法」という。）。附則第四十一条から第四十三条までの規定、労働者災害補償保険法等の一部を改正する法律（昭和四十五年法律第八十八号。次条において「昭和四十五年改正法」という。）。附則第三条の規定及び失業保険法及び労働者災害補償保険法の一部を改正する法律及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和四十四年法律第八十五

号）第十八条の規定は、沖繩の労働者災害補償保険法（千九百六十二年立法第七十八号）の規定の適用を受けていた労働者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償についても適用する。この場合において、この法律の施行前に支給事由の生じた保険給付の額その他必必要な事項については、政令で特別の定めをする。

ことができる。

第四百四十三條 労働者災害補償（千九百六十一年高等弁務官布令第四十二号。次項において「布令第四十二号」という。）の規定（第二章第四條及び第六條から第八條まで、第三章第一條、第四章第二十條、第五章第三條から第五條まで、第六章並びに第七章第五條及び第八條の規定を除く。）は、同布令の適用を受けていた被用者のうち政令で定める者のこの法律の施行前に生じた業務上の事故に係る災害補償について、法律としての効力を有する。

2 前項に規定する災害補償のうち、布令第四十二号に定める支給事由がこの法律の施行後に生ずる場合の当該事由に係る補償については、同項の規定にかかわらず、当該被災被用者、遺族及び葬祭を行なう者は、政令で定めるところにより、労災保険法の規定、昭和四十年改正法附則第四十一条から第四十三条までの規定及び昭和四十五年改正法附則第三条の規定による補償に準じた補償を受けることができる。

（失業保険に関する経過措置）
第百四十四条 沖縄の失業保険法（千九百五十八

年立法第五号。以下この条において「沖繩失保法」という。）の規定による被保険者（以下この条において「沖繩失保法被保険者」という。）であつた者であつてこの法律の施行の日以後に失業保険法（昭和二十二年法律第四百十六号。以下この条において「失保法」という。）に規定する被保険者（次項において「失保法被保険者」という。）となつたものに関する失保法の規定の適用については、沖繩失保法の規定による被保険者

期間（この法律の施行の日前に沖繩失保法に規定する受給資格者（以下この項及び第三項において「沖繩失保法受給資格者」という。）となつた者（第四項の規定により離職があつたとみなされることにより沖繩失保法受給資格者となつたこととなる者を含む。）については、当該受給資格に係る離職の日以前の被保険者期間を除く）は、失保法の規定による被保険者期間とみなす。

2 この法律の施行の日（同日後に失保法被保険者となつた者については、同日後はじめて当該被保険者となつた日）前一年の期間内に冲縄失保法被保険者であつたことがある者が失保法第十五条第一項の規定に該当するに至つた後においてこの法律の施行の日以後に離職した場合における同法第二十条の二の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

3 この法律の施行の際沖繩失保法受給資格者である者（次項の規定により離職があつたとみなされることにより沖繩失保法受給資格者であることとなる者を含む。）は、失保法に規定する受給資格者とみなす。

4 この法律の施行の際沖縄失保法被保険者である者であつて、沖縄において沖縄失保法が効力を有せず、かつ、船員保険法が効力を有しているとした場合においては同法第十七条の規定による被保険者であることとなるものが引き続き

5 同条の規定による被保険者となつたときは、その者については、この法律の施行の日の前日に沖繩失保法第三条第二項に規定する離職があつたものとみなす。

沖繩失保法の規定による日雇労働被保険者で

6 この法律の施行の日の属する月の翌月以後に失業した失保法に規定する日雇労働被保険者であつた者に關する失保法第三十八條の六第一項並びに第三十八條の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができるとがである。

あつて、当該失業の日の属する月の前二月間にもつぱら沖繩における適用事業（この法律の施行の日の属する月前の月については、沖繩失保法被保険者を雇用する事業主の事業をいい、同日の属する月以後の月については、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十四号）第四条の規定により失業保険に係る労働保険の保険関係が成立している事業をいう。）に雇用されたものに関する失保法第三十八条の六第一項並びに第三十八条の九第一項及び第二項の規定の適用については、政令で特別の定めをすることができる。

第四百四十五条 この法律の施行の際軍関係離職者等臨時措置法（千九百六十九年立法第四百十七号。以下この条において「沖繩軍離職者法」という。）第二条に規定する軍関係離職者である者は、駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第五百十八号。以下この条において「駐留軍離職者法」という。）第二条に規定する駐留軍関係離職者である者と、当該軍関係離職者のうち沖繩軍離職者法第二条第一号に係る者は、駐留軍離職者法第二条第一号に係る駐留軍関係離職者である者とみなして、同法第十号から第十三条まで及び第十八条から第二十号までの規定を適用する。

(緊急失業対策法の効力等に関する経過措置)
第四百六十六条 この法律の施行の日に沖縄県の区域に居住する失業者であつて、同日前二箇月間に十日以上沖縄の緊急失業対策法（千九百五十六年立法第二十四号）の規定による失業対策事業に使用されたもの及び労働省令で定めるこれに準ずるものは、中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）附則第二条の規定の適用については、同条に規定する失業者とみなす。

2 前項に規定する失業者は、緊急失業対策法（昭和二十四年法律第八十九号）第十条第二項の

は「土地区画整理法第三条第三項」と、「新法のあるのは「同法の」と、「規則」とあるのは「令

土地区画整理が第二項の規定により廃止された
場合において、当該市町村の徴収すべき清算金
でまだ徴収されていないものがあるときは、当

間内に限り、
沖縄の市町村合併促進法第十二

一 琉球政府の職員で第三十二条の規定によるもの

に離職し、又は死亡した者で当該離職又は死亡の時に於いて地方公共団体又はその機関が行なう事務に相当する事務に従事していたもの

三 前二号に掲げる者に準ずる者として政令で定める者

(公職選挙法に関する経過措置)

第百五十三条 次の各号に掲げる者は、当該各号に定める間、公職選挙法第九條及び第十條に規定する選挙権及び被選挙権を有しない。

一 次号及び第三号に掲げる者のほか、沖縄法令の規定(第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる沖縄法令の規定を含む)の罪を犯し禁錮以上の刑に処せられた者(選挙に関する犯罪以外の犯罪による刑の執行猶予中の者を除く)その執行が終るまでの間又はその執行を受けることがなくなるまでの間

二 沖縄法令の規定による選挙に関する犯罪により、この法律の施行の際沖縄法令に規定する選挙権及び被選挙権を有していない者当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされた日を起算日として当該選挙権及び被選挙権を有しないこととされる期間を経過する日までの間

三 第二十五條第一項の規定によりなおその効力を有することとされる選挙犯罪に関する沖縄法令の規定の罪(以下この号において「選挙犯罪」という。)のうち公職選挙法第二百五十二條第一項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し罰金の刑に処せられた者、沖縄選挙犯罪のうち同条第二項の罪に相当する罪として政令で定めるものを犯し禁錮以上の刑に処せられた者又は沖縄選挙犯罪のうち同条第三項の罪に相当する罪として政令で定めるものにつき刑に処せられ更にこれらの罪につき刑に処せられた者 それぞれ、同条第一項、第二項又は第三項に規定する期間

に相当する間

2 前項第三号に掲げる者については、裁判所は、情状により、刑の言渡しと同時に、公職選挙法第二百五十二條第四項の規定の例により、同号に規定する期間について選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨を宣告することができる。

3 第一項第三号に掲げる者について、この法律の施行の日前に同号に規定する期間につき当該選挙権及び被選挙権を有しない旨の規定を適用せず、又はその期間のうちこれを適用すべき期間を短縮する旨の宣告がなされている場合には、当該宣告は、前項の規定によりなされた宣告とみなす。

(琉球政府税の承継等)

第百五十四條 この法律の施行の際琉球政府が有している権利及び義務のうち、沖縄法令の規定により琉球政府が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の規定による道府県税に相当するものとして政令で定める琉球政府税(以下この条において「県税相当琉球政府税」という。)に係るものは、その時において沖縄県が承継する。

2 地方税法の規定で政令で定めるものは、県税相当琉球政府税及び沖縄の市町村が課した、若しくは課すべき、又は還付すべき市町村税(これに係る督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費を含む。次項において「沖縄市町村税」という。)に係る徴収、滞納処分、還付、不服申立て、犯則取締その他の行為又は手続に関する事項についても、適用する。この場合において、これらの規定中事業税及び不動産取得税に係る部分は、市町村税に関する規定とみなす。

3 県税相当琉球政府税及び沖縄市町村税については、これらの税に関する沖縄法令の規定のうち、前項の規定によりこれらの税に適用される

地方税法の規定に相当する規定以外の規定(罰則を含む)は、本邦の法令としての効力を有する。

(地方税法に関する経過措置)

第百五十五條 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する法人の道府県民税及び市町村民税(以下この項において「法人の住民税」という。)

について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の住民税に関する部分を適用する場合に、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の住民税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税(清算所得に対する法人の住民税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人税額及び残余財産の一部分配により納付すべき法人税額に係る法人の住民税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。

この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づき法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人税額に係る法人の住民税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

2 沖縄県が課する法人の事業税について地方税法及びこれに基づく命令の規定中法人の事業税に関する部分を適用する場合には、当該規定は、この法律の施行の日以後に終了する事業年度分の法人の事業税及び同日以後の解散又は合併による清算所得に対する法人の事業税(清算所得に対する事業税を課される法人の清算中の事業年度に係る法人の事業税及び残余財産の一部分配により納付すべき法人の事業税を含む。以下この項において同じ。)について適用する。この場合において、同日前に解散した沖縄法令に基づき法人で同日の前日の属する事業年度終了の日までにその残余財産の確定していないものの清算所得に対する法人の事業税については、当該法人が同日の翌日において解散したものとみなす。

なす。

3 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村は、その住民の税負担を緩和するため、次の各号に掲げる地方税については、条例で定めるところにより、当該各号に定める率を地方税法に規定する税率として、これらの税を課するものとする。

一 昭和四十七年度から昭和五十年年度までの各年度分の自動車税、沖縄法令の規定による自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和五十一年度(バス以外の自動車にあつては、昭和四十九年度)において地方税法第四十七條第一項各号に規定する税率となるように政令で定める率

二 この法律の施行の日から起算して五年を経過する日までの間における軽油の引取り等に対して課する軽油引取税、沖縄県の住民の生活及び産業経済に及ぼす影響を考慮して政令で定める率

三 昭和四十七年度分の個人の市町村民税の均等割及び所得割並びにこの法律の施行の日から昭和四十七年十二月三十一日までの間に支払われる地方税法第三百二十八條に規定する退職手当等に係る所得割、沖縄法令の規定による個人の市町村民税の税率を参酌して政令で定める率

四 昭和四十七年度分の固定資産税、沖縄法令の規定による固定資産税の税率を参酌して政令で定める率

五 昭和四十七年度分及び昭和四十八年度分の軽自動車税、沖縄法令の規定による軽自動車税の税率を参酌し、これを毎年度逐次引き上げ、昭和四十九年度において地方税法第四百四十四條第一項各号に規定する税率となるように政令で定める率

六 この法律の施行の日から昭和五十三年三月三十一日までの間において使用する電気又はガスに対して課する電気ガス税(特別徴収に係る電気ガス税にあつては、当該期間におい

て使用した電気又はガスとして政令で定める料金に係るもの。基礎となる率を百分の一とし、これを毎年度百分の一ずつ引き上げ、昭和五十三年度において地方税法第四百九十条に規定する税率となるように政令で定める率。

4 沖縄県は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の個人の道府県民税に限り、個人の道府県民税の納税義務者のうち均等割のみの納税義務を有する者に対しては、均等割の額を免除するものとする。

5 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の固定資産税に限り、その免税点の額は、沖縄法令の規定による固定資産税の免税点の額を参照して政令で定める額とする。

6 沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十八年度から昭和五十年年度までの各年度分の固定資産税に限り、当該各年度に係る賦課期日において固定資産の価格の著しい変動等の事情があるため当該年度分の固定資産税の額が昭和四十七年度分の固定資産税の額を著しく上回る場合には、当該市町村は、政令で定めるところにより、政令で定める額を当該年度分の固定資産税の額から減額するものとする。

7 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、昭和四十七年度分の軽自動車税に限り、原動機付自転車及び農耕作業用自動車以外の小型特殊自動車に対しては、軽自動車税を課さないものとする。

8 沖縄県の区域内の市町村が市町村たばこ消費税を課する場合における地方税法第四百六十四条及び第四百六十七条第二項の規定の適用については、当分の間、同法第四百六十四条第一項中「製造たばこ」とあるのは「製造たばこ（小売人が他の小売人に売り渡す製造たばこについて、自治省令で定めるところにより公社が小売人に売り渡す製造たばことみなす。以下同じ。）」と、「小売人の営業所」とあるのは「直接消費者と、

に製造たばこを売り渡す小売人の営業所」と、同条第三項中「本数」とあるのは「本数として自治省令で定めるところにより算定した数値」と、同法第四百六十七条第二項中「小売人の営業所」とあるのは「小売人（直接消費者に製造たばこを売り渡す小売人とする。）の営業所」とする。

9 沖縄県の区域内の市町村は、条例で定めるところにより、沖縄の電気事業法（千九百五十二年立法第三十九号）第七十一条に規定する準電気事業者で電気事業法第二条第二項に規定する一般電気事業者とみなされるものが供給する電気（供給時間に制限のあるものに限る。）に対しては、電気ガス税を課さないものとする。

10 沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する昭和四十七年度分の地方税については、地方税法第三百四十九条の四、第三百四十九条の五、第三百八十九条、第五章第二節、附則第十七条から第三十条まで及び附則第三十四条から第三十六条まで並びに政令で定める規定は、適用しない。

11 前各項に定めるもののほか、沖縄県及び沖縄県の区域内の市町村が課する地方税の課税標準となる前年の所得及び課税総所得金額等の算定、課税期間等の相違に伴う必要な税額の調整、固定資産の評価の方法その他の必要な経過措置に関する事項については、政令で、地方税法の規定の適用につき必要な技術的読替えをし、又は同法の規定にかかわらず特別の定めをすることができ。

第九章 雑則

（政令への委任）

第百五十六条 この法律に定めるもののほか、本法令の沖縄への適用についての経過措置、この法律において法律としての効力を有することとされ又はその例によることとされた沖縄法令の規定の技術的読替えに関する措置その他沖縄の復帰に伴い必要とされる事項については、当

分の間、政令で必要な規定を設けることができる。

2 この法律の成立後に沖縄において法令の制定、改正又は廃止が行なわれたことにより、この法律の規定の適用につき支障を生ずることとなつた場合には、この法律の趣旨に照らし合理的に必要と判断される範囲内において、この法律の規定にかかわらず、政令で必要な規定を設けることができる。

3 前二項の規定に基づき制定される政令には、本土法令の制定又は改正の際の経過措置の規定に準ずる規定を設ける場合に当該経過措置の罰則に定める罰よりも重くない範囲内において罰則を設ける等、沖縄の復帰に伴い合理的に必要なと判断される範囲内において、罰則を設けることができる。

（最高裁判所規則等への委任）

第百五十七条 この法律中「政令」とあるのは、前条第三項中「政令」とあるのを除き、日本国憲法第七十七条第一項に規定する事項については「最高裁判所規則」と、人事院の所掌事務に係る事項については「人事院規則」と、会計検査に関する事項については「会計検査院規則」とする。

附則

（施行期日）

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第六十八条第一項及び次項の規定は、この法律の公布の日から施行する。

（琉球政府行政主席への通知）

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律

法律

目次

- 第一章 総理府関係（第一条―第十九条）
- 第二章 法務省関係（第二十条―第三十条）
- 第三章 外務省関係（第三十一条―第三十四条）
- 第四章 大蔵省関係（第三十五条―第四十四条）
- 第五章 文部省関係（第四十五条―第四十八条）
- 第六章 厚生省関係（第四十九条―第五十九条）
- 第七章 農林省関係（第六十条―第六十九条）
- 第八章 通商産業省関係（第七十条―第七十一条）

- 第九章 運輸省関係（第七十二条―第八十一条）
- 第十章 郵政省関係（第八十二条―第九十六条）
- 第十一章 労働省関係（第九十七条―第一百三条）
- 第十二章 自治省関係（第一百四十四条―第一百四十九条）
- 第十三章 雑則（第一百五十条）

附則

第一章 総理府関係

（沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う国家公務員等退職手当法の一部改正）

第一条 国家公務員等退職手当法（昭和二十八年法律第百八十二号）の一部を次のように改正する。

第十条第八項中、「船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」又は「沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）」を「又は船員保険法（昭和十四年法律第七十三号）」に改める。

(引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律の一部改正)

第二条 引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律(昭和四十二年法律第百十四号)の一部を次のように改正する。

第十三条第二項から第四項までを削り、同条第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五条中「及び沖繩事務局長を削る」。

第三条 この法律の施行前に前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖繩事務局長がした処分又は手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩県知事がした処分又は手続とみなす。

2 この法律の施行の際前条の規定による改正前の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の規定に基づいて沖繩事務局長に対してされている手続は、同条の規定による改正後の引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律及びこれに基づく命令の相当規定に基づいて、沖繩県知事に対してされた手続とみなす。

(公衆電気通信法の一部改正に伴う私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律の一部改正)

第四条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の適用除外等に関する法律(昭和二十二年法律第百三十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第七号を次のように改める。

七 公衆電気通信法(昭和二十八年法律第九十七号)第五号の二第二項

(警察法の一部改正)

第五条 警察法(昭和二十九年法律第百六十二号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項の表九州管区警察局の項中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖繩県」に改める。

(出入国管理令の一部改正に伴う道路交通法の一部改正)

第六条 道路交通法(昭和三十五年法律第百五号)の一部を次のように改正する。

第七条の二中(出入国管理令(昭和二十六年政令第百三十九号)第二条第一号に規定する本邦をいう。以下同じ。)を削る。

(行政管理庁設置法の一部改正)

第七条 行政管理庁設置法(昭和二十三年法律第七十七号)の一部を次のように改正する。

第三条の二の次に次の一条を加える。

第三条の三 前条に定めるもののほか、当分の間、行政管理庁に、地方支分部局として、沖繩行政監察事務所を置く。

2 沖繩行政監察事務所は、行政監察局の事務を分掌する。

3 行政管理庁長官は、前項の事務のほか、沖繩行政監察事務所、第二条第三号に掲げる事務のうち行政機関の機構、定員及び運営に関する調査の事務並びに同条第十四号に掲げる事務のうち行政管理局の所掌する事務を分掌させることができる。

4 沖繩行政監察事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖繩県とする。

5 沖繩行政監察事務所の内部組織は、長官が定める。

(元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律の一部改正)

第八条 元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(昭和二十八年法律第百五十六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「退職手当、死亡賜金」を削る。

第二条第三号中「将来その事務を引き継ぐ機関」を「これからその事務を引き継いだ機関」に、「所屬する」を「所屬していた」に改める。

第五条を次のように改める。

第五条 削除

第六条第四項を削る。

第七条の二第四項を削る。

第七条を次のように改める。

第七条 削除

第八条第一項中「第四条から第五条まで又は前条」を「第四条から第四条の三まで」に改め、同条第三項中「第四条の二第二項又は第五条第一項」を「又は第四条の二第二項に」、「共済組合法又は国家公務員等退職手当法」を「又は共済組合法に」、「官署の職員の共済組合又は退職手当」を「又は官署の職員の共済組合」に改める。

第十条第二項中「第四条から第七条まで」を「第四条から第四条の三まで、第六条及び第六条の二」に改め、「退職手当及び死亡賜金」を削る。

第十三条第一項中「及び死亡賜金」を削り、「退職手当」を「及び退職手当」に改め、同条第二項を削る。

附則第二項から第六項まで並びに附則第一項の見出し及び項番号を削る。

第九条 前条の規定による改正前の元南西諸島官公署職員等の身分、恩給等の特別措置に関する法律(以下この条において「改正前の法」という。)附則第五項の年金、恩給又は退職手当等で、昭和四十七年三月三十一日以前に支払を受けるべきであったものについては、なお改正前の法附則第五項及び第六項の規定の例による。

2 この法律の施行前に給与事由の生じた改正前の法の規定による退職手当及び死亡賜金については、改正前の法附則第五項及び第六項に規定する事項を除き、なお従前の例による。

3 この法律の施行後に給与事由の生ずる国家公務員等退職手当法の規定による退職手当で琉球諸島民政府職員であつた者に係るものに関し、その勤続期間を計算するについては、なお改正前の法第八条第三項の規定の例による。

(南方同胞援護会法の廃止)

第十条 南方同胞援護会法(昭和三十三年法律第百六十号)は、廃止する。

第十一条 南方同胞援護会法は、前条の規定の施行の時に於いて解散するものとし、その財産に関する権利及び義務は、その時において、政令で定めるところにより、沖繩県の区域に関する公益を目的とする法人等が承継する。

2 南方同胞援護会の解散の日を前日を含む事業年度に係る決算及び事業報告書の作成等については、沖繩開発庁長官が従前の例により行なうものとする。この場合において、当該決算の完結の期限は、その解散の日から起算して二月を経過する日とする。

3 第一項の規定により南方同胞援護会が解散した場合における解散の登記については、政令で定める。

(沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律の廃止)

第十二条 沖繩における模範農場に必要な物品及び本邦と沖繩との間の電気通信に必要な電気通信設備の譲与に関する法律(昭和三十六年法律第四十五号)は、廃止する。

(宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律の廃止)

第十三条 宮古群島及び八重山群島におけるテレビジョン放送に必要な設備の譲与に関する法律(昭和四十二年法律第五十一号)は、廃止する。

(沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法の廃止)

第十四条 沖繩地域における産業の振興開発等のための琉球政府に対する資金の貸付けに関する特別措置法(昭和四十三年法律第六十二号)は、廃止する。

(沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律の廃止)

第十五条 沖繩島、宮古島及び石垣島相互の間における極超短波回線による電氣通信に必要な電氣通信設備の譲与に関する法律(昭和四十三年法律第七十号)は、廃止する。

(沖繩島における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法の廃止)

第十六条 沖繩島における免許試験及び免許資格の特例に関する暫定措置法(昭和四十四年法律第四十七号。次条において「旧法」という。)は、廃止する。

第十七条 旧法の規定に基づき本邦の免許資格(旧法第二条第四号に規定する本邦の免許資格をいう。)を有する者で、この法律の施行の際当該免許資格に係る免許(これに類する処分を含む。)又は登録を受けているものは、前条の規定による旧法の廃止にかかわらず、当該免許資格を失わない。

2 前項に定めるもののほか、旧法の廃止に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(沖繩島における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の充渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第八十一号)は、廃止する。

第十八条 沖繩島における産業の振興開発等に資するための琉球政府に対する米穀の充渡しについての特別措置に関する法律(昭和四十四年法律第八十一号)は、廃止する。

(南方同胞援護会法の廃止に伴う沖繩開発庁設置法の一部改正)

第十九条 沖繩開発庁設置法(昭和四十六年法律第四号)の一部を次のように改正する。

第四条第六号中「南方同胞援護会法(昭和三十一年法律第六十号)及び」を削る。

第二章 法務省関係

(檢察庁法の一部改正)

第二十条 檢察庁法(昭和二十二年法律第六十一

号)の一部を次のように改正する。

第三十八条の次に次の一条を加える。

第三十八条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖繩に適用されていた法令(以下「沖繩法令」という。)の規定による檢察官、裁判官又は弁護士に就いたときは、その在職の年数のうち沖繩法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖繩法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、第十九条第一項第一号の規定の適用については、二級の検事の在職の年数とみなす。

2 沖繩法令の規定による琉球上訴檢察庁事務局長、琉球高等檢察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、前項の規定の適用については、沖繩法令の規定による檢察官の職にあつた年数とみなす。

3 沖繩法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖繩法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

第三十九条の次に次の一条を加える。

第三十九条の二 沖繩法令の規定による琉球政府又は市町村の職員であつた者は、第十八条第二項第二号の規定の適用については、公務

員の職にあつた者とみなす。

(下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律の一部改正)

第二十一条 下級裁判所の設立及び管轄区域に関する法律(昭和二十二年法律第六十三号)の一部を次のように改正する。

別表第二表宮崎地方裁判所の項の次に次のように加える。

別表第三表宮崎家庭裁判所の項の次に次のように加える。

別表第四表高千穂簡易裁判所の項の次に次のように加える。

別表第五表福岡高等裁判所の項中

高千穂 宮崎県の内
西臼杵郡

高千穂 宮崎県の内
西臼杵郡

那 覇		高 千 穂	
名	護	名	護
沖繩県の内 名護市 国頭郡 島尻郡の内 伊是名村 伊平屋村	コザ 中頭郡の内 美里村 与那城村 勝連村 北谷村 嘉手納村 読谷村 中城村 北中城村	沖繩県の内 那覇市 浦添市 島尻郡の内 豊見城村 南風原村 東風平村 大里村 与那原町 佐敷村 知念村 玉城村 具志頭村 糸満町 粟国村 渡名喜村 仲里村 具志川村 渡嘉敷村 座間味村 南大東村 北大東村 中頭郡の内 西原村	宮崎県の内 西臼杵郡

に改める。

平良	沖縄県の内 平良市 宮古郡
石垣	沖縄県の内 石垣市 八重山郡

(法務省設置法の一部改正)

第二十二条 法務省設置法(昭和二十二年法律第九十三号)の一部を次のように改正する。

別表三福岡法務局の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改め、同表宮崎地方法務局の項の次に次のように加える。

那覇地方法務局

那覇市

沖縄県

別表四宮崎刑務所の項の次に次のように加える。

沖縄刑務所

那覇市

別表五人吉農芸学院の項の次に次のように加える。

沖縄少年院

コザ市

沖縄女子学園

コザ市

別表五宮崎少年鑑別所の項の次に次のように加える。

那覇少年鑑別所

那覇市

別表七福岡矯正管区の項中「宮崎県」を「宮崎県 沖縄県」に改める。

別表九宮崎保護観察所の項の次に次のように加える。

那覇保護観察所

那覇市

那覇地方裁判所の管轄区域

別表十一鹿児島入国管理事務所の項の次に次のように加える。

那覇入国管理事務所

那覇市

沖縄県

別表十二鹿児島入国管理事務所那覇出張所の項の次に次のように加える。

那覇入国管理事務所那覇出張所

那覇市

那覇入国管理事務所那覇空港出張所

那覇市

那覇入国管理事務所名護出張所

名護市

那覇入国管理事務所平良出張所

平良市

那覇入国管理事務所石垣港出張所

石垣市

(判事補の職権の特例等に関する法律の一部改正)
第二十三条 判事補の職権の特例等に関する法律(昭和二十三年法律第四十六号)の一部を次のように改正する。

本則中第三条の二を第三条の三とし、第三条の次に次の一条を加える。

第三条の二 弁護士となる資格を有する者が、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生前に沖縄に適用されていた法令(以下この条において「沖縄法令」という。)の規定による裁判官、検察官又は弁護士に就任したときは、その在職の年数のうち沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数で通算して二年を経過した後のもの(沖縄法令の規定による弁護士となる資格を得た後の在職の年数が通算して二年を経過する前に、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者にあつてはその修習課程を終えた後の在職の年数、弁護士となる資格を得た者にあつてはその資格を得た後の在職の年数)は、裁判所法第四十一条の規定の適用については、簡易裁判所判事の在職の年数とみなす。同法第四十二条及び第四十四条の規定の適用については、判事補の在職の年数とみなす。

2 裁判所法第四十一条第三項の規定は、前項の規定により簡易裁判所判事の職にあつたものとみなす年数については、適用しない。

3 沖縄法令の規定による裁判所調査官、琉球上訴裁判所事務局長又は琉球高等裁判所事務局長の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による裁判官の職にあつた年数とみなす。ただし、裁判所調査官については、司法修習生の修習と同一の修習課程を終えた者の当該修習課程を終えた後の年数に限る。

4 沖縄法令の規定による琉球上訴検察庁事務

局長、琉球高等検察庁事務局長又は琉球政府法務局の部長、室長若しくは訟務官の職にあつた年数は、第一項の規定の適用については、沖縄法令の規定による検察官の職にあつた年数とみなす。

第五条第二項中「及び第三条の二」を「から第三条の三まで」に改める。

(沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令の一部改正)

第二十四条 沖縄関係事務整理に伴う戸籍、恩給等の特別措置に関する政令(昭和二十三年政令第三百六号)の一部を次のように改正する。

第一条中「硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)」を削る。

(国際海上物品運送法の一部改正)

第二十五条 国際海上物品運送法(昭和三十三年法律第七十二号)の一部を次のように改正する。

附則第三項を削る。

第二十六条 この法律の施行前に締結された船舶による物品運送契約で、船積港又は陸揚港が国際海上物品運送法の適用について本邦外にあるものとみなす地域を定める政令(昭和三十三年政令第三百五十号)で定められていた地域にあるものについては、前条の規定による改正後の国際海上物品運送法の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律の一部改正)

第二十七条 小笠原諸島の復帰に伴う法令の適用の暫定措置等に関する法律(昭和四十三年法律第八十三号)の一部を次のように改正する。

附則第三条第二項の改正規定を次のように改める。

題名中「戸籍、恩給等」を「恩給」に改める。

第二条の見出し及び条名を削り、第一項に項

番号を附する。

(出入国管理令の一部改正)

第二十八條 出入国管理令(昭和二十六年政令第三百十九号)の一部を次のように改正する。

第二條第一号を次のように改める。

一 削除

(外国人登録法の一部改正)

第二十九條 外国人登録法(昭和二十七年法律第二百二十五号)の一部を次のように改正する。

第二條中第一項を削り、第二項を第一項とし、第三項を第二項とする。

(公安調査庁設置法の一部改正)

第三十條 公安調査庁設置法(昭和二十七年法律第二百四十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一 宮崎地方公安調査事務所の項の次のように加える。

宮崎地方公安調査事務所	那覇市	沖縄県
-------------	-----	-----

別表第二 九州公安調査局の項中 公安調査事務所

宮崎地方公安調査事務所
に改める。

第三章 外務省関係

(旅券法の一部改正)

第三十一條 旅券法(昭和二十六年法律第二百六十七号)の一部を次のように改正する。

附則第七項及び第八項を削る。

(旅券法の特例に関する法律の廃止)

第三十二條 旅券法の特例に関する法律(昭和四十二年法律第百三十七号)は、廃止する。

第三十三條 旧旅券法の特例に関する法律第三條第一項の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券でこの法律の施行の際現に有効なものは、旅券法第五條又は第十條の規定に基づいて発行され、又は再発行された旅券とみなす。

この場合において、旅券法の一部を改正する法律(昭和四十五年法律第百五号)による改正前の旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいて発行され、書換発行され、又は再発行された数次往復用の旅券でこの法律の施行の際現に有効なものについては、旅券法の一部を改正する法律附則第二項ただし書の規定を準用する。

2 旧旅券法の特例に関する法律の規定に基づいてされた申請若しくは請求又は処分は、旅券法の相当規定に基づいて国内においてされた申請若しくは請求又は処分とみなす。

(沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法の廃止)

第三十四條 沖縄復帰のための準備委員会への日本国政府代表に関する臨時措置法(昭和四十五年法律第四十号)は、廃止する。

第四章 大蔵省関係

(大蔵省設置法の一部改正)

第三十五條 大蔵省設置法(昭和二十四年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

目次中「税関」を「税関等」に改める。

第四條第二十二号中「及び国税局」を「、国税局及び沖縄国税事務所」に改める。

第十八條に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、沖縄地区税関を置く。

「第二款 税関」を「第二款 税関等」に改める。

第二十三條中「税関」の下に「及び沖縄地区税関」を加える。

第二十四條に次の一項を加える。

2 沖縄地区税関は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

第二十五條に次の一項を加える。

3 沖縄地区税関の内部組織は、大蔵省令で定める。

第二十五條の二中「税関」の下に「又は沖縄地区税関」を加える。

第二十六條中「税関」の下に「又は沖縄地区税関」を加える。

第四十二條第二項中「国税局」の下に「及び沖縄国税事務所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖縄国税事務所を置く。

第四十三條に次の一項を加える。

2 沖縄国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

4 沖縄国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

区税関」を、「税関長」の下に「又は沖縄地区税関長」を加える。

第二十六條中「税関」の下に「又は沖縄地区税関」を加える。

第四十二條第二項中「国税局」の下に「及び沖縄国税事務所」を加え、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、国税庁に、地方支分部局として、沖縄国税事務所を置く。

第四十三條に次の一項を加える。

2 沖縄国税事務所は、那覇市に置き、その管轄区域は、沖縄県とする。

4 沖縄国税事務所の内部組織は、大蔵省令で定める。

第四十六條第一項中「国税局」の下に「又は沖縄国税事務所」を、「国税局長」の下に「又は沖縄国税事務所長」を加える。

第四十七條第一項中「国税局」の下に「又は沖縄国税事務所」を加える。

附則に次の一項を加える。

4 当分の間、他の法令において「税関」、「税関長」、「国税局」又は「国税局長」とあるのは、別段の定めがある場合を除き、それぞれ沖縄地区税関、沖縄地区税関長、沖縄国税事務所又は沖縄国税事務所長を含むものとする。

(たばこ耕作組合法の一部改正)

第三十六條 たばこ耕作組合法(昭和三十三年法律第百三十五号)の一部を次のように改正する。

第九條第一項中「許可のあつた日」の下に「(沖縄県の区域内に住所を有する組合員である者にあつては、そのたばこの耕作者でなくなつた日)」を加える。

(沖縄における産業の振興開発等に資するため琉球政府に対する米穀の充渡しについての特別措置に関する法律の廃止に伴う食糧管理特別

會計法の一部改正)

第三十七條 食糧管理特別會計法(大正十年法律第三十七号)の一部を次のように改正する。

附則第六項を削る。

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う失業保険特別會計法の一部改正)

第三十八條 失業保険特別會計法(昭和二十二年法律第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十八條を削る。

(沖縄居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う船員保険特別會計法の一部改正)

第三十九條 船員保険特別會計法(昭和二十二年法律第百三十六号)の一部を次のように改正する。

第二十七條を削る。

(国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正)

第四十條 国家公務員等の旅費に関する法律(昭和二十五年法律第百四十四号)の一部を次のように改正する。

附則第七項中「沖縄その他」を「特別の事情により旅費の調整を要するものとして」に改める。

第四十一條 前条の規定による改正後の国家公務員等の旅費に関する法律の規定は、この法律の施行の日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。

(特別調達資金設置令の一部改正)

第四十二條 特別調達資金設置令(昭和二十六年政令第百五十五号)の一部を次のように改正する。

第三條の二第一項中「五十億円」を「九十億円」に改める。

(国家公務員共済組合法の長期給付に関する施行法の一部改正)

第四十三條 国家公務員共済組合法の長期給付に

関する施行法(昭和三十三年法律第二百十九号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九章の二 地方に長期組合員であつた者に関する経過措置等（第五十一条―第五十一条の三）」を「第九章の二 地方の長期組合員であつた者に関する経過措置等（第五十一条―第五十一条の三）」に改める。

第九章の二の次に次の一章を加える。

第九章の三
琉球政府等の職員であつた
者に関する経過措置等

(定義)

第五十一条の四 この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖繩の復歸に伴う特別措置に關する法律（昭和四十六年法律第

二 沖縄の共済法　公務員等共済組合法（千九百六十九年立法第五百十四号。以下「公務員等共済法」といふ）、公務員等共済組合法の長期給付に關する施行法（千九百六十九年立法第五百十五号。以下「公務員等施行法」といふ）、公立学校職員共済組合法（千九百六十八年立法第四百十七号。以下「公立学校職員共済法」といふ）及び公立学校職員共済組合法の長期給付に關する施行法（千九百六十八年立法第四百十八号。以下「公立学校職員施行法」といふ）をいふ。

三 沖繩の組合員 沖繩の共済法の規定に基
づく公務員等共済組合又は公立学校職員共
済組合の組合員（公務員退職年金法（千九百
六十五年立法第百号。以下「年金法」とい
う。）の規定の適用を受ける者を含む。）をい
ふ。

四 復歸更新組合員 特別措置法の施行の日
(以下「特別措置法の施行日」という。)の前

日に沖繩の組合員であつた者（政令で定める者を除く。）で、特別措置法の施行日に長期組合員となり、引き続き長期組合員であるものをいう。

五 退隠料、増加退隠料又は退隠料等 それ
 ぞれ地方の施行法第二条第一項第十二号又
 は第十四号に規定する退隠料、増加退隠料
 又は退隠料等をいう。

六 琉球政府等の職員 公務員等共済法第
 一条第一項第一号に規定する職員及び公立学
 校職員共済法第二条第一項第二号に規定す
 る職員並びに年金法附則第三条第一項又は
 第四条第一項に規定する政府等の職員及び
 これらの規定に規定する機関に在職してい
 た職員（これらの職員のうち政令で定める
 者を除く。）をいう。

七 沖縄更新組合員 年金法の施行の日の前日に琉球政府等の職員であつた者で、同法の施行の日以後引き続き琉球政府等の職員であるものをいう。

(特別措置法の施行日前に給付事由が生じたた給付等の取扱ひ)

第五十一条の五 沖縄の組合員であつた者のうち

ち國家公務員に相當する者として大藏大臣が定めるものに係る特別措置法の施行日前に給付事由が生じた沖縄の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により組合又は連合会が支給する。

2 前項に規定する者のうち公務員等共済法第六十六条第二項又は公立学校職員共済法第六十七条第二項の退職一時金の支給を受けた者（政令で定める者を除く。）その他これに準ずるものとして政令で定める者（前項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。）については、政令で定めるところにより、組合又は連合会が新法の規定による通算退職年金を支給する。

第五十一条の六 復歸更新組合員で特別措置法

は、同日において退職したものとみなす。

2 復歸更新組合員に係る恩給（その者が恩給に關する法令の規定により遺族として受ける恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた恩給で同日前にその支払を受けたなかつたものを除く。）又は退職年金条例（元沖繩県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に關する特別措置法（千九百六十八年立法第七十八号）を含む。以下この項において同じ。）の規定によ

る退隠料等（その者が退職年金条例の規定により遺族として受ける退隠料等及びその者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた退隠料等で同日前にその支払を受けなかつたものを除く）を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給 増加退隠料 傷病年金又は傷
病賜金を受ける権利
二 特別措置法の施行日の前日において現に
支給を受けている普通恩給又は退隠料を受
ける権利（これを有する者が特別措置法の
施行日から六十日を経過する日以前に当該
権利の裁定を行なつた者に対して、これを
消滅させることを希望する旨を申し出なかつたものに限る。）

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退隱料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七条第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

(旧法等の規定による退職年金等の受給権の

第五十一条の七 復歸更新組合員に係る旧法等

又け旧市町村職員共済組合若しくは井浜赤十字の規定による退職年金（その者が特別措置法の施行日前に支払を受けるべきであつた当該退職年金で同日以前にその支払を受けたかたつたものを除く。）を受ける権利は、特別措置法の施行日の前日において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受けることを希望する旨を申し出たときは、この限りでない。

2 復歸更新組合員に係る旧法等、旧市町村職

員共済組合法若しくは共済条例の規定による
 廃疾年金又は旧市町村職員共済組合法若しくは
 共済条例の規定による通算退職年金は、そ
 の者が復帰更新組合員である間、その支給を
 停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権
 利を有する者が特別措置法の施行日から六十
 日を経過する日以前に当該権利の決定を行な
 った者に対して当該廃疾年金を受けることを
 希望する旨を申し出たときは、この限りでな
 い。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に對して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号又は第四号の期間に該当しないものとみなす。

(沖繩の組合員であつた長期組合員等の取扱

第五十一条の八 沖繩の組合員であつた長期期
 合員に対する長期給付については、別段の定
 めがあるものを除き、その者が沖繩の組合員
 であつた間、長期組合員であつたものと、沖
 繩の共済法及び年金法の規定による給付は、
 法及びこの法律中のこれらの規定に相当する

規定による給付とみなして、新法及びこの法律の規定を適用する。

2 沖縄の組合員であつた長期組合員（沖縄の組合員となる前に長期組合員であつた者を除く。）についてこの法律の規定を適用する場合において、第二十条及び第二十七条中「施行日」とあるのは「沖縄の共済法の施行の日」と、第二十八条中「施行日」とあるのは「年金法の施行の日」とする。

3 琉球政府等の職員であつた長期組合員は、琉球政府等の職員であつた間、職員であつたものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合においては、沖縄の退職年金条例（公務員等施行法第二条第一項第四号に規定する退職年金条例（本土の地方公共団体の条例を除く。）をいう。次項及び第六項において同じ。）の適用を受ける者その他政令で定める者であつた琉球政府等の職員は、これらの者であつた間、恩給公務員として在職したものと、当該沖縄の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給法の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定による給付はこれに相当する恩給とみなす。

4 沖縄更新組合員である琉球政府等の職員であつた長期組合員に対する長期給付については、前項に規定するもののほか、その者が沖縄更新組合員であつた間、更新組合員であつたものと、その者が恩給若しくは旧法の規定による退職年金若しくは退職年金条例、旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の規定による給付又は沖縄の退職年金条例の規定による給付を受ける権利につき沖縄の共済法の規定（公務員等施行法第七条（同法第三十九条第一項において準用する場合を含む。）の規定を除く。）によつてした申出はこの法律中の相当する規定によつてした申出と、沖縄の共済法の規定によつて消滅した恩給又は沖縄の退職年金条例の規定による給付はこの法律中の

相当する規定によつて消滅したものとみなして、この法律の規定を適用する。この場合において、第二条第一項第七号中「この法律の施行の日」とあるのは、「沖縄更新組合員となつた日（沖縄更新組合員となる前に更新組合員であつた者にあつては、施行日）」とする。

5 沖縄の組合員であつた長期組合員に対する新法及びこの法律の規定の適用については、沖縄の組合員であつた期間のうち、恩給公務員期間又は旧長期組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を恩給公務員期間又は旧長期組合員期間とし、施行日以後の組合員期間と重複する期間があるときはその重複する期間を除いた期間を沖縄の組合員であつた期間とする。

6 第五十一条の二第五項又は第六項の規定は、琉球政府等の職員であつた長期組合員で第一号に掲げる給付を受けた第七條第一項第一号の期間若しくは沖縄の組合員であつた期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）若しくは第二号に掲げる給付を受けた同項第一号から第四号までの期間若しくは沖縄の組合員であつた期間を有するもの又はその遺族に退職年金、減額退職年金若しくは廃疾年金又は遺族年金を支給する場合について準用する。

一 普通恩給又はこれに相当する退職年金条例（沖縄の退職年金条例を含む。）の給付（これらの給付を受ける権利につき第五十一条の六第二項第二号ただし書の申出をしなかつた者の当該申出をしなかつた給付を除く。）

二 旧法の退職年金若しくは廃疾年金又はこれらに相当する旧市町村職員共済組合法若しくは共済条例の給付（これらの給付を受ける権利につき前条第一項ただし書又は同条第二項ただし書の申出をした者のこれらの申出をした給付を除く。）

（副看守長等であつた衛視等の取扱）
第五十一条の九 琉球政府（これにその事務を引き継がれた機関その他の機関で政令で定めるものを含む。）の副看守長、看守部長又は看守（以下「副看守長等」という。）であつた復帰更新組合員で特別措置法の施行日以後に衛視等となつたものが退職した場合において、副看守長等であつた間、衛視等であつたものとみなして新法及びこの法律の規定を適用する。としたならば退職年金を支給すべきこととなるときは、その者に退職年金を支給し、通算退職年金、退職一時金又は廃疾一時金は、支給しない。

2 前項に定めるもののほか、同項に規定する復帰更新組合員に係る退職年金の額の算定方法その他長期給付に關し必要な事項は、政令で定める。

（政令への委任）
第五十一条の十 この章に定めるもののほか、復帰更新組合員その他政令で定める者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に關する経過措置その他長期給付に關する必要な経過措置等は、政令で定める。

（租税特別措置法の一部改正）
第四十四条 租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四十一条の七及び第四十一条の八を次のように改める。

第四十一条の七及び第四十一条の八 削除

第五章 文部省関係
（日本育英会法の一部改正）

第四十五条 日本育英会法（昭和十九年法律第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十六条ノ二を削る。

第四十六条 日本育英会法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十号）の施行の日以後大学（国立養護教諭養成所及び国立工業教員養成所を含む。）若しくは大学院又は高等専門学校

において学資の貸与を受けた者（同法の施行の際大学（国立工業教員養成所を含む。）又は大学院に在学しその在学期間中に学資の貸与を受けた者を含む。）が、修業後この法律の施行の日の前日までの間に於いて、沖縄における日本育英会法第四十六条ノ四第二項に規定する教育又は研究の職に相當する職にあつたときは、同項の規定の適用については、なお従前の例による。

（国立学校設置法の一部改正）
第四十七条 国立学校設置法（昭和二十四年法律第五十号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表鹿児島大学の項の次に次のように加える。

琉球大学	沖繩県	法文学部 教育学部 理工学部 保健学部 農学部
------	-----	-------------------------------------

第三条の三第二項の表長崎大学商短期大学の項の次に次のように加える。

琉球大学短期大学部	沖繩県	琉球大学
-----------	-----	------

第四十八条 この法律の施行の際沖縄の法令の規定による琉球大学又は琉球大学短期大学部に在学する者は、それぞれ前条の規定による改正後の国立学校設置法第三条第一項の表又は第三条の三第二項の表に規定する琉球大学又は琉球大学短期大学部の学生となる。

第六章 厚生省関係
（厚生省設置法の一部改正）

第四十九条 厚生省設置法（昭和二十四年法律第一百五十一号）の一部を次のように改正する。

第三十二条の表及び第三十五条の表中「鹿児島県」を「鹿児島県 沖繩県」に改める。

第二章第三節第二款第三十六条を第三十五条の二とし、同条の次に次の一条を加える。

(九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所)

第三十六条 九州地区麻薬取締官事務所の所掌事務のうち沖縄県の区域に係る事務を分掌させるため、当分の間、那覇市に九州地区麻薬取締官事務所沖縄支所を置く。その内部組織は、厚生省令で定める。

(医師法の一部改正)

第五十条 医師法(昭和二十三年法律第二百一十号)の一部を次のように改正する。

第十六条の二第三項中「沖縄地域(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。)の地域をいう。）」にある病院又は」を削る。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部改正)

第五十一条 戦傷病者戦没者遺族等援護法(昭和二十七年法律第二百二十七号)の一部を次のように改正する。

第五十条第一項中「その他政令で定める者」を削る。

(未帰還者留守家族等援護法の一部改正)

第五十二条 未帰還者留守家族等援護法(昭和二十八年法律第六十一号)の一部を次のように改正する。

第三十三条を次のように改める。

第三十三条 削除

第三十四条中「都道府県知事その他政令で定める者」を「又は都道府県知事」に改める。

附則第四十項を削り、附則第四十一項を附則第四十項とし、附則第四十二項から第四十七項までを一項ずつ繰り上げ、附則第四十八項中「第四十六項」を「第四十五項」に改め、同項を附則第四十七項とし、附則第四十九項を附則第四十八項とし、附則第五十項を附則第四十九項とする。

(戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律の一部改正)

第五十三条 戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律(昭和二十八年法律第八十一

号)の一部を次のように改正する。

附則第二十四項から第二十六項までを削る。

(引揚者給付金等支給法の一部改正)

第五十四条 引揚者給付金等支給法(昭和三十一年法律第九十九号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項から第四項までを削り、同

第五項中「前三項に定めるもののほか、第一

項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第二十三條第一項中「その他政令で定める者」

を削る。

(未帰還者に関する特別措置法の一部改正)

第五十五条 未帰還者に関する特別措置法(昭和三十三年法律第七号)の一部を次のように改正

する。

第十四條中「その他政令で定める者」を削る。

第十五條を次のように改める。

第十五條 削除

(戦没者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十六条 戦没者等の妻に対する特別給付金支給法(昭和三十八年法律第六十一号)の一部を

次のように改正する。

第十一條第二項から第四項までを削り、同条

第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」

を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法の一部改正)

第五十七条 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金支給法(昭和四十年法律第九十九号)の一部を次の

ように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条

第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」

を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

(戦傷病者等の妻に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十八條 戦傷病者等の妻に対する特別給付金

支給法(昭和四十一年法律第九十九号)の一部を

次のように改正する。

第十一條第二項から第四項までを削り、同条

第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」

を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十二條中「その他政令で定める者」を削る。

(戦没者の父母等に対する特別給付金支給法の一部改正)

第五十九條 戦没者の父母等に対する特別給付金

支給法(昭和四十二年法律第五十七号)の一部

を次のように改正する。

第十三條第二項から第四項までを削り、同条

第五項中「前三項に定めるもののほか、第一項」

を「前項」に改め、同項を同条第二項とする。

第十五條中「その他政令で定める者」を削る。

第七章 農林省関係

(農林省設置法の一部改正)

第六十條 農林省設置法(昭和二十四年法律第百

五十三号)の一部を次のように改正する。

第十七條に次の一項を加える。

2 第十三條、第三十四條及び前項に規定する

もののほか、当分の間、本省の附属機関とし

て、那覇植物防疫事務所を置く。

2 第二十二條の五第三項を次のように改める。

3 農林大臣は、熱帯農業研究センターの事務

を分掌させるため、所要の地に熱帯農業研究

センターの支所を設けることができる。

第二十二條の五第四項中「及び沖縄支所」を

削り、「内部組織」の下に「並びに支所の名称、

位置及び内部組織」を加える。

第二十二條の六を削る。

第二十三條第二項中「左の通り」を「次のとお

り」に改め、同項の表福岡肥料検査所の項中

「鹿児島県」の下に「沖縄県」を加える。

第二十七條の見出しを「(植物防疫所等)」に改

め、同条の次に次の一条を加える。

第二十七條の二 那覇植物防疫事務所は、前条

第一項各号に掲げる事項を行なう機関とす

る。

2 那覇植物防疫事務所は、那覇市に置き、そ

の管轄区域は、沖縄県とする。

3 前条第三項及び第四項の規定は、那覇植物

防疫事務所について準用する。この場合にお

いて、同条第三項中「支所又は出張所」とあ

り、同条第四項中「支所又は出張所」とあるの

は、「出張所」と読み替えるものとする。

第六十八條第一項中「左の通り」を「次のと

おり」に改め、同項の表熊本管林局の項中「鹿

児島県」を「鹿児島県、沖縄県」に改める。

附則に次の一項を加える。

7 当分の間、他の法令において「植物防疫所」

又は「植物防疫所長」とあるのは、別段の定め

がある場合を除き、それぞれ那覇植物防疫事

務所又は那覇植物防疫事務所長を含むものと

する。

(植物防疫法の一部改正)

第六十一條 植物防疫法(昭和二十五年法律第百

五十一号)の一部を次のように改正する。

目次中「第十六條」を「第十六條の五」に改

める。

第二章中「禁止品」を「輸入禁止品」に改める。

第十二條中「防止し、優良な種苗を保全する」

を「防止する」に改める。

第十三條の見出しを「(種苗の検査)」に改め

る。

第十五條第二項中「国内植物防疫に」を「第十

三條第一項又は第二項の検査について」に改め

る。

第三章中第十六條の次に次の四條を加える。

(植物等の移動の制限)

第十六條の二 省令で定める地域内にある植物

で、有害動物又は有害植物のまん延を防止す

るため他の地域への移動を制限する必要がある

ものとして省令で定めるもの及びその内器

包装は、省令で定める場合を除き、省令で定

めるところにより、植物防疫官が、その行な

う検査の結果有害動物又は有害植物が附着していないと認め、又は省令で定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、他の地域へ移動してはならない。

2 前項の省令を定める場合には、第七條第四項の規定を準用する。

(植物等の移動の禁止)

第十六條の三 省令で定める地域内にある植物、有害動物若しくは有害植物又は土で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を禁止する必要があるものとして省令で定めるもの及びこれらの容器包装は、他の地域へ移動してはならない。ただし、試験研究の用に供するため農林大臣の許可を受けた場合は、この限りでない。

2 前項の省令を定める場合には第七條第四項の規定を、前項ただし書の場合には同條第二項及び第三項の規定を準用する。

(船舶等への積み込み等の禁止)

第十六條の四 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は前條第一項の規定に違反して植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めるときは、これらの物品を所有し、又は管理する者に対し、船舶若しくは航空機にこれらの物品の積み込み若しくは積み込みをしないよう、又は船舶若しくは航空機に積み込み若しくは積み込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。

(廃棄処分)

第十六條の五 植物防疫官は、第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の規定に違反して移動された植物、有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの容器包装を所持する者に対し、その廃棄を命じ、又は自らこれを廃棄することができる。

第三十六條第一項中「又は第十四條」を、「第

十四條、第十六條の四又は第十六條の五」に改める。

第三十九條中「左の」を「次の」に改め、同號第一号中「又は第十三條第四項」を、「第十三條第四項、第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項」に改め、同條第二号中「第七條第三項」の下に「(第十六條の三第二項において準用する場合を含む。)」を加える。

第四十條中「左の」を「次の」に改め、同條第二号中「第八條第七項」の下に「又は第十六條の四」を加え、同條第六号を第七号とし、第五号を第六号とし、第四号の次に次の一号を加える。

五 第十六條の五の規定による命令に違反し、又は同條の規定による処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第六十二條 前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第二項及び第十六條の三第二項において準用する同法第七條第四項の規定による公聴会は、この法律の施行前でも、前條の規定による改正後の植物防疫法第十六條の二第一項又は第十六條の三第一項の省令を定めるために開くことができる。

(農地法の一部改正)

第六十三條 農地法(昭和二十七年法律第二百二十九號)の一部を次のように改正する。

別表鹿児島県の項の次に次のように加える。

沖繩県 一・〇(ヘクタール)

(家畜伝染病予防法の一部改正)

第六十四條 家畜伝染病予防法(昭和二十六年法律第六十六號)の一部を次のように改正する。

第二條第一項の表家畜の種類欄中「牛」の下に「水牛」を加える。

(沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法の一部改正)

第六十五條 沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二號)の一部を次のように改正する。

第二項中「本邦に輸入した者」を「沖繩から輸入した者」に、「沖繩産糖で本邦に輸入されたもの」を「沖繩産糖」に改める。

第七項中「をいい、本邦」とは、外国為替及び外国貿易管理法(昭和三十四年法律第二百二十八號)第六條第一項第一号に規定する本邦を謂ふ。

(沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法の廃止)

第六十六條 沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法は、廃止する。

(砂糖の価格安定等に関する法律の一部改正)

第六十七條 砂糖の価格安定等に関する法律(昭和四十年法律第九號)の一部を次のように改正する。

第五條第一項中「政令で定める沖繩産糖のものを除く。」を削る。

附則第二條の二を次のように改める。

(輸入に係る指定糖の売戻しの価格の算定の特例)

第二條の二 第十條第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律(昭和四十六年法律第 号)の施行の日の属する砂糖年度の翌砂糖年度に適用されるもの算定については、同條第二項中「当該年度の前年度における国内産糖」とあるのは「当該年度の前年度における国内産糖(沖繩産糖(沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ等に関する特別措置法(昭和三十九年法律第四十二號)第七項に規定する沖繩産糖をいう。以下この項において同じ。))を含む。以下この項において同じ。)」と、輸入に係る砂糖とあるのは「輸入に係る砂糖(沖繩産糖を除き、本邦以外の地域から沖繩に輸入された砂糖を含む。)」とする。

附則第三條の次に次の一条を加える。

第三條の二 昭和四十七年九月三十日までの間は、沖繩産糖の糖価安定事業団による買入れ

等に関する特別措置法第七項に規定する沖繩産糖については、第十九條第一項の規定は、適用しない。

第六十八條 砂糖の価格安定等に関する法律第十條第一項第一号に規定する事業団の売戻しの価格で、この法律の施行の日の属する砂糖年度以前の砂糖年度に適用されるもの算定については、なお従前の例による。

(漁業法の一部改正)

第六十九條 漁業法(昭和二十四年法律第二百六十七號)の一部を次のように改正する。

第六條第三項第一号中「二十七メートル」の下に「(沖繩県にあつては、十五メートル)」を加える。

第八章 通商産業省関係

(通商産業省設置法の一部改正)

第七十條 通商産業省設置法(昭和二十七年法律第二百七十五號)の一部を次のように改正する。

目次中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部等」に改める。

第二十八條第四項中「二以上の通商産業局の下に(沖繩総合事務局を含む。以下この項及び第三十三條第四項において同じ。)」を加える。

第二章第三節第二款の款名を次のように改める。

第二款 鉱山保安監督局、鉱山保安監督部等

第三十二條の見出し中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部等」に改め、同條第三項中「及び鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部及び那覇鉱山保安監督事務所」に改め、同項を同條第四項とし、同條第二項を第三項とし、第一項の次に次の一項を加える。

2 前項に定めるもののほか、当分の間、本省に、地方支分部局として、那覇鉱山保安監督事務所を置く。

第三十三條第三項中「又は鉱山保安監督部」を、「鉱山保安監督部又は那覇鉱山保安監督事務所

めるものについて、郵政大臣の認可を受けなければならぬ。これを変更しようとするとき

百八十八條 この法律の施行前に沖繩にある郵便局に差し出された郵便為替でこの法律の施行の日以後に払い渡されるものの取扱ひその他前条

(沖繩におけるテレビジョン放送に必要な設備の日本放送協会による設置及び無償貸付に關する法律の廃止)

三十二年法律第百三十四号)の一部を次のように改正する。

附則第二十六条の四の次に次の五条を加ふ

(沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律の施行の日前に給付事由等が生じた給付の取扱
い)

第二十六条の五 沖縄の共済法(公務員等共済
組合法(千九百六十九年立法第五十四号。
以下「公務員等共済法」といふ。))及び公務員等
共済組合法の長期給付に関する施行法(千九
百六十九年立法第五十五号。以下「公務員
等施行法」といふ。))をいう。以下同じ。

の適用を受ける者であつたもののうち職員
に相当する者として主務大臣が定めるものに
係る沖縄の共済法の規定による長期給付であ
つて、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法
律(昭和四十六年法律第 号。以下「特別
措置法」といふ。))の施行の日(以下「特別
措置法の施行日」といふ。))前に給付事由が生
じたもの及び同日前に給付の原因である事故
が発生し、同日以後にその給付事由が生じた
ものについては、附則第二十六条の八に規定
する場合及び政令で定める場合を除き、なお
従前の例により組合が支給する。

(復帰更新組合員に係る恩給等の受給権の取
扱い)

第二十六条の六 復帰更新組合員(特別措置法
の施行日の前に公務員等共済法の規定に基
づく公務員等共済組合の組合員(政令で定め
る者に限る。))であつた者で、沖縄の復帰に伴
い特別措置法の施行日に組合員となり、以後
退職することなく引き続き組合員であるもの
をいう。以下同じ。で特別措置法の施行日の
前日に恩給公務員であつたものは、恩給に関
する法令の規定の適用については、同日にお
いて退職したものとなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給(その者が恩給
に関する法令の規定により遺族として受ける
恩給及びその者が特別措置法の施行日前に支
払を受けるべきであつた恩給で同日前にその
支払を受けなかつたものを除く。又は沖縄の
退職年金条例(公務員等施行法第二条第一項

第四号に規定する退職年金条例(恩給に相当
する給付に関する本土の地方公共団体の条例
を除く。))をいう。以下同じ。の規定による恩
給に相当する給付(その者が沖縄の退職年金
条例の規定により遺族として受ける恩給に相
当する給付及びその者が特別措置法の施行日
前に支払を受けるべきであつた恩給に相当す
る給付で同日前にその支払を受けなかつたも
のを除く。))を受ける権利は、特別措置法の施
行日の前日において消滅するものとする。た
だし、次に掲げる権利は、この限りでない。

一 増加恩給若しくは恩給に関する法令の規
定による傷病年金若しくは傷病賜金又はこ
れらの給付に相当する沖縄の退職年金条例
の規定による給付を受ける権利

二 普通恩給である軍人恩給以外の普通恩給
を受ける権利(これを有する者が特別措置
法の施行日から起算して六十日を経過する
日以前に裁定庁に対してこれを消滅させな
いことを希望する旨を申し出たものに限る
ものとし、前項の規定によりみなされた退
職に係るものを除く。)

三 普通恩給である軍人恩給を受ける権利
(これを有する者が特別措置法の施行日か
ら起算して六十日を経過する日以前に裁定
庁に対してこれを消滅させないことを希望す
る旨を申し出なかつたものに限る。)

四 普通恩給に相当する沖縄の退職年金条例
の規定による給付を受ける権利(これを有
する者が特別措置法の施行日から起算して
六十日を経過する日以前に当該権利の裁定
を行なう者に対してこれを消滅させないこ
とを希望する旨を申し出たものに限る。)

3 前項各号に掲げる権利に係る恩給その他の
給付は、その者が復帰更新組合員である間
も、支給する。
4 第二項第二号から第四号までに掲げる権利
を有する者又はその遺族に対して支給する長
期給付については、これらの権利の基礎とな

つている期間は、附則第五条第一項第一号の
期間に該当しないものとする。

(復帰更新組合員に係る旧法等の規定による
退職年金等の受給権の取扱ひ)

第二十六条の七 復帰更新組合員に係る旧法又
はその施行前の政府職員の共済組合に関する
法令(以下「旧法等」といふ。))の規定による退
職年金(その者が特別措置法の施行日前に支
払を受けるべきであつた当該退職年金で同日
前にその支払を受けなかつたものを除く。))を
受ける権利は、特別措置法の施行日の前日
において消滅するものとする。ただし、旧法等
の規定による退職年金を受ける権利を有する
者が特別措置法の施行日から起算して六十日
を経過する日以前に当該権利の決定を行なう
者に対してこれを消滅させないことを希望す
る旨を申し出たときは、この限りでない。

2 前項ただし書の規定による申出をした者に
係る退職年金は、その者が復帰更新組合員で
ある間も、支給する。

3 復帰更新組合員に係る旧法等の規定による
廃疾年金は、この法律の規定による廃疾年金
とみなして、第五十五条第三項から第七項ま
での規定を適用する。

4 復帰更新組合員に係る旧法等の規定による
廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置
法の施行日から起算して六十日を経過する日
以前に当該権利の決定を行なう者に対して当
該廃疾年金を受けることを希望する旨を申し
出たときは、前項の規定にかかわらず、当該
権利を有する者が復帰更新組合員である間
も、当該廃疾年金を支給する。

5 第一項ただし書の若しくは前項の規定による
申出をした者又はその遺族に対して支給する
長期給付については、これらの申出に係る退
職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎とな
つていない期間のうち附則第五条第一項第二号
又は第三号の期間は、組合員期間に算入しな
いものとする。

(復帰更新組合員に対する長期給付に関する
規定の適用等)

第二十六条の八 復帰更新組合員に対する長期
給付については、政令で定める場合を除き、
その者が沖縄の組合員(公務員等共済法の規
定に基づく公務員等共済組合の組合員(同立
法第一百七十七条の規定により公務員等共
済組合の組合員であつたものとみなされた者
及び公務員退職年金法(千九百六十五年立法
第百号。以下「年金法」といふ。))の規定の適用
を受ける者であつたものを含む。))をいう。以
下同じ。であつた間、組合員であつたものと
沖縄の共済法及び年金法の規定による給付
(同項の規定により公務員等共済法の規定に
よる給付とみなされた給付を含む。))は、この
法律中のこれらの規定に相当する規定による
給付とみなして、この法律の規定を適用する。

2 復帰更新組合員に対する長期給付について
は、政令で定める場合を除き、その者が琉球
政府等職員(公務員等共済法第二条第一項第
一号に規定する職員及び公立学校職員共済組
合法(千九百六十八年立法第四十七号)第二
条第一項第二号に規定する職員並びに年金法
附則第三条第一項又は第四条第一項に規定す
る政府等の職員及びこれらの規定に規定する
機関に在職していた職員をいう。以下同じ。))
であつた間、職員であつたものとみなして、附
則の規定を適用する。この場合において、琉球
政府等職員で、沖縄の退職年金条例の規定の
適用を受ける者であつたもの又は政令で定め
る者であつたものは、これらの者であつた間、
恩給公務員として在職したものと、当該沖縄
の退職年金条例の規定はこれに相当する恩給
法の規定と、当該沖縄の退職年金条例の規定
による給付はこれに相当する恩給とみなす。

3 復帰更新組合員に対する長期給付について
は、前二項に規定するもののほか、その者を
更新組合員とみなして、附則の規定を適用す
る。

4 復帰更新新組合員で第一号に掲げる給付を受ける附則第五条第一項第一号の期間若しくは年金法の施行の日以後の組合員期間（恩給公務員に該当する者であつた期間に限る。）又は第二号に掲げる給付を受けた同条第一項第一号から第三号までの期間若しくは同日以後の組合員期間を有するものに退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給するときは、その受けたこれらの給付の額（すでに控除を受けた額があるときは、その額を控除した額とし、次項において「普通恩給等受給額」という。）に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。ただし、普通恩給若しくはこれに相当する沖繩の退職年金条例の規定による給付を受ける権利で附則第二十六条の六第二項第二号から第四号までに掲げるもの又は旧法等の規定による退職年金若しくは廃疾年金を受ける権利で則条第一項ただし書若しくは同条第四項の規定による申出に係るものを有する復帰更新新組合員に対し退職年金、減額退職年金又は廃疾年金を支給する場合は、この限りでない。

一 普通恩給又はこれに相当する沖繩の退職年金条例の規定による給付
二 旧法等の規定による退職年金又は廃疾年金

5 前項本文に規定する復帰更新新組合員又は当該復帰更新新組合員であつた者が死亡したことに由り遺族年金を支給するときは、普通恩給等受給額（同項の規定によりすでに控除された額があるときは、その額を控除した額）の二分の一に相当する額に達するまで、支給時に際し、その支給時に係る支給額の二分の一に相当する額を控除する。

（沖繩の復帰に伴う経過措置等の政令への委任）
第二十六条の九 附則第二十六条の五から前条

第二類第八号

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第一号 昭和四十六年十二月三十日

までに定めるもののほか、復帰更新新組合員その他の政令で定める沖繩の組合員であつた者に係る退職年金の受給資格及び退職年金の額に関する経過措置その他長期給付に関する必要な経過措置等は、政令で定める。

第十一章 労働関係

（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働者設置法の一部改正）
第九十七条 労働者設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第十條第一項第五号の二を削る。
第十八條第一項中「沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（これに基づく命令を含む）」を削る。

（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働者設置法及び労働保険審査会法の一部改正）
第九十八條 労働保険審査官及び労働保険審査会法（昭和三十一年法律第百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二條第二項中（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）第五條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）を削る。
（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働者設置法の一部改正）

第九十九條 社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一、第二十号の二を第二十号とし、第二十号の三を第二十号の二とし、第二十号の四を第二十号の三とし、第二十号の五を第二十号の四とする。

（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う炭鉱離職者臨時措置法の一部改正）
第一百條 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第九十九條 炭鉱離職者臨時措置法（昭和三十四年法律第九十九号）の一部を次のように改正する。

第十八條第七項を削る。

（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止に伴う労働者設置法の一部改正）
第一百條 労働者設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第五十九條第四項を削る。

（沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法の廃止）
第一百條 沖繩居住者等に対する失業保険に関する特別措置法（昭和四十二年法律第三十七号）は、廃止する。

（地方行政連絡会議法の一部改正）
第一百條 地方行政連絡会議法（昭和四十年法律第三十八号）の一部を次のように改正する。

別表九州地方行政連絡会議の項中「及び鹿児島県」を「鹿児島県及び沖繩県」に改める。
（地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法の一部改正）

第一百條 地方公務員等共済組合法の長期給付等に関する施行法（昭和三十七年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一條・第百三十二條）」を「第十一章 国の職員等であつた者に関する経過措置（第百三十一條・第百三十二條）」とす。

（琉球政府等の職員であつた者に関する経過措置）
第十一章の次に次の一章を加える。

（定義）
第百三十二條の二 この章、第十三章及び第十三章の二において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一 特別措置法 沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律（昭和四十六年法律第...号）をいう。

二 沖繩の共済法 特別措置法の施行の日前に沖繩県の区域に施行されていた新法の規定による長期給付に相当する給付に関する沖繩法令をいう。

三 沖繩の組合員 沖繩の共済法の規定に基づき公務員等共済組合又は公立学校職員共済組合の組合員をいう。

四 復帰更新新組合員 特別措置法の規定によりその施行の日組合員となるもの、引き続き組合員であるもの、及び復帰更新新組合員に対して新法の長期給付に関する規定を適用する場合における必要な経過措置等については、この章に定めるところによる。

（特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた給付の取扱）
第百三十二條の三 沖繩の共済法の適用を受けていた者のうち地方公務員に相当するものとして自治大臣の定めるものに係る特別措置法の施行の日前に給付事由が生じた沖繩の共済法の規定による長期給付については、別段の定めがあるもののほか、なお従前の例により地方職員共済組合、公立学校共済組合若しくは警察共済組合又は沖繩県市町村職員共済組合が支給する。

2 前項に規定する者のうち沖繩の共済法の規定による退職一時金の支給を受けた者その他これに準ずるものとして政令で定める者（同項の規定により通算退職年金の支給を受ける者を除く。）については、政令で定めるところにより、同項の組合が新法の規定による通算退職年金を支給する。

3 特別措置法の施行の日の前日に沖縄の立法院議員であつた者及び沖縄の中央教育委員会の委員であつた者は、沖縄の共済法の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、沖縄の立法院議員であつた者については、特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に地方職員共済組合に対して、沖縄の共済法の規定による長期給付を受けることを希望する旨の申出がない場合には、この限りでない。

(恩給等の受給権の取扱い)

第三百三十二条の四 復帰更新組合員で特別措置法の施行の日の前日に恩給に関する法令の適用を受けていたものは、これらの法令の規定の適用については、同日において退職したものとみなす。

2 復帰更新組合員に係る恩給に関する法令又は退職年金条例(元沖縄県県吏員恩給規則の規定による恩給受給権者のための恩給支給に関する特別措置法(千九百六十八年立法第七十八号)を含む)の規定による恩給又は退職料等を受ける権利は、特別措置法の施行の日の前日において消滅するものとする。ただし、次に掲げる権利はこの限りでない。

一 増加恩給、増加退職料、傷病年金又は傷病金を受ける権利

二 特別措置法の施行の日の前日において現に支給を受けている普通恩給又は退職料を受ける権利(これを有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の裁定を行なつた者に対して、これを消滅させる旨を申し出なかつたものに限る。)

3 前項第二号の規定による申出をしなかつた者又はその遺族に対して支給する長期給付については、当該申出に係る普通恩給又は退職料を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第一号の期間に該当しないものとみなす。

第百三十二条の七 復帰更新組合員の特別措置法の施行の日の前日の期間のうち沖縄の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他政令で定める期間を含む)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

(地方公共団体の長に相当する者等に対する長期給付の特例)

第百三十二条の八 琉球政府の行政主席若しくは沖縄の市町村長又は琉球政府の警部補、審査部長若しくは審査であつた復帰更新組合員に對し、第六十六條から第八十五條までは、第八十八條から第九十五條までの規定を適用する場合においては、次の各号に掲げる期間は、当該各号に掲げる期間に算入する。

一 琉球政府の行政主席又は沖縄の市町村長であつた期間として政令で定める期間
地方公共団体の長であつた期間
二 琉球政府その他政令で定める機関の警部補、審査部長又は審査であつた期間
警察職員であつた期間
(政令への委任)

3 特別措置法の施行の日の前日に沖縄の立法院議員であつた者及び沖縄の中央教育委員会の委員であつた者は、沖縄の共済法の適用については、同日において退職したものとみなす。ただし、沖縄の立法院議員であつた者については、特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に地方職員共済組合に対して、沖縄の共済法の規定による長期給付を受けることを希望する旨の申出がない場合には、この限りでない。

(国の旧法等の規定による退職年金等の受給権の取扱い)

第三百三十二条の五 復帰更新組合員に係る国の旧法等又は共済法の退職年金を受ける権利は、特別措置法の施行の日以前において消滅するものとする。ただし、当該退職年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該退職年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

2 復帰更新組合員に係る国の旧法等若しくは共済法の廃疾年金又は共済法の通算退職年金は、その者が復帰更新組合員である間、その支給を停止する。ただし、当該廃疾年金を受ける権利を有する者が特別措置法の施行の日から六十日を経過する日以前に当該権利の決定を行なつた者に対して当該廃疾年金を受ける旨を申し出た場合には、この限りでない。

3 第一項ただし書若しくは前項ただし書の規定による申出をした者又はその遺族に対して支給する長期給付については、これらの申出に係る退職年金又は廃疾年金を受ける権利の基礎となつた期間は、第七條第一項第二号の期間に該当しないものとみなす。

(沖縄の共済法の規定による退職年金等の取扱い)

第百三十二条の六 沖縄の組合員であつた復帰更新組合員に対する長期給付については新法及びこの法律の規定を適用する場合には、政令で特別の定めをする場合を除き、沖縄の共済法の規定による給付は、新法及びこの法律中のこれらの規定に相当する規定による給付とみなす。

(沖縄の組合員であつた期間等の組合員期間への算入)

第百三十二条の七 復帰更新組合員の特別措置法の施行の日の前日の期間のうち沖縄の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他政令で定める期間を含む)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

(地方公共団体の長に相当する者等に対する長期給付の特例)

2 沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた共済会の会員に對し新法の共済給付金に關する規定を適用する場合においては、沖縄の立法院議員であつた期間として政令で定める期間は都道府県議会議員共済会の会員であつた期間と、沖縄の共済会の会員であつた期間(当該期間に算入され、又は当該期間とみなされる期間を含む)は市議会議員共済会又は町村議会議員共済会の会員であつた期間とみなす。

3 前二項に定めるもののほか、沖縄の立法院議員又は沖縄の共済会の会員であつた者で共済会の会員になつたものの共済給付金の額の算定に關して必要な事項その他新法の適用に關して必要な経過措置は、政令で定める。

第十三章の二 第四百三十三條の二十三を第四百三十三條の二十四とし、同條の前に次の一條を加える。

(市町村関係団体職員共済組合の組合員であつた者等の取扱い)

第四百三十三條の二十三 特別措置法の施行の日の前日に沖縄の共済法の規定に基づき市町村関係団体職員共済組合(以下この條において「沖縄の団体共済組合」という)の組合員であつた者で特別措置法の施行の日に団体共済組合員となり、引き続き団体共済組合員であるものの特別措置法の施行の日の前日の沖縄の団体共済組合の組合員であつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入された期間を含む)は、団体共済更新組合員の団体職員としての在職期間の団体共済組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、団体共済組合員期間に算入する。

(公選職掌法の一部改正)

第百六條 公職選挙法(昭和二十五年法律第百号)の一部を次のように改正する。

第四條第一項中「四百六十六人」を「四百七十一人」に改め、同條第二項中「二百五十人」を「二百六十人」に改め、

あつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他政令で定める期間を含む)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

あつた期間(沖縄の共済法の規定により当該期間に算入されることとされている期間その他政令で定める期間を含む)は、更新組合員の職員としての在職期間の組合員期間への算入の取扱いの例に準じ政令で定めるところにより、新法第四十條第一項に規定する組合員期間に算入する。

百五十二人」に、「百五十人」を「百五十二人」に改める。

附則第二項中「四百八十六人」を「四百九十一人」に改める。

別表第一鹿児島県の選挙区及び議員数の項の次に次のように加える。

沖縄県 五人

別表第二に次のように加える。

沖縄県 二人

(沖縄住民の国政参加特別措置法の廃止)

第一百七条 沖縄住民の国政参加特別措置法(昭和四十五年法律第四十九号)は、廃止する。

第一百八条 この法律の施行の際旧沖縄住民の国政参加特別措置法第三条の規定により衆議院議員又は参議院議員とされていた者は、第六六条の規定による改正後の公職選挙法の規定により沖縄県を選挙区としてそれぞれ選挙された衆議院議員又は参議院議員とみなす。この場合において、これらの者の任期は、同条の規定による改正後の公職選挙法第二百五十六條及び第二百五十七條の規定にかかわらず、これらの者のこの法律の施行の日前における衆議院議員又は参議院議員としての任期による。

(運輸省設置法の一部改正に伴う消防法の一部改正)

第九九条 消防法(昭和二十三年法律第八十六号)の一部を次のように改正する。

第二十二條第二項中「管区気象台長」の下に、「沖縄気象台長」を加える。

第十三章 雑則

(政令への委任)

第一百十條 この法律に定めるもののほか、この法律による法令の改正又は廃止に伴い必要な経過措置については、政令で必要な規定を設けることができる。

附則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する

日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第十條、第十一條及び第十九條の規定は同日から起算して一年をこえない範囲内において政令で定める日から、第六十二條及び次項の規定はこの法律の公布の日から、第六十六條の規定は昭和四十七年十月一日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

沖縄振興開発特別措置法案

沖縄振興開発特別措置法

目次

第一章 総則(第一條・第二條)

第二章 振興開発計画及び振興開発事業(第三條・第十條)

第三章 産業振興のための特別措置(第十一條・第二十二條)

第四章 自由貿易地域(第二十三條・第二十八條)

第五章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成(第二十九條・第三十條)

第二節 沖縄電力株式会社(第三十一條・第三十七條)

第六章 職業の安定のための特別措置(第三十八條・第四十七條)

第七章 その他の特別措置(第四十八條・第五十一條)

第八章 沖縄振興開発審議会(第五十二條・第五十三條)

第九章 雑則(第五十四條・第五十六條)

第十條 罰則(第五十七條・第六十二條)

附則

第一章 総則

第一條 この法律は、沖縄の復興に伴い、沖縄の特殊事情にかんがみ、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、及びこれに基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的特性に即した沖縄の振興開発を図り、もつて住民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とする。

(定義)

第二條 この法律において「沖縄」とは、沖縄県の区域をいう。

2 この法律において「離島」とは、沖縄にある島のうち、沖縄島以外の島で政令で定めるものをいう。

3 この法律において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十一年法律第五十四号)第二條各号に掲げる者(政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営む場合にあつては、資本の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人)並びに企業組合及び協業組合をいう。

第二章 振興開発計画及び振興開発事業

(振興開発計画の内容)

第三條 沖縄振興開発計画(以下「振興開発計画」という)は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 土地(公有水面を含む)の利用に関する事項

二 農林漁業、鉱工業等の産業の振興開発に関する事項

三 中小企業の振興に関する事項

四 道路、港湾、空港等の交通施設及び通信施設

五 水の整備に関する事項

六 都市の整備に関する事項

七 住宅、生活環境施設、保健衛生施設及び社会福祉施設の整備並びに医療の確保に関する事項

八 職業の安定に関する事項

九 教育及び文化の振興に関する事項

十 防災及び国土の保全に係る施設の整備に関する事項

十一 観光の開発に関する事項

十二 離島の振興に関する事項

十三 自然環境の保護及び公害の防止に関する事項

十四 前各号に定めるもののほか、沖縄の振興開発に關し必要な事項

2 振興開発計画は、昭和四十七年度を初年度として十年を目途として達成されるような内容のものでなければならない。

(振興開発計画の決定及び変更)

第四條 沖縄県知事は、振興開発計画の案を作成し、内閣総理大臣に提出するものとする。

2 内閣総理大臣は、前項の振興開発計画の案に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、振興開発計画を決定する。

3 内閣総理大臣は、振興開発計画を決定したときは、これを沖縄県知事に通知するものとする。

4 前三項の規定は、振興開発計画が決定された後特別の必要が生じたことによりこれを変更する場合に準用する。

(国の負担又は補助の割合の特例等)

第五條 振興開発計画に基づく事業のうち、別表に掲げるもので政令で定めるものに要する経費について国が負担し、又は補助する割合は、当該事業に關する法令の規定にかかわらず、同表に掲げる割合の範囲内政令で定める割合とする。この場合において、当該事業に要する経費に係る地方公共団体その他の者の負担又は補助の割合については、他の法令の規定にかかわらず

ず、政令で特別の定めをすることができ。

2 国は、前項に規定する事業のほか、振興開発計画に基づく事業で政令で定めるものに要する経費については、地方公共団体その他の者に対して、予算の範囲内で、その全部又は一部を補助することができる。

3 沖繩における災害復旧事業については、公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法（昭和二十六年法律第九十七号）第三条の規定により地方公共団体に対して国がその費用の一部を負担する場合における当該災害復旧事業費に対する国の負担率は、同法第四条の規定によつて算出した率が五分の四に満たない場合においては、同条の規定にかかわらず、五分の四とし、公立学校施設災害復旧費国庫負担法（昭和二十八年法律第二百四十七号）第三条の規定により国がその経費の一部を負担する場合における当該公立学校の施設の災害復旧に要する経費に対する国の負担率は、同条の規定にかかわらず、五分の四とする。

4 沖繩における農地及び産業用施設の災害復旧事業につき農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律（昭和二十五年法律第六十九号）第三条第一項及び第二項第一号又は第二号の規定により沖繩県に対して国がその費用の一部を補助する場合における国が行なう補助の比率は、同項第一号又は第二号の規定にかかわらず、十分の八とする。

5 国は、海岸法（昭和三十一年法律第一号）第二条第一項に規定する海岸保全施設の施設又は改良に関する工事で公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法第二条第二項に規定する災害復旧事業（同条第三項において災害復旧事業とみなされるものを含む）と合併して施行する必要があるものに要する経費については、政令で定めるところにより、その十分の六以内を負担するものとする。

（沖繩の道路に係る特例）

第六条 振興開発計画に基づいて行なう県道又は市町村道の施設又は改築で、沖繩の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖繩開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十五条及び第十六条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該道路の道路管理者（道路法第十八条第一項に規定する道路管理者をいう。以下同じ。）の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により道路の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう道路の新設又は改築に要する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は道路法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により建設大臣がその新設又は改築を行なう道路の道路管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

（沖繩の河川に係る特例）

第七条 振興開発計画に基づいて行なう二級河川の改良工事、維持又は修繕で、沖繩の振興開発のため特に必要があるものとして建設大臣が沖繩開発庁長官に協議して指定した区間に係るものは、河川法（昭和三十一年法律第六十七号）第十条の規定にかかわらず、建設大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、沖繩県知事の申請に基づいて行なうものとする。

3 建設大臣は、第一項の規定により二級河川の改良工事、維持又は修繕を行なう場合において

は、政令で定めるところにより、沖繩県知事に代わつてその権限を行なうものとする。

4 第一項の規定により建設大臣が行なう河川の改良工事、維持又は修繕に費する費用については、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は河川法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

5 前項の規定により国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、沖繩県は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

6 第一項の規定により建設大臣が自ら新築するダムについては、特定多目的ダム法（昭和三十一年法律第三十五号）第二条第一項中「河川法第九條第一項」とあるのは「沖繩振興開発特別措置法第七條第一項」と、同法第八条中「河川法第六十條第一項」とあるのは「沖繩振興開発特別措置法第七條第五項」と、同法第六十條第一項に定める都道府県の負担割合」とあるのは「一から同法第七條第四項の政令で定める国の負担割合を控除した割合」と読み替へて、同法を適用する。

7 建設大臣は、河川法第十条の規定にかかわらず、前項の規定により特定多目的ダム法の適用を受けるダムの管理を行なうことができる。

8 前項の規定により建設大臣が管理するダムの管理に要する費用のうち、河川法第五十九條の規定により沖繩県が負担すべきものについては、国は、同条の規定にかかわらず、政令で定めるところにより、その全部又は一部を負担することができる。

9 第五項の規定は、前項の場合に準用する。

（沖繩の港湾に係る特例）

第八條 振興開発計画に基づいて行なう港湾工事（港湾法（昭和二十五年法律第二十八号）第三条の規定により同法の適用を受けないこととなる港湾に係るものを除く。）で、沖繩の振興開発のため特に必要があるものとして運輸大臣が沖繩開発庁長官に協議して指定したものは、同法

第五十二條第一項の規定にかかわらず、運輸大臣が行なうことができる。

2 前項の指定は、当該港湾の港湾管理者の申請に基づいて行なうものとする。

3 第一項の規定により運輸大臣が行なう港湾工事に要する費用のうち、水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地の建設又は改良に係るものについては、国は、政令で定めるところにより、その全額を負担し、又は港湾法に規定する負担割合以上の負担を行なうことができる。

4 前項の規定により、国がその費用の一部を負担することとなる場合においては、第一項の規定により運輸大臣がその港湾工事を行なう港湾の港湾管理者は、政令で定めるところにより、その残額を負担する。

5 運輸大臣は、第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするものを除く。）については、港湾管理者が負担した費用の額に相当する価額の範囲内の額を減額した価額で港湾管理者に譲渡することができる。

6 第一項に規定する港湾工事によつて生じた土地又は工作物（公用に供するため国が必要とするもの及び前項の規定により譲渡するものを除く。）のうち、港湾施設となるべきもの及び港湾の管理運営に必要なものは、港湾管理者に管理を委託しなければならない。

7 港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により港湾管理者が管理することとなる場合に準用する。

8 港湾管理者が設立された時において国の所有又は管理に属する港湾施設（航行補助施設及び公用に供するため国が必要とするものを除く。）は、港湾管理者に譲渡し、又は管理を委託しなければならない。

9 第五項及び港湾法第五十四條第二項の規定は、前項の規定により譲渡し、又は港湾管理者

が管理することとなる場合に準用する。この場合において、第五項中「港務管理者」とあるのは、「港務管理者」としての地方公共団体当該地方公共団体が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百八十四条第一項の地方公共団体である場合には当該地方公共団体を組織する地方公共団体）又は港務局を組織する地方公共団体が」と読み替えるものとする。

10 この条における「港務工事」、「港務管理者」、「水域施設」、「外かく施設」、「けい留施設」、「臨港交通施設」、「港務施設用地」、「港務施設」及び「航行補助施設」の意義は、港務法第二条に定めるところによる。

（国有財産の譲与等）

第九条 国は、関係地方公共団体その他政令で定める公共の利益となる事業を行なう者（以下この条において「関係地方公共団体等」という。）が振興開発計画に基づく事業で公共の用に供する施設に関するものを実施するため必要があるときは、政令で定めるところにより、国有財産（国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条に規定する国有財産をいう。）を関係地方公共団体等に対して、無償又は時価より低い価額で譲渡し、又は貸し付けることができる。

（地方債についての配慮）

第十条 地方公共団体が振興開発計画に基づいて行なう事業に要する経費に充てるため起す地方債については、国は、地方公共団体の財政状況が許す限り起債ができるよう、及び資金事情が許す限り資金運用部資金又は簡易生命保険及郵便年金特別会計の積立金をもって引き受けるよう特別の配慮をするものとする。

第三章 産業振興のための特別措置

（工業開発地区の指定）

第十一条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経ることも、関係行政機関の長に協議して、工業の開発を図るため必要とされる政令で定める要件を

そなえている地区を工業開発地区として指定することができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の指定をするにあつては、農林漁業構造の改善について配慮するとともに、同項の申請に係る地区について、すでに工場立地の調査等に関する法律（昭和三十四年法律第二十四号）第二条の規定による工場立地の調査等工業の開発に関する国の調査がされているときは、その調査の成果を参酌しなければならぬ。

3 沖縄県知事は、第一項の申請をしよとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならぬ。

4 沖縄開発庁長官は、工業開発地区を指定するときは、当該工業開発地区の名称及び区域を官報で公示しなければならない。

5 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。この場合においては、前各項の規定を準用する。

6 前項に定める場合のほか、沖縄開発庁長官は、工業開発地区の区域の全部又は一部が第一項の政令で定める要件を欠くに至つたと認るときは、沖縄県知事の意見をきき、かつ、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、当該工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更することができる。

7 第二項及び第四項の規定は、前項の規定により沖縄開発庁長官が工業開発地区の指定を解除し、又はその区域を変更する場合に準用する。

（農用地等の譲渡に係る所得税の軽減）

第十二条 個人がその有する工業開発地区内の農用地等（農業振興地域の整備に関する法律（昭和四十四年法律第五十八号）第三条に規定する農用地等をいい、その上に存する権利を含む。）を工場用地の用に供するため譲渡した場合に、租税特別措置法（昭和三十一年法律第二十六号）

で定めるところにより、その譲渡に係る所得税法（昭和四十年法律第三十三号）第三十三条第一項に規定する譲渡所得についての所得税を軽減する。

（事業用資産の買換えの場合の課税の特例）

第十三条 工業開発地区以外地域にある事業用資産を譲渡して工業開発地区内において製造の事業の用に供する事業用資産を取得した場合に、租税特別措置法で定めるところにより、特定の事業用資産の買換えの場合の課税の特例の適用があるものとする。

（減価償却の特例）

第十四条 工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者が、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置並びに工場用の建物及びその附属設備については、租税特別措置法で定めるところにより、特別償却を行なうことができる。

第十五条 地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第六条の規定により、地方公共団体が、工業開発地区内において製造の事業の用に供する設備を新設し、又は増設した者について、その事業に対する事業税、その事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくはその事業に係る機械及び装置若しくはその事業に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地に対する固定資産税を課せなかつた場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法（昭和二十五年法律第二百一十一号）第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、自治省令で定める方法によつて算定した当該地方公共団体の当該各年度分の減収額（事業税又は固定資産

税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限り、）について同条の規定により当該地方公共団体の当該各年度における基準財政収入額に算入される額に相当する額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度（これらの措置が自治省令で定める日以後において行なわれたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度）における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。

（特定事業所の認定等）

第十六条 関係行政機関の長は、工業開発地区内において製造の事業を営む事業所で沖縄の工業開発に著しく寄与するものとして政令で定める要件に該当するものを設置する者に対し、沖縄開発庁長官に協議して、当該事業所が当該要件に該当するものである旨の認定をすることができ、

2 関係行政機関の長は、前項の認定を受けた事業所（以下「特定事業所」という。）が同項の要件を欠くに至つたと認めるときは、沖縄開発庁長官に協議して、その認定を取り消すことができる。

3 第一項の認定に必要な申請その他の手続は、政令で定める。

4 この法律の施行の際沖縄以外の本邦の地域に本店又は主たる事務所を有する内国法人が、特定事業所を有する法人で工業開発地区内に本店又は主たる事務所を有するもの株式又は出資を当該法人に係る第一項の認定後五年以内に取得した場合に、政令で定めるところにより、当該法人を租税特別措置法第五十五条第二項に規定する新開発地域内に本店又は主たる事務所を有する法人とみなして、同条の規定を適用することができる。

（施設の整備等）

第十七条 国及び地方公共団体は、工業開発地区内の工業の開発を促進するために必要な工場用

地、道路、港湾施設、工業用水道、通信運輸施設及び工業開発地区内の工場に使用される者に対してその就業上必要な教育又は職業訓練を行なうための施設の整備の促進に努めるものとする。

(農地法等による処分についての配慮)

第十八条 国の行政機関の長又は沖縄県知事は、工業開発地区内の土地を前条に規定する施設の用に供するため農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）その他の法律の規定による許可その他の処分を求められたときは、当該工業開発地区内の工業の開発が促進されるよう配慮するものとする。

(中小企業の業種別の振興)

第十九条 関係行政機関の長は、沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会の意見をきいて、次の各号に該当する業種であつて政令で定めるもの（以下第二十一条までにおいて「指定業種」という。）に属する沖縄の中小企業について、近代化基本計画を定めなければならない。

一 沖縄における当該業種の事業活動の相当部分が中小企業者によつて行なわれていること。

二 当該業種に属する沖縄の中小企業の生産性の向上を図ることが沖縄の経済の振興に資するため特に必要であると認められること。

三 中小企業近代化促進法（昭和三十八年法律第六十四号）第三条第一項の政令で定める業種に該当しないものであること。

2 中小企業近代化促進法第三条第二項から第四項まで、第四条及び第五条の規定は前項の近代化基本計画について、同法第七条、第八条第一項及び第三項並びに第十七条第一項、第二項及び第四項の規定は指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者について準用する。この場合において、同法第四条第一項、第五条第一項及び第七條第三項中「中小企業近代化審議会」とあり、同法第七條第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化

審議会」と読み替へるものとする。

3 前二項及び次条の規定に係る関係行政機関の長は、当該指定業種に属する事業を所管する大臣とする。ただし、前項において準用する中小企業近代化促進法第七条第二項又は第十七条第二項の勧告又は報告の徴収に関しては、当該勧告又は報告の徴収の対象となる者の行なう事業を所管する大臣（その対象となる者が特別の法律によつて設立された組合又はその連合会であるときは、その対象となる者の行なう事業を所管する大臣及びその組合又は連合会を所管する大臣）とする。

第二十条 指定業種のうちその業種に属する沖縄の中小企業の構造改善を図ることが緊急に必要であると認められるものであつて政令で定めるもの（以下この条において「特定業種」という。）に属する事業を行なう沖縄の中小企業者を構成員とする商工組合その他の政令で定める法人（以下この条において「商工組合等」という。）は、その構成員たる中小企業者が行なう特定業種に属する事業に係る生産又は経営の規模又は方式の適正化、取引関係の改善その他の構造改善に関する事業について構造改善計画を作成し、これを関係行政機関の長に提出して、その構造改善計画が適当である旨の承認を受けることができる。

2 中小企業近代化促進法第五条の二第二項の規定は前項の構造改善計画について、同法第八条第二項及び第三項の規定は前項の承認を受けた商工組合等の構成員たる沖縄の中小企業者であつて特定業種に属する事業を行なうものについて、同法第十七条第三項及び第四項の規定は前項の承認を受けた商工組合等について準用する。この場合において、同法第十七条第四項中「審議会」とあるのは、「沖縄振興開発審議会及び中小企業近代化審議会」と読み替へるものとする。

(課税の特例等)

第二十一条 次の各号に掲げる者については、その者を中小企業近代化促進法第八条第四項に規定する中小企業者又は法人とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第六十六条の二、第六十六条の四及び第八十一条の規定を適用する。

一 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは第三項又は前条第二項において準用する同法第八条第二項若しくは第三項の承認を受けた中小企業者

二 第十九条第二項において準用する中小企業近代化促進法第八条第一項若しくは前条第二項において準用する同法第八条第二項の承認に係る合併後存続する法人若しくは当該合併により設立した法人又は当該承認に係る出資を受けた法人若しくは当該出資に基づいて設立された法人

2 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者については、その者を中小企業近代化促進法第九条に規定する中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、租税特別措置法第十三条、第十三条の二、第四十五条の二及び第四十六条の規定を適用する。

3 指定業種に属する事業を行なう沖縄の中小企業者（中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第二条第一項第二号に掲げるもの（企業組合を除く。）及び同項第四号から第七号までに掲げるものを含む。）については、その者を同条第三項に規定する近代化関係中小企業者とみなし、政令で定めるところにより、同法第三条の五から第十一条までの規定を適用する。

(資金の確保等)

第二十二條 国及び地方公共団体は、事業者が行なう工業開発地区内の製造の事業の用に供する施設の整備並びに中小企業及び農林漁業の振興

のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第四章 自由貿易地域

(自由貿易地域の指定)

第二十三条 沖縄開発庁長官は、沖縄県知事の申請に基づき、沖縄振興開発審議会の議を経るとともに、関係行政機関の長に協議して、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができる。

2 沖縄県知事は、前項の申請をしようとするときは、あらかじめ関係市町村長の意見をきかなければならない。

(自由貿易地域内における事業の認定)

第二十四条 自由貿易地域内において事業を行なおうとする者は、当該事業を当該地域内で行なうことが適当である旨の沖縄開発庁長官の認定を受けることができる。

2 沖縄開発庁長官は、前項の認定をしようとするときは、あらかじめ関係行政機関の長に協議しなければならない。

3 第一項の認定を受けることができる者の要件その他同項の認定に関し必要な事項は、政令で定める。

(指定保税地域等)

第二十五条 自由貿易地域内の土地又は建築物その他の施設（政令で定めるものを除く。）で国又は地方公共団体が所有し、又は管理するものは、関税法（昭和二十九年法律第六十一号）第三十七條第一項に規定する指定保税地域とみなす。

2 税関長は、関税法の実施を確保する上に支障がないと認めるときは、前条第一項の認定を受けた者に対し、当該認定に係る事業の用に供する施設のうち必要と認められる部分につき、同法第四十二条第一項、第五十条、第五十六条第一項又は第六十二条の二第一項に規定する保税上屋、保税倉庫、保税工場又は保税展示場の許

可とするものとする。

(自由貿易地域投資損失準備金)

第二十六條 内国法人は、第二十四條第一項の認定を受けた法人で自由貿易地域内に本店若しくは主たる事務所を有するものの株式又は出資を当該認定後五年以内に取得した場合に、当該株式又は出資については、租税特別措置法で定める自由貿易地域投資損失準備金を設けることができる。

(準用)

第二十七條 第十四條及び第十五條の規定は、自由貿易地域について準用する。

(特別の法人の設置)

第二十八條 国は、必要があると認めるときは、自由貿易地域となるべき地域の土地を造成、自由貿易地域内の施設の整備その他自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けるものとする。

2 前項の特別の法人に關し必要な事項は、別に法律で定める。

第五章 電気事業振興のための特別措置

第一節 電気事業の助成

(資金の確保等)

第二十九條 国及び地方公共団体は、電気事業(電気事業法(昭和三十一年法律第七十号)第二條第五項に規定する電気事業をいう。以下同じ。)の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものの整備につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

第三十條 第十四條の規定は、電気事業者(電気事業法第二條第六項に規定する電気事業者をいう。)が電気事業の用に供する設備であつて沖縄における電気の安定的かつ適正な供給の確保に特に寄与すると認められるものを新設し、又は増設した場合における当該設備について準用する。

第二節 沖縄電力株式会社

(会社の目的)

第三十一條 沖縄電力株式会社は、沖縄における電気の安定的かつ適正な供給を確保するため、電気事業及びこれに附帯する事業を営むことを目的とする株式会社とする。

(株式)

第三十二條 沖縄電力株式会社(以下「会社」という。)の株式は、額面株式とする。

2 政府は、予算の範囲内において、会社に対して出資することができる。

(商号の使用制限)

第三十三條 会社以外の者は、その商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用してはならない。

(取締役及び監査役)

第三十四條 会社の取締役は、四人以内、監査役は、一人とする。

2 会社の取締役、代表取締役及び監査役の選任、選定及び解任の決議は、通商産業大臣の認可を受けなければならない。その効力を生じない。

3 会社の取締役は、他の報酬のある職務又は営業に従事してはならない。ただし、通商産業大臣の承認を受けたときは、この限りでない。

(政府所有の株式の後配)

第三十五條 会社は、法人に対する政府の財政援助の制限に関する法律(昭和二十一年法律第二十四号)第一條の規定にかかわらず、毎營業年度における配当することができる利益金額が政府以外の者の所有する株式に対し年百分の十の割合に達するまでは、政府の所有する株式に對し利益を配当することを要しない。

2 会社は、政府以外の者の所有する株式に對し年百分の十の割合で配当をした後、なお配当することができる利益金があるときは、政府の所有する株式に對して年百分の十の割合に達するまで政府の所有する株式に對する配当にあてなければならない。

(準用)

第三十六條 電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)第十五條第五項、第二十九條から第三十三條まで、第三十五條及び第三十五條の三の規定は、会社について準用する。この場合において、同法第三十一條中「所有権及び賃借権」とあるのは「譲り渡し、又は所有権」と、同法第三十五條の三「第十四條第二項及び第二十二條第一項」とあるのは「及び第十四條第二項」と読み替へるものとする。

(協議)

第三十七條 通商産業大臣は、第三十四條第二項又は前條において準用する電源開発促進法第三十二條(会社の定款の変更、合併及び解散の決議に係るものに限る。)若しくは第三十三條の認可をしようとするときは、沖縄開発庁長官に協議しなければならない。

2 通商産業大臣は、前條において準用する電源開発促進法第十五條第五項、第三十條、第三十一條、第三十二條(会社の定款の変更の決議に係るものについては、会社が発行する株式の総数を変更するものに限る。)又は第三十三條の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

第六章 職業の安定のための特別措置

(職業の安定のための計画の作成等)

第三十八條 労働大臣は、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、沖縄県知事の意見をきいて、職業指導、職業紹介及び職業訓練の実施、就業の機会の増大を図るための事業の実施その他必要な事項に関する計画を作成し、その計画に基づき必要な措置を講ずるものとする。

(振興開発計画に基づく事業等への就労)

第三十九條 労働大臣は、沖縄における雇用及び失業の状況からみて必要があると認めるときは、沖縄県知事の意見をきき、沖縄開発庁長官に協議して、振興開発計画に基づく事業その他

の事業であつて国自ら又は国の負担金の交付を受け、若しくは国庫の補助により地方公共団体等が計画実施する公共的な建設又は復旧の事業について、その事業種別に従い、職種別又は地域別に、当該事業に使用される労働者の数とそのうちの失業者の数との比率(以下この条において「吸収率」という。)を定めることができる。

2 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等(これらのものの請負契約その他の契約に基づいて、その事業を施行する者を含む。次項において同じ。)は、公共職業安定所の紹介により、つねに吸収率に該當する数の失業者を雇い入れていなければならない。

3 吸収率の定められている事業を計画実施する国又は地方公共団体等は、前項の規定により雇入れを必要とする数の失業者を公共職業安定所の紹介により雇い入れることが困難な場合には、その困難な数の労働者を、公共職業安定所の書面による承諾を得て、直接雇い入れることができる。

4 前三項に定めるもののほか、吸収率の定められている事業への失業者の吸収に關し必要な事項は、労働省令で定める。

(転業等のための資金の確保等)

第四十條 国及び地方公共団体は、沖縄における事業者で沖縄の復帰若しくはアメリカ合衆国の軍隊の撤退、縮小等に伴い転業を余儀なくされるもの又は沖縄の失業者で自立のため事業を開始しようとするものに対し、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

(沖縄失業者求職手帳の発給等)

第四十一條 公共職業安定所長は、次のいずれにも該當し、かつ、労働省令で定める要件に該當するに對して、その者の申請に基づき、沖縄失業者求職手帳(以下「手帳」という。)を発給する。

一 次のいずれかに該當する者であること。

イ 沖縄の復帰に伴い、一定の事業を行なうことについての制限又は禁止を定めている本邦の法令の規定が新たに沖縄に適用されることとなつたため、従前行なつていた事業が行なえなくなり、若しくは当該事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、又は従前の沖縄と本邦との間の輸出入若しくは輸入に関する通関手続の代理事務が消滅したことにより、やむなく失業するに至つた者であること。

ロ 沖縄の復帰に伴い、沖縄において適用されてきた輸入の制限又は禁止に関する法令が失効したことその他これに準ずる政令で定める事由が発生したためその事業を行なうことにつき著しい支障を生じたことにより、政令で定める期間内にやむなく失業するに至つた者であること。

ハ 琉球列島米国民政府の廃止、昭和四十六年六月十七日以後における沖縄にあるアメリカ合衆国の軍隊の撤退、部隊の縮小又は予算の削減その他これらに準ずる政令で定める事由の発生に伴い、やむなく失業するに至つた者であつて政令で定める要件に該当するものであること。

二 前号の規定に該当することとなつた日までは、一年以上引き続き、同号イの事業若しくは事務に従事し、同号ロの事業に従事し、又は同号ハの政令で定める要件に該当していた者であること。

2 手帳は、当該手帳の発給を受けた者が前項第一号の規定に該当することとなつた日（その日がこの法律の施行の前日であるときは、この法律の施行の前日）の翌日から起算して三年を経過したとき、又は公共職業安定所長が当該手帳の発給を受けた者が労働の意思若しくは能力を有しなくなつたことその他労働省令で定める事由に該当すると認めるときは、その効力を失ふ。

3 前二項に定めるもののほか、手帳の発給の申

請その他手帳に関し必要な事項は、労働省令で定める。

（就職指導の実施）

第四十二条 公共職業安定所は、手帳の発給を受けた者（以下「手帳所持者」という。）に対して、当該手帳がその効力を失うまでの間、労働省令で定めるところにより、その者の再就職を促進するために必要な職業指導（以下「就職指導」という。）を行なうものとする。

2 公共職業安定所長は、就職指導を受ける者に對して、公共職業訓練施設の行なう職業訓練を受けることその他の者の再就職を促進するために必要な事項を指示することができる。

（就職促進手当の支給）

第四十三条 国は、手帳所持者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、政令で定めるところにより、就職促進手当を支給する。

（雇用促進事業団による援護業務）

第四十四条 雇用促進事業団は、雇用促進事業団法（昭和三十六年法律第百十六号）第十九条に規定する業務のほか、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業の安定を図るため、次の業務を行なう。

一 職業訓練（手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を含む。）を受ける手帳所持者に対して職業訓練手当その他の手当を支給すること。

二 就職又は知識若しくは技能の習得をするために移転する手帳所持者に対して移転資金を支給すること。

三 手帳所持者が事業を開始する場合において、自営支度金を支給し、及び必要な資金の借入れに係る債務の保証を行なうこと。

四 手帳所持者が公共職業安定所の紹介により移転して就職することを容易にするため宿舎の貸与その他宿舎の確保に関し必要な援助を行なうこと。

五 公共職業安定所の紹介により手帳所持者を

雇い入れる沖縄の事業主に対して雇用奨励金を支給すること。

六 手帳所持者を作業環境に適応させる訓練を行なう事業主に対して職場適応訓練費を支給すること。

七 沖縄の失業者に対して求職のための公共職業安定所との連絡その他求職活動に関し必要な協力を行なうこと。

八 沖縄の失業者に対して再就職を容易にするために必要な知識及び技能を習得させるための講習を行なうこと。

九 沖縄の失業者に対して生活の指導を行なうこと。

十 前各号に附帯する業務を行なうこと。

十一 前各号に掲げるもののほか、沖縄の失業者の再就職の促進及びその生活の安定に関し必要な業務を行なうこと。

2 国は、雇用促進事業団に対して前項に規定する業務に要する費用に相当する金額を交付する。

3 第二項第三号に規定する債務の保証に関する業務は、雇用促進事業団法第十九条の二及び第三十七条第一項の規定の適用については、同法第三十九条第三項に規定する業務とみなし、当該業務の委託を受けた金融機関は、同法第三十三条及び第三十九条の規定の適用については、同法第十九条の二第三項に規定する業務の委託を受けた受託金融機関とみなす。

4 雇用促進事業団法第二十条及び第三十七条第一項（同法第十九条の二第一項並びに第二十条第一項及び第二項に係る部分に限る。）の規定は、第一項に規定する業務について準用する。

この場合において、同法第三十七条第一項（同法第二十条第一項に係る部分に限る。）中「大蔵大臣」とあるのは、「沖縄開発庁長官及び大蔵大臣」と読み替へるものとする。

5 雇用促進事業団法第二十二條第二項及び第二十四條第三項の規定は、第一項に規定する業務については、適用しない。

6 第一項に規定する業務は、雇用促進事業団法第四十条第三号の規定の適用については、同法第十九条に規定する業務とみなす。

（譲渡等の禁止）

第四十五条 第四十三条の就職促進手当又は前条第一項の規定に基づいて雇用促進事業団が支給する給付金の支給を受けることとなつた者の当該支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さへることができない。ただし、事業主に係る当該権利については、国税滞納処分（その例による処分を含む。）により差し押さへる場合は、この限りでない。

（公課の禁止）

第四十六条 租税その他の公課は、第四十三条の就職促進手当、第四十四条第一項第一号の手当、同項第二号の移転資金又は同項第三号の自営支度金（同項第十一号の規定に基づいて再就職する沖縄の失業者に対して支給する給付金であつて、自営支度金に相当するものを含む。）を標準として、課することができない。

（中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の適用除外）

第四十七条 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法（昭和四十六年法律第六十八号）第三章の規定は、手帳所持者及び手帳の発給を受けることができる者については、適用しない。

2 中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法第二十一条及び第二十二条の規定は、沖縄については、適用しない。

第七章 その他の特別措置

（市町村における基幹道路の整備）

第四十八条 過疎地域対策緊急措置法（昭和四十五年法律第三十一条）第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して指定した地域内の基幹的な市町村道並びに市町村が管理する基幹的な農道、林道及び漁港関連道（以下「以下この条において「市町村道等」という。）の新設又は改築で振興開発計画に基づいて行なうも

ののうち、当該市町村の区域の振興開発のため特に必要があるものとして関係行政機関の長が沖縄開発庁長官に協議して指定した市町村道等に係るものについては、他の法令の規定にかかわらず、沖縄県が行なうことができる。

2 前項の市町村道等の指定は、沖縄県知事が、関係市町村長との協議がとつた場合において提出する申請に基づいて行なうものとする。

3 沖縄県は、第一項の規定により市町村道の新設又は改築を行なう場合においては、政令で定めるところにより、当該道路管理者に代わつて、その権限を行なうものとする。この場合において、沖縄県が代わつて行なう権限のうち政令で定めるものは、沖縄県知事が行なう。

4 第一項の規定により沖縄県が行なう市町村道等の新設又は改築に要する費用は、沖縄県が負担する。

5 前項に規定する費用に係る国の負担又は補助については、第一項の規定により指定された市町村道等の新設又は改築を県道又は県が管理する農道、林道若しくは漁港関連道路の新設又は改築とみなす。

(無医地区における医療の確保)

第四十九条 沖縄県知事は、振興開発計画に基づいて、無医地区に関し、次に掲げる事業を実施しなければならない。

一 診療所の設置

二 患者輸送車(患者輸送船を含む。)の整備

三 定期的な巡回診療

四 保健婦の配置

五 公的医療機関の協力体制の整備

六 その他無医地区の医療の確保に必要な事業

2 沖縄県知事は、前項に規定する事業を実施する場合において特に必要があると認めるときは、病院又は診療所の開設者又は管理者に対し、次に掲げる事業につき、協力を要請することができる。

一 医師又は歯科医師の派遣

二 巡回診療車(巡回診療船を含む。)による巡回診療

3 国及び沖縄県は、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保その他当該無医地区における医療の確保(当該診療に従事する医師又は歯科医師を派遣する病院に対する助成を含む。)に努めなければならない。

4 沖縄県知事は、国に対し、無医地区における診療に従事する医師又は歯科医師の確保について協力を求めることができる。

5 第一項及び第二項に規定する事業の実施に要する費用は、沖縄県が負担する。

6 国は、前項の費用のうち第一項第一号に掲げる事業に係るものについては四分の三を、同項第二号から第四号までに掲げる事業及び第二項に規定する事業に係るものについては二分の一を、それぞれ政令で定めるところにより、補助するものとする。

(交通の確保)

第五十条 国の行政機関の長は、沖縄県の市町村が、その区域内で他の一般乗合旅客自動車運送事業を営営する者がない地域について、一般乗合旅客自動車運送事業を営営し、又は自家用自動車と共同で使用し、若しくは有償で運送の用に供するときは、道路運送法(昭和二十六年法律第八十三号)に基づく免許、許可又は認可について適切な配慮をするものとする。

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第五十一条 第十五条の規定は、地方税法第六条の規定により、沖縄県が、離島の地域及びその他の地域のうち過疎地域対策緊急措置法第二条及び第二十三条の規定の例に準じ政令で定める基準に従い沖縄開発庁長官が自治大臣に協議して指定した地域内において畜産業、水産業又は薪炭製造業を行なう個人について、その事業に対する事業税を課せなかつた場合又は事業税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が政令で定める場合に当該するものと認められるときに準用する。この場合において、第十五条中「当該地方公共団体」とあるのは「沖縄県」と、「事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあつては、これらの措置とあるのは「これらの措置」と読み替えるものとする。

第八章 沖縄振興開発審議会

(沖縄振興開発審議会の設置及び権限)

第五十二条 この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他沖縄の振興開発に関する重要事項を調査審議するために、沖縄開発庁に沖縄振興開発審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会は、沖縄の振興開発に関する重要事項につき、内閣総理大臣に対し意見を申し出ることができる。

(審議会の組織等)

第五十三条 審議会は、次に掲げる者につき、内閣総理大臣が任命する委員三十人以内で組織する。

一 関係行政機関の職員 十三人以内

二 沖縄県知事

三 沖縄県議会議員

四 沖縄県の市町村長を代表する者 二人

五 沖縄県の市町村の議会の議長を代表する者 二人

六 学識経験のある者 十一人以内

2 前項第四号から第六号までに掲げる者につき任命された委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前項の委員は、再任されることができる。

4 委員の互選により審議会の会長として定められた者は、会務を総理する。

5 委員は、非常勤とする。

6 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

第九章 雑則

(土地の利用についての配慮)

第五十四条 国及び地方公共団体は、沖縄において土地(公有水面を含む。)をその用に供する必要がある事業を実施するときは、当該土地の利用方法が振興開発計画において定める土地の利用に適合することとなるように当該事業を実施しなければならない。

(他の法律の適用除外)

第五十五条 離島振興法(昭和二十八年法律第七十二号)、後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第十二号)、低開発地域工業開発促進法(昭和三十六年法律第二百十六号)、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和三十七年法律第八十八号)、新産業都市建設促進法(昭和三十七年法律第七十七号)、興地等産業開発道路整備臨時措置法(昭和三十九年法律第十五号)、山村振興法(昭和四十年法律第六十四号)、過疎地域対策緊急措置法及び農村地域工業導入促進法(昭和四十六年法律第二百十二号)は、沖縄については、適用しない。

2 国土総合開発法(昭和二十五年法律第二百五号)中府県総合開発計画、地方総合開発計画及び特定地域総合開発計画に係る部分は、沖縄については、適用しない。

(政令への委任)

第五十六条 この法律に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な事項は、政令で定める。

第十章 罰則

第五十七条 第十九条第二項及び第二十条第二項において準用する中小企業近代化促進法第十七条第一項から第三項までの規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、

使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に關し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

第五十八條 会社の役員又は職員が、その職務に關して、わいろを受受し、又はその要求若しくは約束をしたときは、三年以下の懲役に処する。これによつて不正の行為をし、又は相當の行為をしなかつたときは、五年以下の懲役に処する。

2 前項の場合において、犯人が收受したわいろは、没収する。その全部又は一部を没収することとできないときは、その価額を追徴する。

第五十九條 前条第一項のわいろを供与し、又はその申込み若しくは約束をした者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処する。

2 前項の罪を犯した者が自首したときは、その刑を減軽し、又は免除することが出来る。

第六十條 第三十六條において準用する電源開発促進法第三十五條第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した場合には、その違反行為をした会社の役員又は職員は、五十万円以下の罰金に処する。

第六十一條 次の各号の一に該当する場合には、その違反行為をした会社の役員は、三十万円以下の過料に処する。

一 第三十六條において準用する電源開発促進法第三十五條第五項、第三十條、第三十一條又は第三十三條の規定に違反したとき。

二 第三十六條において準用する電源開発促進法第二十九條第二項の規定による命令に違反したとき。

第六十二條 第三十三條の規定に違反した者は、五十万円以下の過料に処する。

附則

(施行期日)
第一条 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に關

する日本国とアメリカ合衆国との間の協定（附則第十九條第五項及び第十二項において「協定」という。）の効力発生の日から施行する。ただし、第五章第二節、第五十八條から第六十二條まで、次条、附則第八條、附則第十條及び附則第十九條の規定は、公布の日から施行する。
(琉球政府行政主席への通知)
第二条 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球

振興開発計画に基づく事業で、昭和五十七年度以後に繰り越される国の負担金又は補助金に係るもの
第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用されることとなるダム
この法律の失効前に手帳の発給を受けた者に係る当該発給を受けた手帳
昭和五十七年三月三十一日以前に開始された第四十四條第一項に規定する雇用促進事業団の業務（当該業務が終了するまでの間に行なわれるものに限る。）

3 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第一項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。
(経過措置)
第四条 昭和四十七年度の予算に係る国の負担金又は補助金に係る事業で、振興開発計画が決定されるまでの間に、沖縄の振興開発のため緊急に実施する必要があるものとして沖縄開発庁長官が関係行政機関の長に協議して決定したものについては、当該事業を振興開発計画に基づく事業とみなして、この法律を適用する。

第五条 この法律の施行の際琉球水道公社が建設している政令で定めるダム（政令で定める施設又は工作物を含む。）の存する河川について、当

政府行政主席に通知しなければならない。
(この法律の失効)
第三条 この法律は、昭和五十七年三月三十一日に限り、その効力を失う。
2 次の表の上欄に掲げる事項については、同表の下欄に掲げる規定は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

第五条から第八條まで、第四十八條及び第十九條
第七條第六項
第四十一條第二項及び第三項、第四十二條、第四十三條、第四十五條、第四十六條並びに第四十七條第一項
第四十四條

該ダムの建設を行なう河川の部分として建設大臣が指定する区間は、第七條第一項及び第二項の規定にかかわらず、同条第一項の規定により指定された区間とする。

2 前項のダムは、同項の指定があつた時において第七條第六項の規定により特定多目的ダム法が適用される多目的ダムとなるものとする。この場合において必要な事項は、政令で定める。
3 第一項のダムの建設に要する政令で定める費用は、第七條第五項及び特定多目的ダム法第七條第一項の規定にかかわらず、国が支弁するものとする。
(労働省設置法の一部改正)
第六條 労働省設置法（昭和二十四年法律第百六十二号）の一部を次のように改正する。

第四條第十三号の三中「又は勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）」を、「勤労者財産形成促進法（昭和四十六年法律第九十二号）」又は沖縄振興開発特別措置法（昭和四十六年法律第 号）に改め、同条第四十一号の二の次に次の一号を加える。
四十一の三 沖縄振興開発特別措置法に基づいて、沖縄の労働者の職業の安定を図るため必要な措置に関する計画を作成すること。
第十條第一項第七号の二の次に次の一号を加える。
七の三 沖縄振興開発特別措置法の規定に基づいて行なう就職指導及び就職促進手当の支給に關すること。
第十條第一項第八号中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（職業訓練に關する部分を除く。）」を、「中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（職業訓練に關する部分を除く。）及び沖縄振興開発特別措置法（第六章（職業訓練に關する部分を除く。）の規定に限る。）に改め、同条第二項中「及び中高年齢者等の雇用の促進に關する特別措置法（第二十二條の規定に限る。）及び沖縄振興開発特別措置法（第三十九條の規定に限る。）に改める。
(国土総合開発法の一部改正)
第七條 国土総合開発法の一部を次のように改正する。

第十四條第一項中「又は首都圏整備計画」を「首都圏整備計画又は沖縄振興開発計画」に、「又は首都圏整備委員会」を「首都圏整備委員会又は沖縄開発庁長官」に改める。
(地方税法の一部改正)
第八條 地方税法の一部を次のように改正する。
附則第九條の次に次の一条を加える。

第九條 地方税法の一部を次のように改正する。

第九條 地方税法の一部を次のように改正する。

第九條 地方税法の一部を次のように改正する。

(法人の事業税の税率の特例)

第九条の二 沖縄電力株式会社が行なり電気供給業に対する事業税の標準税率については、沖縄県の区域にこの法律が施行されることとなる日以後五年以内に終了する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十二第一項第一号中「百分の一・五」とあるのは、同日以後二年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の〇・五」と、当該二年以内に終了する各事業年度のうち最後の事業年度終了の日後三年以内に終了する各事業年度分の事業税にあつては「百分の一・〇」とする。

附則第十条に次の一項を加える。

4 道府県は、沖縄電力株式会社が沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第

号)附則第十九条第五項の規定による政府の出資に係る不動産を取得した場合においては、第七十三条の二第一項の規定にかかわらず、当該不動産の取得に対しては、不動産取得税を課することができない。

(企業合理化促進法の一部改正)

第九条 企業合理化促進法(昭和二十七年法律第五号)の一部を次のように改正する。

第八条第三項中「又は漁港法」を、「漁港法又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)に改め、同条第四項中「又は漁港法」を、「漁港法又は沖縄振興開発特別措置法」に改める。

(租税特別措置法の一部改正)

第十条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第八十四条中「及び日本自動車ターミナル株式会社」を、「日本自動車ターミナル株式会社及び沖縄電力株式会社」に改める。
(道路整備特別会計法の一部改正)
第十一条 道路整備特別会計法(昭和三十三年法律第三十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「又は交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)

第十条第一項を、「交通安全施設等整備事業に関する緊急措置法(昭和四十一年法律第四十五号)第十条第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第六条第五項」に改める。

(特定港湾施設整備特別措置法の一部改正)

第十二条 特定港湾施設整備特別措置法(昭和四十四年法律第六十七号)の一部を次のように改正する。

第二条中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項を、「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八条第一項」に改める。

第四条第一項中「北海道」の下に「及び沖縄県」

を加え、同条第二項中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項を、「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法第八条第三項」に改め、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 沖縄県の港湾の水域施設、外部施設又は係留施設に係る工事 十分の一

第六条中「北海道」の下に「及び沖縄県」を加える。

(治山治水緊急措置法の一部改正)

第十三条 治山治水緊急措置法(昭和三十五年法律第二十一号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項第四号中「特定多目的ダム法(昭和三十三年法律第三十五号)第二条第一項」の下に「(沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七条第六項の規定により適用する場合を含む。)」を加える。

(治水特別会計法の一部改正)

第十四条 治水特別会計法(昭和三十五年法律第四十号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八条」を、「地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二十八条又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第七条第五項(同条第九項において準用する場合を含む。)」に改める。

第五条第一項第二号中「又は第六十三条第一項」を若しくは第六十三条第二項又は沖縄振興開発特別措置法第七条第五項」に改める。

(港湾整備特別会計法の一部改正)

第十五条 港湾整備特別会計法(昭和三十六年法律第二十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「又は北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項を、「北海道開発のためにする港湾工事に関する法律(昭和二十六年法律第七十三号)第三条第二項において準用する同法第二条第一項又は沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第八条第四項」に改める。

第五条第一項第二号中「同法第二条第一項」の下に「沖縄振興開発特別措置法第八条第四項」を加える。

(社会保険労務士法の一部改正)
第十六条 社会保険労務士法(昭和四十三年法律第八十九号)の一部を次のように改正する。

別表第一第二十号の次の次に次の一号を加える。

二十の五 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第号)第四十一条、第四十三条及び第四十四条の規定に限る。

(都市計画法の一部改正)
第十七条 都市計画法(昭和四十三年法律第百号)

の一部を次のように改正する。

第十三条第一項中「北海道総合開発計画」の下に「沖縄振興開発計画」を加える。

(農業振興地域の整備に関する法律の一部改正)
第十八条 農業振興地域の整備に関する法律の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「北海道総合開発計画」の下に「沖縄振興開発計画」を加える。

(会社の設立等)

第十九条 通商産業大臣は、設立委員を命じ、会社の設立に關して発起人の職務を行なわせる。

2 設立委員は、定款を作成して、通商産業大臣の認可を受けなければならない。

3 通商産業大臣は、設立委員を命じようとするとき及び前項の認可をしようとするときは、内閣総理大臣に協議しなければならない。

4 通商産業大臣は、第二項の認可をしようとするときは、大蔵大臣に協議しなければならない。

5 政府は、会社の設立に際し、会社に対して協定第六条第一項の規定により政府に移転される琉球電力公社の財産の全部を出資するものとする。

6 前項の規定により政府が出資する財産の価額は、評価委員が評価した価額とする。

7 設立委員は、第二項の認可を受けたときは、遅滞なく、会社の設立に際し発行する株式の総数のうち、政府が引き受けない株式につき、株主を募集しなければならない。

8 設立委員は、前項の規定により株主を募集する場合において、琉球政府から株式の申込みがあつたときは、琉球政府に対して株式を割り当てるものとする。

9 商法(明治三十二年法律第四十八号)第百六十七條、第百八十一條、第百八十五條及び第百八十七條第一項(設立の廃止の決議に係る場合に限る。)の規定は、会社の設立については適用せず、同法第百七十七條第三項の規定は、第五

- 項の規定により政府が行なう現物出資については適用しない。
- 10 設立委員は、この法律の施行の日の前日まで、その処理すべき会社の設立に関する事務を完了しなければならない。
- 11 第五項の規定により政府が行なう現物出資の給付は、この法律の施行の時に行なわれるものとし、会社は、商法第五十七条の規定にかかわらず、その時に成立する。
- 12 協定第六条第一項の規定により政府が引き継ぐ琉球電力公社の権利及び義務は、会社の成立の時に、会社が承継する。
- 13 会社は、会社の成立後遅滞なく、その設立の登記をしなければならない。
- 14 前各項に規定するもののほか、会社の設立に關し必要な事項は、政令で定める。
- 15 会社は、この法律の施行の時に、通商産業省令で定めるところにより、電気事業を営むことについて電気事業法第三条第一項の許可を受けたものとみなす。
- 16 前項に規定するもののほか、会社に対する電気事業法の適用に關する経過措置は、政令で定める。
- 17 第三十三条の規定は、次の各号に掲げる者については、それぞれ当該各号に掲げる期間は、適用しない。
- 一 第三十三条の規定の施行の際その商号中に

- 沖縄電力株式会社という文字を使用している者 同条の規定の施行の日から起算して六月間
- 二 この法律の施行の際沖縄においてその商号中に沖縄電力株式会社という文字を使用している者 この法律の施行の日から起算して六月間
- 18 沖縄開発庁設置法(昭和四十六年法律第七号)の施行の日前における第三十七条第一項の規定の適用については、同項中「沖縄開発庁長官」とあるのは、「内閣総理大臣」と読み替えるものとする。
- 19 会社が次の各号に掲げる事項について登記を受ける場合には、その登記に係る登録免許税は、免除する。ただし、第一号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、資本の金額のうち政府及び琉球政府の出資に係る部分以外の部分について、第二号に掲げる事項の登記に係る登録免許税にあつては、この法律の施行の日から起算して一年を経過した日以後に受ける登記に係るものについては、この限りでない。
- 一 会社の設立
- 二 第五項の規定により政府が出資した財産に係る権利の保存、設定又は移転
- 20 政府は、沖縄における合理的な電気の供給体制を実現するうえでの会社の役割について検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

別表

事業の区分	事業の区分	
	事業の区分	国庫の負担又は補助の割合の範囲
農業試験研究施設	農業改良助長法(昭和二十三年法律第六十五号)第二条第三号に規定する試験研究施設の設置	十分の十以内
土地改良	土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第二条第二項に規定する土地改良事業で国が行なうもの	十分の十以内
家畜保健衛生所	家畜保健衛生所法(昭和二十五年法律第十二号)第一条第一項に規定する家畜保健衛生所の設置	十分の十以内

林業施設	森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第四十一条第二項に規定する保安施設事業	十分の十以内
漁港	漁港法(昭和二十五年法律第三十七号)第三条第一号に規定する基本施設及び同条第二号に規定する機能施設のうち輸送施設又は漁港施設用地(公共施設用地に限る)の修築事業	十分の十以内
道路	道路法第二十条第一項に規定する道路の新設、改築及び修繕並びに同法第十三条に規定する指定区画内の国道の維持その他の管理	十分の十以内
港湾	港湾法第二条第五項に規定する港湾施設のうち水域施設、外かく施設、けい留施設、臨港交通施設又は公共の用に供する港湾施設用地(同条第八項に規定する避難港にあつては、水域施設又は外かく施設に限る)の建設又は改良の工事	十分の十以内
空港	空港整備法(昭和三十一年法律第八十号)第二条第一項第二号及び第三号に規定する空港に係る同法第六条第一項及び第八条第四項に規定する工事	十分の十以内
公営住宅	公営住宅法(昭和二十六年法律第九十三号)第二条第二号に規定する公営住宅の建設工事	十分の七・五以内
住宅地区改良	住宅地区改良法(昭和二十五年法律第八十四号)第二条第六項に規定する改良住宅の建設(当該建設のため必要な土地の取得及びその土地を宅地に造成することを含む)	十分の七・五以内
水道	水道法(昭和三十一年法律第七十七号)第三条第三項に規定する簡易水道事業に係る水道の新設	三分の二以内
し尿処理施設及びごみ処理施設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和四十五年法律第三十七号)第八条第一項に規定するし尿処理施設及びごみ処理施設の設置	十分の五以内
都市公園	都市公園法(昭和三十一年法律第七十九号)第二条第一項に規定する都市公園の用地の取得及び同条第二項に規定する公園施設の新設又は改築	十分の五以内
下水道	下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第二条第四号に規定する流域下水道の設置又は改築	三分の二以内

消防施設	消防施設強化促進法(昭和二十八年法律第八十七号)第三条に規定する消防の用に供する機械器具及び設備の購入又は設置	三分の二以内
伝染病院等	伝染病予防法(明治三十年法律第三十六号)第十七条第一項に規定する施設の整備	十分の七・五以内
保健所	保健所法(昭和二十二年法律第一号)第一条に規定する保健所の整備	十分の七・五以内
精神病院	精神衛生法(昭和二十五年法律第二百二十三号)第六条及び第六条の二に規定する精神病院(精神病院以外の病院に設ける精神病室を含む。)の設置	十分の七・五以内
結核療養所	結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第五十七条第一号及び第五十九条に規定する結核療養所の整備	十分の七・五以内
児童福祉施設	児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)第七條に規定する児童福祉施設の整備	十分の八以内
身体障害者更生援護施設	身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項に規定する身体障害者更生援護施設の設置	三分の二以内
生活保護施設	生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十八條第一項に規定する保護施設の整備	十分の七・五以内
婦人相談所等	売春防止法(昭和三十一年法律第一百八号)第三十四條第一項に規定する婦人相談所及び同法第三十六條に規定する婦人保護施設の整備	三分の二以内
精神薄弱者援護施設	精神薄弱者福祉法(昭和三十五年法律第三十七号)第十八條第一項に規定する精神薄弱者援護施設の整備	三分の二以内
老人福祉施設	老人福祉法(昭和三十一年法律第三十三号)第十四條第一項第一号及び第二号に規定する老人福祉施設の整備	十分の七・五以内
義務教育施設等	義務教育諸学校施設費国庫負担法(昭和三十三年法律第八十一号)第二条第二項に規定する建物、義務教育費国庫負担法(昭和二十七年法律第三十三号)第三条に規定する教材、公立養護学校整備特別措置法(昭和三十一年法律第五十二号)第二条第一項及び第六条に規定する小・学部及び中学部に係る建物及び教材、産業教育振興法(昭和二十六年法律第二百二十八号)第二条に規定する公	十分の九以内

高等学校教育施設等	公立高等学校危険建物改築促進臨時措置法(昭和二十八年法律第二百四十八号)第二条第二項に規定する建物、産業教育振興法第二条に規定する公立の高等学校(盲学校、聾学校及び養護学校の高等部を含む。以下同じ。)に係る産業教育のための施設又は設備及び理科教育振興法第二条に規定する公立の高等学校に係る理科教育のための設備の整備	十分の七・五以内
砂防設備	砂防法(明治三十年法律第二十九号)第一条に規定する砂防工事	十分の十以内
海岸	海岸法第二条第一項に規定する海岸保全施設の新設又は改良	十分の十以内
地すべり防止施設	地すべり等防止法(昭和三十三年法律第三十号)第二条第四項に規定する地すべり防止工事	十分の八以内
河川	河川法第五条第一項に規定する二級河川の改良工事	十分の十以内

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律

(趣旨等)

第一条 この法律は、沖繩(硫黄島及び伊平屋島並びに北緯二十七度以南の南西諸島(大東諸島を含む。))をいう。以下同じ。の復帰に伴い、

沖繩における公用地等のための土地又は工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものとする。

2 この法律の規定により使用することができる土地又は工作物については、この法律の規定による使用の開始後であつても、当該土地又は工

作物の所有者その他の権利者との合意によりこれを使用する事となるよう努めるものとす。

(土地又は工作物の暫定使用)

第二条 次の各号に掲げる土地又は工作物は、それぞれ当該各号に掲げる者が、この法律の施行の日から当該土地又は工作物について権原を取得するまでの間、使用することができる。ただし、この法律の施行の日から起算して五年をこえない範囲内において当該土地又は工作物の種類及び設置場所等を考慮して必要と認められる期間として政令で定める期間を経過した日(その日前に、事業の廃止、変更その他の事由により、当該土地又は工作物を使用する必要がなくなつたときは、その事由が生じた日の翌日)以後においては、この限りでない。

一 この法律の施行の際沖縄においてアメリカ合衆国の軍隊の用に供されている土地又は工作物で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き自衛隊の部隊の用に供する土地又は工作物

ロ 引き続き日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定(以下この項において「地位協定」という。)の規定に従いアメリカ合衆国の軍隊の用に供する土地又は工作物

ハ ロの土地又は工作物で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き自衛隊

の部隊の用に供するもの

二 この法律の施行の際琉球水道公社の設立(千九百五十八年高等弁務官布令第八号)に基づく琉球水道公社が水道法(昭和三十三年法律第七十七号)による水道事業又は水道用水供給事業に相当する事業の用に供する施設の用に供している土地(当該施設に関する工事の用に供している土地を含む。)で、引き続き同法による水道事業又は水道用水供給事業の用に供する施設の用に供するもの(当該施設に関する工事の用に供する土地を含む。)沖縄県

三 この法律の施行の際琉球電力公社の設立(千九百五十四年琉球列島米国民政府布令第二百二十九号)に基づく琉球電力公社が電気事業法(昭和三十三年法律第七十号)による電気工作物に相当する工作物の用に供している土地で、引き続き同法による電気事業の用に供する電気工作物の用に供するもの 沖縄振興開発特別措置法(昭和四十六年法律第

四 この法律の施行の際沖縄にある飛行場の敷地である土地で、引き続き運輸大臣が設置する飛行場の敷地となるもの 国

五 この法律の施行の際沖縄にある航空機の航行を援助するための施設又は航空通信の用に供する電気通信設備の用に供されている土地で、次に掲げるもの 国

イ 引き続き運輸大臣が設置する航空法(昭和二十七年法律第二百三十一号)による航空保安施設又は運輸大臣が航空通信の用に供する電気通信設備の用に供する土地

ロ 第一号ロの土地で、この法律の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に、地位協定の規定に従いアメリカ合衆国から日本国に返還され、引き続き運輸大臣が設置する航空法による航空保安施設の用に供するもの

に供するもの

六 この法律の施行の際沖縄にある航路標識法(昭和二十四年法律第九十九号)による航路標識に相当する施設の用に供されている土地で、引き続き海上保安庁長官が設置する同法による航路標識の用に供するもの 国

七 この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されているアメリカ合衆国の軍隊の築造に係る道の敷地である土地で、引き続き道路法(昭和二十七年法律第八十号)による道路を構成する敷地となるもの 国又は地方公共団体

2 前項各号に掲げる土地となるべきものの区域又は同項第一号に掲げる工作物となるべきもの及び当該土地又は工作物の使用の方法は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に掲げる者がこの法律の施行前に告示する。

一 前項第一号に掲げる土地又は工作物 防衛施設庁長官

二 前項第二号に掲げる土地 厚生大臣

三 前項第三号に掲げる土地 通商産業大臣

四 前項第四号に掲げる土地 運輸大臣

五 前項第五号に掲げる土地 運輸大臣

六 前項第六号に掲げる土地 海上保安庁長官

七 前項第七号に掲げる土地 建設大臣

3 第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、この法律の施行後、遅滞なく、当該土地の区域又は工作物及び土地又は工作物の使用の方法をその所有者並びにその氏名又は名称及び住所が明らかな関係人(この法律の施行の日に当該土地又は工作物に関して所有権以外の権利を有する者及びその承継人をいう。以下同じ。)に通知しなければならない。この場合において、その所有者の氏名若しくは名称又は住所を確知することができないときは、政令で定めるところにより、その通知すべき事項を公示しなければならない。

(土地又は工作物の使用に伴う損失の補償)

第三条 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、当該土地又は工作物を使用することによつてその所有者及び関係人が通常受ける損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償は、政令で定める区分に応じ、各年度(国の会計年度をいう。以下同じ。)に係る分を当該年度においてしなければならない。この場合において、損失の補償は、各年度に係る分について、当該年度の開始する日(この法律の施行の日)の属する年度にあつては、この法律の施行の日。以下同じ。)の価格(土地又は土地に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその土地及び近傍類地の地代及び借賃等を考慮し、工作物又は工作物に関する所有権以外の権利に対する損失の補償についてはその工作物及び近傍同種の物件の使用料及び借賃等を考慮して算定した当該年度の開始する日の価格)によつて算定しなければならない。

3 第一項の規定による損失の補償は、各年度に係る分について前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者と当該土地又は工作物の所有者及び関係人とが協議して定めなければならない。ただし、協議をすることができないときは、この限りでない。

4 前条第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、その所有者及び関係人の請求があるときは、自己の見積つた当該年度に係る損失の補償の額を払い渡さなければならない。

5 第三項本文の規定による協議が成立しないとき、又は同項ただし書に規定する場合に該当するときは、前条第一項の規定により土地若しくは工作物を使用する者又は当該土地若しくは工作物の所有者若しくは関係人は、政令で定めるところにより、収用委員会に土地収用法(昭和二十六年法律第二百十九号)第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

(原状回復の義務)

第四条 第二項第一項の規定により土地又は工作物を使用する者は、同項ただし書の規定により当該土地又は工作物を使用することができなくなつたときは、遅滞なく、当該土地又は工作物をその所有者に返還しなければならない。この場合においては、政令で定めるところにより、当該土地又は工作物を原状に回復し、又は原状に回復しないことによつて生ずる損失を補償しなければならない。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、第二条の規定による土地又は工作物の使用について必要な事項は、政令で定める。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行する。ただし、第二条第二項及び次項の規定は、公布の日から施行する。

(琉球政府行政主席への通知)

2 内閣総理大臣は、この法律の内容を琉球政府行政主席に通知しなければならない。

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に関し承認を求めらるる件

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定により、当分の間、人事院沖縄事務所を那覇市に置くことについて、国会の承認を求める。

○床次委員長 順次提案理由の説明を求めます。
山中総務長官

○山中国務大臣 ただいま議題となりました沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖縄の復

帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案及び沖縄振興開発特別措置法案について、その提案の理由及び概要を御説明いたします。

わが国民多年の悲願である沖縄の祖国復帰が、いよいよ明年に実現する運びとなつたことは、国をあげての喜びであります。沖縄は、さきの大戦において最大の激戦地となり、全島ほとんど焦土と化し、沖縄県民十万余のとうとい犠牲者を出したばかりか、戦後引き続き二十六年余の長期間にわたりわが国の施政権の外に置かれ、その間沖縄百万県民はひたすらに祖国復帰を叫び続けて今日に至つてまいりました。祖国復帰が現実のものとなつたいま、われわれ日本国民及び政府は、この多年にわたる忍耐と苦難の中で生き抜いてこられた沖縄県民の方々の心情に深く思いをいたし、県民への償いの心をもつて事に当たるべきであると考へます。祖国復帰といふこの歴史的偉業の達成にあつては、各般の復興諸施策をすみやかに樹立し、かつ、沖縄県の将来についての長期的な展望を明らかにして、県民の方々が喜んで復興の日を迎え得るような体制を早急に整えることを政府に課せられた最大の責務であります。

このような観点から、沖縄の祖国復帰の円滑な実現と明るく豊かで平和な沖縄県の建設こそ沖縄復帰の基本的な目標でなければならないと存じます。このためには、まず第一に沖縄の復帰に際し、県民の生活に不安、動揺を来さないよう最大の配慮を加えつつ、米国施政権下の諸制度からわが国の諸制度への円滑な移行をはかるため、必要な暫定、特別措置を講ずることが肝要であります。第二に、沖縄が戦争で甚大な被害をこうむり、かつ、長期間米国の施政権下にあつた事情に加え、本土から遠隔の地にあり、多数の離島から構成される等各種の不利な条件になつてゐることに深く思いをいたし、まずその基礎条件を整備することが喫緊の課題であり、進んでは、沖縄がわが国の東南アジアの玄関口であるという地理的条件と亜熱帯地方特有の気候風土を生かし、その

豊かな労働力を活用して産業の均衡ある振興開発をはかることが必要であると考えます。

政府は、このような見地から従来より関係諸機関の総力を結集して復興対策に取り組み、同時に沖縄の各界各層の方々の意見を取り入れ、琉球政府と十分な調整を行ない復興対策要綱を決定し、この要綱を基礎として関係法律案の立案を進め、ここに、成案を得て国会の御審議をいただく運びとなつた次第であります。

以上が、これらの法律案を提案した理由であります。

次に、これらの法律案の概要につきまして御説明いたします。

まず初めに、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案についてその概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、県民の生活の安定に配慮しつつ、従前の沖縄の諸制度から本邦の諸制度への円滑な移行をはかるために必要な特別措置を定めたものであります。

その第一は、従前の沖縄県は、当然に地方自治法に定める県として存続すること、また、沖縄県の市町村は地方自治法の規定による市町村となるものとす。このほか、沖縄県及び市町村の発足に際しての必要な措置を定め、第二に裁判の効力の承継等に関し、民事関係では事件の手續の承継等、刑事関係では罰則に関する経過措置、手續、執行の承継等についての措置を定め、第三に琉球政府並びに琉球水道公社、琉球電信電話公社、沖縄放送協会等沖縄の法令に基づく特殊法人の権利義務の承継等についての措置を定め、第四に、通貨の交換とそれに伴ひ必要とされる印紙、切手類の交換等についての措置を定めております。第五は、その他法令の適用に関する特別措置を定めた規定であります。また、沖縄法令による免許等の効力の承継等の通則規定を置いた上、各省所管の法令について、たとえば、交通方法等に関する経過措置、外国人弁護士に関する特例、直接税、間接税及び関税に関する特例、沖縄の学校その他の教育

機関に関する経過措置、介輔、齒科介輔についての特別措置、小作地所有制限、食糧管理法等に関する特例、特許法等に関する特例、自動車の検査に関する特例及び自動車損害賠償責任保険契約等に関する経過措置、電話の設備料に関する公衆電気通信法の特例、労働者災害補償保険、失業保険等に関する経過措置、土地区画整理に関する経過措置、地方税法に関する経過措置等を定めており、また、この法律に定めるもののほか、沖縄の復帰に伴ひ必要とされる事項について、政令、最高裁判所規則等に委任するための規定を設けております。

次に、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案について、その概要を御説明いたします。

この法律案は、第一に沖縄の復帰に伴い、従来沖縄がわが国の施政権の外に置かれていたために必要とされてきた法律の廃止または特別に必要とされてきた規定の削除もしくは改正、第二に個別に置かれる国の出先機関の設置、管轄区域の追加等のため必要とされる各省設置法の改正その他沖縄の復帰に伴ひ必要となる規定の整備等をその内容とするものであります。

最後に、沖縄振興開発特別措置法案についてその概要を御説明いたします。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、総合的な沖縄振興開発計画を策定し、これに基づき事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、その基礎条件の改善並びに地理的及び自然的な特性に即した沖縄の振興開発をはかり、もつて県民の生活及び職業の安定並びに福祉の向上に資することを目的とするものであります。つまり、この法律案は、本土において従来の地域立法でとられてゐる振興開発の手法を総合的に駆使するとともに、沖縄の実情に合った産業の振興開発の方策を講じ、それらを計画的な沖縄の県づくりに役立てようとするものであり、他方こうした施策がとられても、制度の変更、米国軍隊の縮小、撤退等に伴う

失業等の避けがたい事態も予想され、これに対処するため職業の安定をはかるための特別の措置を講ずることとしております。

この法律案においては、まず第一に、土地の利用、産業の振興開発等十四項目にわたる十年を目途とした総合的な沖縄振興開発計画を策定することとし、その策定については、沖縄の自治を尊重するたてまえから沖縄県知事が原案を作成し、内閣総理大臣が沖縄振興開発審議会の議を経て決定することによりていたしております。また、振興開発計画に基づく事業のうち、土地改良、道路、港湾等この法律案の別表に掲げる事業について、同表に掲げる率の範囲内で国の高率の負担または補助の特例を設けることができることにいたしました。さらに、振興開発計画に基づいて行なう県道または市町村道の新設または改築、二級河川の改良工事、維持または修繕及び港湾工事について、県、市町村等からの申請に基づき国が直接で行なえる道を開いたほか、二級河川に設けられるダムについて特定多目的ダム法を適用し国が直轄で建設または管理を行なうことができることにいたしました。

第二に、産業振興開発のための特別措置として、工業開発地区の指定制度を設け、農用地等の譲渡にかかる所得税の軽減、事業用資産の買いかえの場合の課税の特例、減価償却の特例、地方税の課税免除または不均一課税に伴う措置、特定事業所の認定の制度の創設とそれに伴う税制上の優遇措置、工場用地、道路、港湾施設等の整備及び農地法等による処分についての配慮につき規定の整備をはかつております。また、沖縄の中小企業については、沖縄経済の振興のために特に必要と認められる業種について近代化基本計画を定めて近代化を促進するとともに、これらの業種のうち、さらに必要なものについては、構造改善計画の承認を行なうて、緊急に構造改善をはかることにし、これらの業種に属する中小企業者に対し、金融上、税制上特段の優遇措置を講ずることとしております。

第三に、沖縄における企業の立地を促進するとともに貿易の振興に資するために必要な地域を自由貿易地域として指定することができることにし、自由貿易地域内における事業の認定を受けた法人について税制上の優遇措置を認めるとともに、国において必要があると認めるときは、別に法律で定めるところにより、自由貿易地域内の土地及び施設に関する事業を行なうことを目的とする特別の法人を設けることにいたしました。

第四に、電気の安定的かつ適正な供給をはかるため、沖縄の電気事業について資金上、税制上必要な助成を行なうとともに、米国民政府布令で設立され、沖縄における発送電の中核的機関である琉球電力公社の業務を引き継いで実施させるため、新たに特殊法人として沖縄電力株式会社を設立することにいたしました。

第五に、沖縄の労働者の雇用を促進し、その職業安定をはかるため、職業紹介、職業訓練、就業機会の増大のための事業等に関する計画を作成し、必要な措置を講ずるとともに、沖縄振興開発計画に基づく事業等への失業者の就労を促進し、さらに一定の事由による失業者に対しては、就職活動を容易にし生活の安定をはかるため、有効期間三年の求職手帳の発給、手当の支給その他早期再就職のための各種の援護措置を講ずることにいたしました。

以上のほか、無医地区における医療の確保等その他離島及び過疎地域について必要な定めをするとともに、国有財産の譲与等の特例、地方債についての配慮、沖縄振興開発審議会等に関する必要な規定を設けております。

なお、以上三法案の施行期日については、原則として琉球諸島及び大東諸島に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の効力発生の日から施行することとし、また、これらの法律の内容から見て沖縄県民に周知徹底をはかるため、内閣総理大臣は琉球政府行政主席に通知することにいたしました。

以上が三法案の提案の理由及びその概要であります。以上が三法案の提案の理由及びその概要であります。以上が三法案の提案の理由及びその概要であります。

治権を最大限に尊重しつつ、新しい沖縄県の伸長、発展に取り組み政府の基本的姿勢を明確にするためのものであることを申し添えておきます。

○床次委員長 江崎防衛庁長官。この法律案は、さきの第六十七回国会において、本院における慎重な御審議を経て、可決の上参議院に送付されたものであります。参議院においては、継続審査の上慎重な御審議を経て可決されましたので、本院で再び御審議いただくものであります。

○江崎防衛大臣 沖縄における公用地等の暫定使用に関する法律案の提案の理由と内容の概要について、御説明いたします。

この法律案は、さきの第六十七回国会において、本院における慎重な御審議を経て、可決の上参議院に送付されたものであります。参議院においては、継続審査の上慎重な御審議を経て、このほど原案どおり可決されましたので、本院で再び御審議いただくものであります。

この法律案は、沖縄の復帰に伴い、沖縄における公用地等のために必要な土地または工作物に関する暫定使用について特別な措置を定めるものであります。

いわゆる沖縄返還協定の効力発生の日から沖縄はわが国に復帰することとなり、わが国はこの地域に対する施政の権能と責任を持つこととなります。が、アメリカ合衆国が現在施政権者として公の目的のために使用している土地または工作物のうちには、国等がそのまま引き続き公用地等として使用することと必要とするものがあります。

これらのものを大別すると、第一に、現に米軍が使用している土地等のうち、沖縄の復帰後も引き続き自衛隊の部隊の用に供するものであります。これは、復帰後の沖縄の防衛責任は、わが国が負うこととなるので、本土と同様に、自衛隊による局地防衛、民生協力、災害救難等を実施することが、政府の当然の責務となり、そのため、所要の部隊を復帰時またはできるだけこれに近い時期に配備することが必要であるからであります。

第二に、現に米軍の用に供されている土地等のうち、沖縄の復帰後も引き続き駐留米軍の用に供するものであります。これは、日米安全保障条約及びこれに関連する取りきめに従い、米軍の駐留をわが国及びわが国を含む極東における国際の平和と安全のために、わが国が必要と認めているからであります。

第三に、現に水道、電気、飛行場、航空保安施設等、航路標識及び道路の用に供されている土地で、沖縄の復帰後も引き続きこれらの用に供されるものであります。これは、住民の日常生活や福祉に密接な関係を持つ施設等であるので、復帰の日以後もその機能をとどめることのないよう保障しておく必要があるからであります。

国等がこれらの公用地等を引き続き使用するにあたっては、できる限り、従来これらの公用地等を提供していた所有者その他の権利者との円満なる契約によるべきことは申すまでもありません。しかしながら、現在沖縄では、三万数千人に及ぶ多数の所有者及びその他の権利者が数えられ、しかもそのうちには相当数の所在不明者、海外移住者等が含まれている状況でありますので、わが国の施政権の外に置かれていた沖縄において、これらの人々とあらかじめ話し合いをし、復帰日までにそのすべてについて契約の締結に至ることは容易ではないのであります。

また、復帰日以降、国等がこれらの公用地等を米国にかわって引き続いて暫定的に使用する場合でも、従来の使用関係の範囲にとどまるのであります。したがって、これらの事情を勘案すると、経過措置として暫定的に一定期間これらの土地等の使用権を設定して、その間に契約その他必要な措置をとることとするとはまことにやむを得ないことであると存じます。もとより、この法律による使用の開始後であっても、使用者たる国等は、土地等の所有者等との合意によりこれを使用するようである限りつとめるべきであり、このことは、法律案の第一条において明確に規定されております。

次に、この法律案で規定しております土地等の暫定使用の内容の概略を申し上げます。

第一に、この法律の施行の際、沖縄において米軍の用に供されている土地等のうち、引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの、引き続き駐留米軍の用に供するもの、またはこの法律の施行の日から一年以内に米軍から返還され引き続き自衛隊の部隊の用に供するもの。

第二に、この法律の施行の際琉球水道公社または琉球電力公社が水道事業用施設、電気工作物等の用に供している土地で、引き続きこれらの用に供するもの。

第三に、この法律の施行の際沖縄にある飛行場、航空保安施設、航空通信用電気通信設備または航路標識の用に供されている土地で、引き続きこれらの用に供するもの、またはこの法律の施行の日から一年以内に米軍から返還され引き続き航空保安施設の用に供するもの。

第四に、この法律の施行の際沖縄において一般交通の用に供されている米軍の築造にかかわる道路の敷地で、引き続き道路法上の道路の敷地となる土地については、国等がこの法律の施行の日からこれらの土地等について権原を取得するまでの間、使用することができるといふものであります。ただし、この暫定使用期間は、この法律の施行の日から五年をこえない範囲内で土地等の種類等を考慮して政令で定める期間に限っております。

以上のほか、この法律案では、土地等を使用する場合の手續に關する事項として、使用する土地等及び使用の方法の告示並びに所有者等に対する通知等について規定し、あわせて土地等の使用に伴う損失の補償並びに使用をやめた場合の返還及び原状回復の義務について定めております。また、この法律は、一部の規定を除き、沖縄返還協定の効力発生の日から施行することとしております。

以上、法律案の提案の理由及び内容の概要を御説明申し上げますが、何とぞ、御審議の上、すみやかに御賛成くださるようお願いいたします。

(拍手)

○床次委員長 佐藤人事院総裁。

○佐藤(達)政府委員 ただいま議題となりました国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件の提案理由につきまして御説明申し上げます。

この案件は、前国会において本院の御可決を得ましたものと同一の内容でございますが、その趣旨は、沖縄の復帰に伴い、当分の間、人事院沖縄事務所を那覇市に置くことについて国会の御承認を求めようとするものであります。

申すまでもなく、沖縄の復帰に伴いまして、数千名にのぼる琉球政府職員が一般職の国家公務員に身分を切りかえられ、これらの職員に対し国家公務員法、一般職の職員の給与に關する法律、国家公務員災害補償法等の諸法律及びこれらに基づくものゝ制度が新規に適用されることになるわけでございます。

沖縄地域における国の人事行政が公正に確保され、これら国家公務員の利益が保護されますよう、これら諸制度をすみやかに各官署の人事事務担当者、各職員団体等に浸透させることも、人事院の業務全般を積極的に展開する必要があるものと考へておりますが、沖縄の地理的事情等にかんがみ、少なくとも当分の間は、現地に人事院の地方の事務所を設置する必要があるものと考へます。

以上の理由によりまして、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し、国会の御承認を求める次第であります。

何とぞよろしくお願い申し上げます。(拍手)

○床次委員長 以上で提案理由の説明は終了いたしました。

○床次委員長 右各案件につきましては、別に質疑、討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、沖縄の復帰に伴う特別措置に關する法律

案、沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に關する法律案、沖縄振興開発特別措置法案及び沖縄に關する公用地等の暫定使用に關する法律案、以上四案を一括して採決いたします。

四案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よつて、四案はいずれも原案のとおり可決すべきものと決しました。

(拍手)

次に、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第百五十六条第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めるの件について採決いたします。

本件を承認するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○床次委員長 起立総員。よつて、本件は承認すべきものと決しました。(拍手)

ただいま議決いたしました五案件に關する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なし〕と呼ぶ者あり

○床次委員長 御異議なしと認めます。よつて、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○床次委員長 本日は、これにて散会いたします。

午後六時十一分散会

昭和四十七年一月十日印刷

昭和四十七年一月十一日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局